

小丸川水系河川整備計画

— 国 管 理 区 間 —

平成 25 年 8 月

国土交通省 九州地方整備局

小丸川水系河川整備計画

— 大 臣 管 理 区 間 —

(変更原案)

令和 7 年 3 月

国土交通省 九州地方整備局

目 次

	頁
1. 小丸川の概要 ······	1
1.1 流域及び河川の概要 ······	1
1.2 治水の沿革 ······	12
1.3 利水の沿革 ······	17
2. 小丸川の現状と課題 ······	18
2.1 治水の現状と課題 ······	18
2.1.1 洪水対策 ······	18
2.1.2 堤防の安全性 ······	19
2.1.3 内水対策 ······	21
2.1.4 高潮、地震・津波対策 ······	22
2.1.5 河道の維持管理 ······	24
2.1.6 総合的な土砂管理 ······	24
2.1.7 河川管理施設の維持管理 ······	25
2.1.8 危機管理 ······	27
2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題 ······	28
2.2.1 河川水の利用 ······	28
2.2.2 河川空間の利用 ······	30
2.2.3 河川環境 ······	32
2.2.4 河川景観 ······	47
3. 河川整備計画の目標に関する事項 ······	48
3.1 河川整備の基本理念 ······	48
3.2 河川整備計画の対象区間 ······	49
3.3 河川整備計画の対象期間 ······	50
3.4 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止 又は軽減に関する目標 ······	51

目 次

	頁
1. 小丸川の概要 ······	1
1.1 流域及び河川の概要 ······	1
1.2 治水の沿革 ······	15
1.3 利水の沿革 ······	23
1.4 河川環境の沿革 ······	24
2. 小丸川の現状と課題 ······	25
2.1 治水の現状と課題 ······	25
2.1.1 洪水対策 ······	25
2.1.2 堤防の安全性 ······	26
2.1.3 内水対策 ······	27
2.1.4 高潮、地震・津波対策 ······	29
2.1.5 河道の維持管理 ······	31
2.1.6 総合的な土砂管理 ······	32
2.1.7 河川管理施設の維持管理 ······	33
2.1.8 危機管理 ······	35
2.1.9 施設の能力を上回る洪水等の発生 ······	36
2.1.10 気候変動への適応 ······	36
2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題 ······	37
2.2.1 河川水の利用 ······	37
2.2.2 河川空間の利用 ······	39
2.2.3 河川環境 ······	41
2.2.4 河川景観 ······	59
3. 河川整備計画の目標に関する事項 ······	60
3.1 河川整備の基本理念 ······	60
3.2 河川整備計画の対象区間 ······	61

3.4.1	目標設定の背景	51	3.3	河川整備計画の対象期間	62
3.4.2	整備の目標	52	3.4	洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止 又は軽減に関する目標	63
3.5	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	54	3.4.1	目標設定の背景	63
3.6	河川環境の整備と保全に関する目標	55	3.4.2	整備の目標	64
4.	河川整備の実施に関する事項	56	3.5	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	68
4.1	河川整備の実施に関する基本的な考え方	56	3.6	河川環境の整備と保全に関する目標	69
4.1.1	洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減	56	4.	河川整備の実施に関する事項	71
4.1.2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	56	4.1	河川整備の実施に関する基本的な考え方	71
4.1.3	河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備	56	4.1.1	洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減	71
4.1.4	河川整備の実施に関する総合的な考え方	56	4.1.2	災害復旧及び局所的な対応	71
4.2	河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設等の機能の概要	58	4.1.3	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	72
4.2.1	洪水、高潮、地震・津波対策等に関する整備	58	4.1.4	河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備	72
4.2.2	河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備	62	4.1.5	河川整備の実施に関する総合的な考え方	72
4.3	河川の維持の目的、種類及び施行の場所	63	4.2	河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設等の機能の概要	73
4.3.1	洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は 軽減に関する事項	63	4.2.1	洪水、地震・津波、 高潮 対策等に関する整備	73
4.3.2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	72	4.2.2	河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備	78
4.3.3	河川環境の整備と保全に関する事項	74	4.3	河川の維持の目的、種類及び施行の場所	80
5.	小丸川の川づくりの進め方	77	4.3.1	洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は 軽減に関する事項	81
5.1	関係機関、地域住民との連携	77	4.3.2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	96
5.2	河川情報の発信と共有	77	4.3.3	河川環境の整備と保全に関する事項	98
5.3	地域の将来を担う人材の育成等	78	5.	小丸川における総合的な取組	101
			5.1	関係機関、地域住民との連携	102
			5.2	河川情報の発信と共有	103
			5.3	地域の将来を担う人材の育成等	104
			5.4	小丸川の価値・魅力の再認識	105

5.5 洪水調節施設を有効活用する取組を一層推進	105
5.6 防災力向上及び河川環境の保全等に資する コミュニティ形成への支援活動	106
5.7 DX（デジタルトランスフォーメーション）等の新たな取組の推進	106
5.8 流域全体を視野に入れた取組（流域治水対策の推進）	107
5.9 生態系ネットワークの形成	109
5.10 小丸川流域の持続可能な社会の形成	110
5.11 流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント	111

1. 小丸川の概要

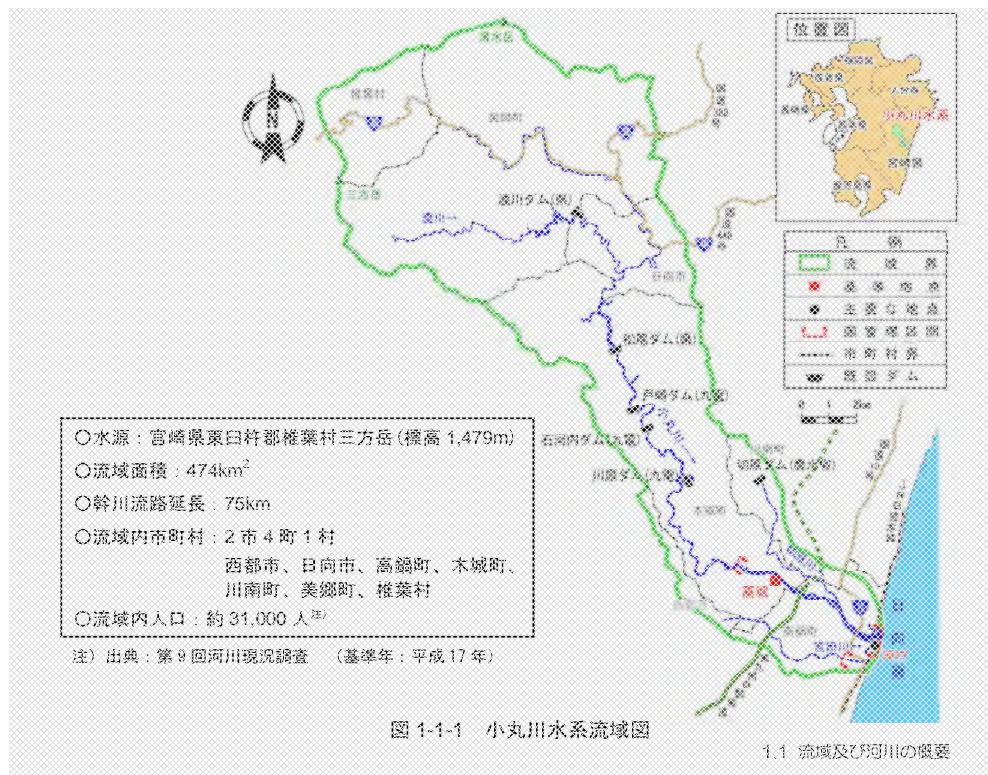
1. 小丸川の概要

1.1 流域及び河川の概要

小丸川は、その源を宮崎県東臼杵郡椎葉村三万岳（標高 1,479m）に発し、山間部を流下し、渡川等を合わせながら木城町の平野部を貫流しています。その後、下流部において切原川、宮田川を合わせ日向灘に注ぐ、幹川流路延長 75km、流域面積 474km²の一級河川です。

その流域は、宮崎県の中央部に位置し、関係市町村数は2市4町1村からなり、下流部の狭い平野部には高鍋町などの主要地域を有しています。流域の土地利用は、山地が約 87%、水田・畠地等が約 10%、宅地等が約 3%となっています。

沿川には、北九州市と鹿児島市を結ぶ主要幹線である国道 10 号や JR 日豊本線等の基幹交通施設に加え、東九州自動車道が宮崎市まで繋がるなど、交通の要衝となっています。また、上流の山間部では木材、シイタケ等の林業を中心とした産業のほか、数々の神話や豊かな自然環境を活かした観光産業が盛んで、中下流の平野部では畜産を中心とした農業や酒造業などが営まれ、近年においては化学工場や精密機器工場が進出するなど、この地域の社会・経済・文化の基盤を成しています。さらに照葉樹林の天然林が群生する尾鈴県立自然公園等の豊かな自然環境に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きいものとなっています。



1. 小丸川の概要

1. 小丸川の概要

1.1 流域及び河川の概要

小丸川は、その源を宮崎県東臼杵郡椎葉村三万岳（標高 1,479m）に発し、山間部を南東に流下し、渡川等を合わせながら木城町の平野部を流下した後、高鍋町に入り切原川、宮田川を合わせ日向灘に注ぐ、幹川流路延長 75km、流域面積 474km²の一級河川です。

流域は、宮崎県の中央部に位置し、関係市町村数は2市 4 町 1 村からなり、下流部の狭い平野部には高鍋町などの主要地域を有しています。流域の関係市町村の人口は昭和 55 年（1980 年）と令和 2 年（2020 年）を比較すると約 16.6 万人から約 13.6 万人に減少し、高齢化率は 10.9% から 35.3% に増加しています。流域の土地利用は、山地等が約 87%、水田・畠地等が約 10%、宅地等が約 3% となっています。

沿川には、北九州市と鹿児島市を結ぶ東九州地域の主要幹線である東九州自動車道や国道 10 号、JR 日豊本線等の基幹交通施設が整備され、また、高鍋町には高鍋 IC が設置される等、交通の要衝となっています。

上流の山間部では木材、シイタケ等の林業を中心とした産業のほか、数々の神話や豊かな自然環境を活かした観光産業が盛んで、中下流の平野部では畜産を中心とした農業や酒造業などが営まれるとともに、化学工場が進出するなど、この地域の社会・経済・文化の基盤を成しています。また、中上流部には照葉樹林の天然林が群生する尾鈴県立自然公園等の豊かな自然環境に恵まれています。

小丸川をはじめとして、宮崎県の主要河川では、急流河川と全国有数の降水量であったことから、古くから水力発電開発が盛んであり、数多くの水力発電所が建設されており、小丸川における水力発電量は九州の水力発電量の約 4 割を占めています。

このように、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きいものとなっています。

1. 小丸川の概要

1. 小丸川の概要

1.1 流域及び河川の概要

小丸川は、その源を宮崎県東臼杵郡椎葉村三方岳（標高 1,479m）に発し、山間部を流下し、渡川等を合わせながら木城町の平野部を貫流しています。その後、下流部において切原川、宮田川を合わせ日向灘に注ぐ、幹川流路延長 75km、流域面積 474km²の一級河川です。

その流域は、宮崎県の中央部に位置し、関係市町村数は2市4町1村からなり、下流部の狭い平野部には高鍋町などの主要地域を有しています。流域の土地利用は、山地が約 87%、水田・畑地等が約 10%、宅地等が約 3%となっています。

沿川には、北九州市と鹿児島市を結ぶ主要幹線である国道 10 号や JR 日豊本線等の基幹交通施設に加え、東九州自動車道が宮崎市まで繋がるなど、交通の要衝となっています。また、上流の山間部では木材、シイタケ等の林業を中心とした産業のほか、数々の神話や豊かな自然環境を活かした観光産業が盛んで、中下流の平野部では畜産を中心とした農業や醸造業などが営まれ、近年においては化学工場や精密機器工場が進出するなど、この地域の社会・経済・文化の基盤を成しています。さらに照葉樹林の天然林が群生する尾鈴県立自然公園等の豊かな自然環境に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きいものとなっています。



1. 小丸川の概要



図 1-1-1 小丸川水系流域図

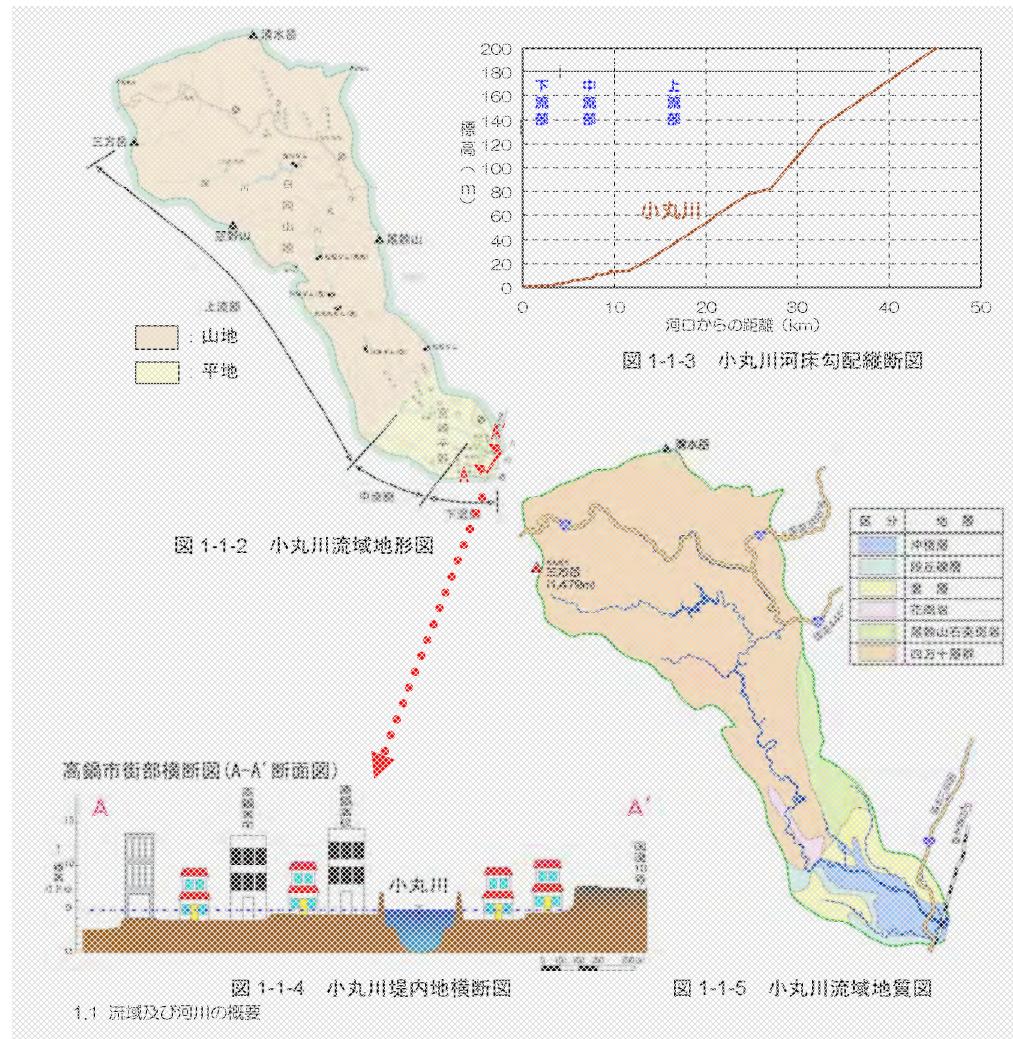
1. 小丸川の概要

(1) 地形・地質

流域の地形は、三方岳や清水岳などの日向山地のほぼ中央部を源に尾鈴山と空野山に挟まれた急峻な渓谷が形成され、下流部には狭い沖積平野が広がっています。

河床勾配は、上流部で約1/100程度、中流部は約1/600程度と急勾配であり、狭い平野部である下流部は約1/2,000程度と比較的緩勾配となっているものの、全体的には急流河川の様相を呈しています。

流域の地質は、上流部では中生紀から古第三紀に属する四万十層からなり、侵食の進んだ険しい谷をなしています。中流部では中生層になる谷を流れ、下流部では周辺の洪積台地とともに、宮崎県中部の沖積平野を形成しています。



1.1 流域及び河川の概要

1. 小丸川の概要

(1) 地形・地質

流域の地形は、三方岳や清水岳などの日向山地のほぼ中央部を源に尾鈴山と空野山に挟まれた急峻な渓谷が形成され、下流部には沖積平野が広がっており、ひとたび洪水が氾濫すると平野部で被害が発生する地形特性となっています。

河床勾配は、上流部で約1/100程度、中流部は約1/600程度と急勾配であり、下流部は約1/2,000程度と比較的緩勾配となっているものの、九州地方では有数の急流河川であるため、洪水が急流部から一気に平野部に流下します。その流れは、河道断面の形状等の影響により高速流を発生させ、幾度と無く、河岸の洗掘や護岸崩壊等を引き起こしています。

流域の地質は、上流部では中生紀から古第三紀に属する四万十層からなり、侵食の進んだ険しい谷をなしています。中流部では中生層になる谷を流れ、木城町南部で沖積地に入り、下流部では、周辺の洪積台地と共に、宮崎県中部の沖積平野を形成しています。

流域を形成している地質、四万十層群は、形成時の圧縮・変形により割れ目が発達し崩壊しやすい地質を呈しているものが多く、地形特性も重なり、土砂供給も多い河川となっています。

1.1 流域及び河川の概要

1. 小丸川の概要

(1) 地形・地質

流域の地形は、三方岳や清水岳などの日向山地のほぼ中央部を源に尾鈴山と空野山に挟まれた急峻な渓谷が形成され、下流部には狭い冲積平野が広がっています。

河床勾配は、上流部で約1/100程度、中流部は約1/600程度と急勾配であり、狭い平野部である下流部は約1/2000程度と比較的緩勾配となっているものの、全体的には急流河川の様相を呈しています。

流域の地質は、上流部では中生紀から古第三紀に属する四万十層からなり、侵食の進んだ険しい谷をなしています。中流部では中生層になる谷を流れ、下流部では周辺の洪積台地とともに、宮崎県中部の沖積平野を形成しています。

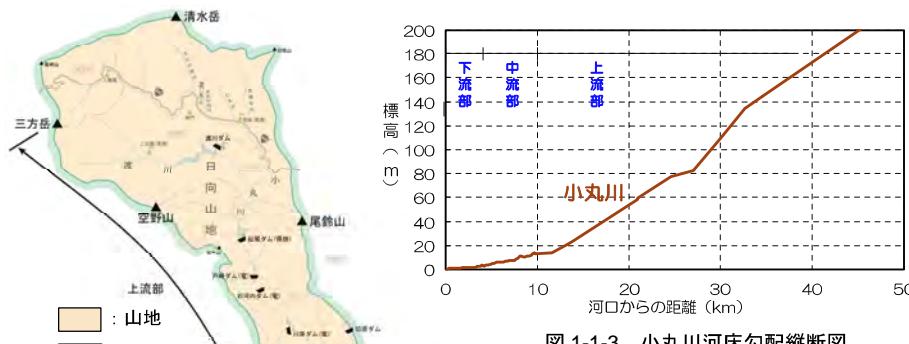


図 1-1-2 小丸川流域地形図



1.1 流域及び河川の概要

1. 小丸川の概要

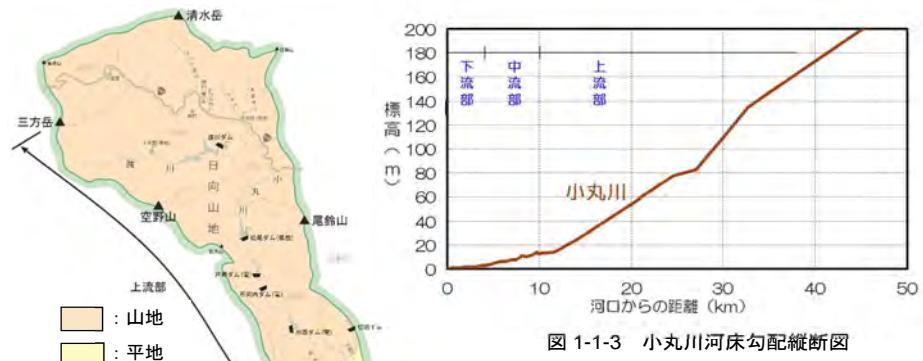
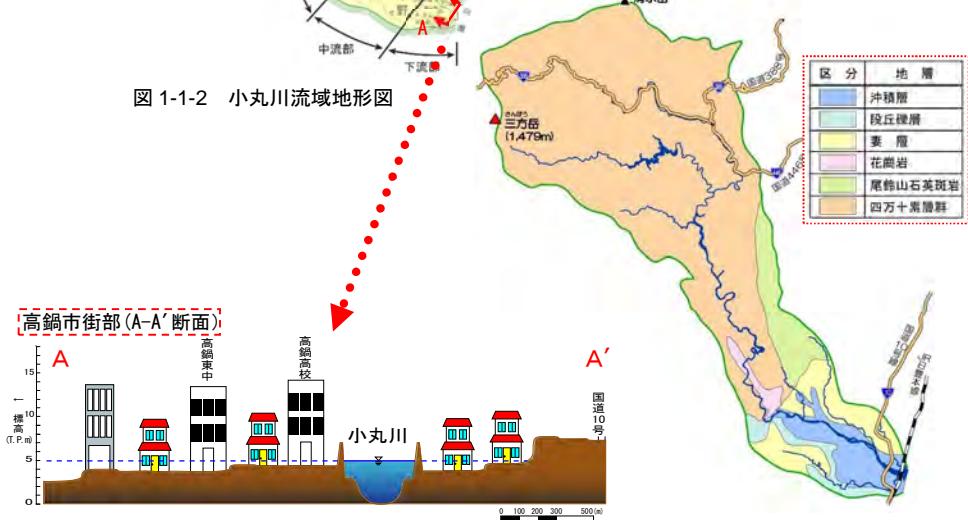


図 1-1-3 小丸川河床勾配縦断図



1.1 流域及び河川の概要

1. 小丸川の概要

(2) 気候・気象

流域の気候は、上流部では山地型の気候区、下流部では南海型気候区に属しています。流域の降雨分布は特に上流部が多雨地帯となっており、流域全体の年平均降雨量は約 2,900mm 程度(全国の平均降水量約 1,700mm の約 1.7 倍)であり、降雨量の大部分は梅雨期及び台風期に集中しています。



図 1-1-6 九州南部の気候区分
(出典：福岡の気象百年)

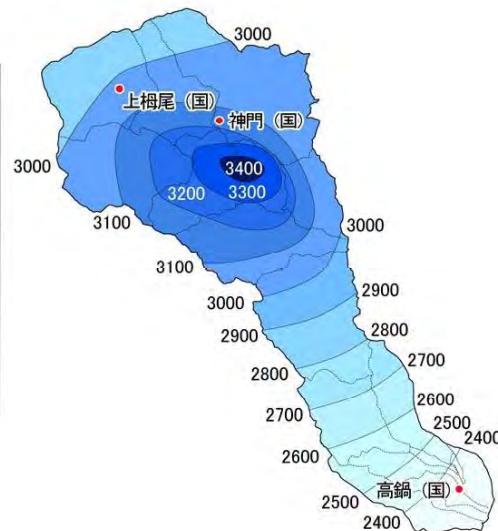


図 1-1-7 年間降水量分布図
(1985～2006 年の平均)

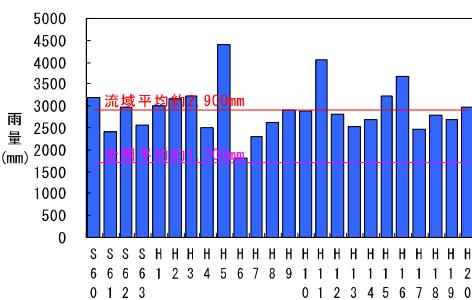


図 1-1-8 流域平均年間降水量

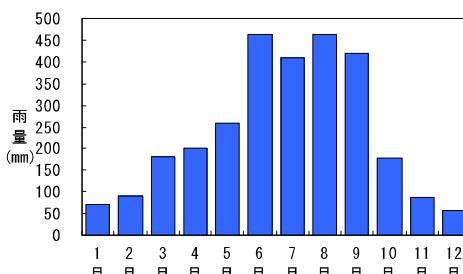


図 1-1-9 月別平均降水量
(1985～2009 年の平均)

※国土交通省管轄の観測所雨量による

流域平均雨量

1.1 流域及び河川の概要

1. 小丸川の概要

(2) 気候・気象

流域の気候は、上流部では山地型の気候区、下流部では南海型気候区に属しています。年平均降水量は約 3,000mm 程度です。その降水量の大部分は梅雨期及び台風期に集中しているなか、主要洪水の約 9 割を台風性降雨が占めています。



図 1-1-6 九州南部の気候区分
(出典：福岡の気象百年)

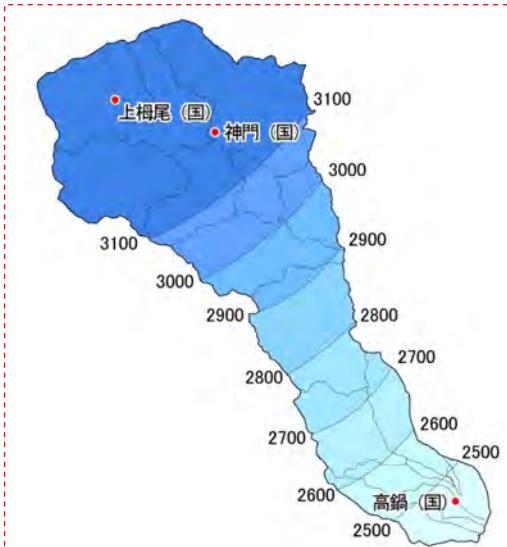


図 1-1-7 年間降水量分布図
(昭和 60 年(1985)～令和 3 年(2021)の平均)



図 1-1-8 主要洪水の要因

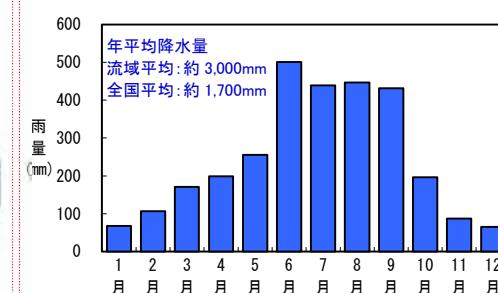


図 1-1-9 月別降水量
(昭和 60 年(1985)～令和 3 年(2021)の平均)

※国土交通省管轄の観測所雨量による流域平均雨量

1.1 流域及び河川の概要

1. 小丸川の概要

(3) 自然環境

源流から比木橋付近までの上流部は、小丸川が急峻な山地を流下し、その河床は巨石、巨礫で形成されています。左岸側の尾鈴山周辺一帯は、尾鈴県立自然公園に指定され、照葉樹林が分布し、美しい渓谷や滝が存在しています。河岸にはツルヨシ群落、ハルニレ等の河畔林が点在し、水域には、渓流のヤマメをはじめ、アユ、オイカワ、カワムツ、コイ等が生息しています。また、5つのダムにより貯水池が断続的に形成されており、カモ類の休息場ともなっています。

比木橋付近から切原川合流点までのの中流部は、小丸川が段丘の発達した平地を貫流し、瀬と淵、砂州が連続しています。河岸にはツルヨシ群落やヤナギ低木林からなる河畔林が分布し、水域にはカワムツ、オイカワ、ボウズハゼ等が優占して生息しています。なお、瀬はアユの産卵場として、砂礫河原にはカワラハハコ^{だけく}が生育するほか、コアジサシの営巣地ともなっています。竹鳩橋付近の高水敷部には、かつての流路の名残である河跡湖^{※1}が点在しています。河跡湖にはガガブタ、ヒシやカンガレイ等の浮葉・抽水性の植物が生育・繁殖し、イトトンボ等の昆虫や、ナマズ、メダカ、カマキリ等の魚類が生息・繁殖しています。

切原川合流点から河口までの下流部は、感潮区間^{※2}であり、河岸にはヨシ群落、セイコノヨシやツルヨシ群落が分布し、水際には砂州が形成され、チゴガニ等が生息するとともに、シギ類やチドリ類の採餌場ともなっています。河口付近左岸の入り江にはハマボウやシオクグ等の塩生植物が群生し、河口付近右岸のワンドの感潮区間下部には沈水植物のコアマモが生育しています。入り江やワンドを含む河口域には、マハゼ、ウロハゼ、ヒイラギ等の汽水魚が優占するほか、アカメ、トビハゼ、クボハゼ等の希少な魚類の生息場となっており重要です。

※1 河跡湖：川の流れが変わってその一部がせき止められ、池や沼になったものをいいます。

※2 感潮区間：潮汐による水位の変動や塩分の変動の影響を受ける区間のことをいいます。



写真 1-1-1 小丸川上流部
(松尾ダム付近)



写真 1-1-2 小丸川中流部
(高城橋下流付近)



写真 1-1-3 小丸川下流部 (河口付近)

1. 小丸川の概要

(3) 自然環境

源流から比木橋付近までの上流部は、急峻な山地を流下し、河床は巨石、巨礫で形成されています。左岸側の尾鈴山周辺一帯は、尾鈴県立自然公園に指定され、イチイガシ、タブノキ等の照葉樹林が分布し、美しい渓谷や滝が存在しています。河岸にはツルヨシ群落、オギ群落が点在し、水域には、サクラマス（ヤマメ）、サワガニ等が生息・繁殖しており、水辺をカワセミ、アカショウビン、アオサギ等が採餌場として利用しています。また、5つのダムが断続的に貯水池を形成し、カモ類等が休息場^{吉のばる}等に湖面を利用しています。

比木橋付近から切原川合流点までのの中流部は、河床勾配が緩やかになり、河道内は連続する瀬・淵や砂礫河原が広がっています。連続する瀬にはオイカワ、アユ、淵には絶滅危惧種であるカマキリ（アユカケ）のほか、ウグイ等が生息・繁殖しています。砂礫河原には、砂礫河原固有植物のカワラハハコが生育するほか、イカルチドリや絶滅危惧種であるコアジサシ等の鳥類の繁殖場となっています。水辺のツルヨシ群落ではオオヨシキリ、セッカ等の鳥類が繁殖場や採餌場として利用しています。

中流部の特徴的な環境として、竹鳩橋下流^{だけく}の高水敷部には旧川跡に生じた河跡湖が存在し、小丸川の特徴的な河川環境となっています。河跡湖は本川の流況と密接な関係により保たれており、絶滅危惧種であるオグラコウホネのほか、ガガブタ等の重要な植物が多数生育する重要な湿地環境となっています。また、オオミズスマシ、ヒメミズカマキリ、スミウキゴリ、ドジョウ等の重要な底生動物・魚類も生息・繁殖しており、小丸川水系の生物多様性を維持していく上で保全すべき重要な場所となっています。

切原川合流点から河口までの下流部は、感潮区間^{※2}であり、河口付近左岸の入り江には、ハマボウやシオクグ、イセウキヤガラ等の重要な塩生植物が群生し、トビハゼ^ゆや絶滅危惧種であるクボハゼ、アカメ等の魚類、アシハラガニ、チゴガニ等の底生動物が生息・生育・繁殖するワンドや干潟、ヨシ原等の多様な汽水環境が存在します。また、河口付近はマガモ等のカモ類が集団越冬地として利用しているほか、広大に広がる河口砂州は、絶滅危惧種であるコアジサシの集団繁殖地やシギ・チドリ類の生息・繁殖場となっています。

なお、特定外来生物として、魚類ではカダヤシ、オオクチバス、植物ではオオキンケイギク、鳥類ではソウシチョウ、両生類ではウシガエル、爬虫類ではミシシッピアカミミガメ、底生動物ではアメリカザリガニが確認されており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されています。

1. 小丸川の概要

1. 小丸川の概要

(3) 自然環境

源流から比木橋付近までの上流部は、小丸川が急峻な山地を流下し、その河床は巨石、巨礫で形成されています。左岸側の尾鈴山周辺一帯は、尾鈴県立自然公園に指定され、照葉樹林が分布し、美しい渓谷や滝が存在しています。河岸にはツルヨシ群落、ハルニレ等の河畔林が点在し、水域には、渓流のヤマメをはじめ、アユ、オイカワ、カワムツ、コイ等が生息しています。また、5つのダムにより貯水池が断続的に形成されており、カモ類の休息場ともなっています。

比木橋付近から切原川合流点までの中流部は、小丸川が段丘の発達した平地を貫流し、瀬と淵、砂洲が連続しています。河岸にはツルヨシ群落やヤナギ低木林からなる河畔林が分布し、水域にはカワムツ、オイカワ、ボウズハゼ等が優占して生息しています。なお、瀬はアユの産卵場として、砂礫河原にはカワラハハコ^{※1}が生育するほか、コアシサシの営巣地ともなっています。竹鳩橋付近の高水敷部には、かつての流路の名残である河跡湖^{※1}が点在しています。河跡湖にはガガブタ、ヒシやカンガレイ等の浮葉・抽水性の植物が生育・繁殖し、イトトンボ等の昆虫や、ナマズ、メダカ、カマキリ等の魚類が生息・繁殖しています。

切原川合流点から河口までの下流部は、感潮区間^{※2}であり、河岸にはヨシ群落、セイコノヨシやツルヨシ群落が分布し、水際には砂洲が形成され、チゴガニ等が生息するとともに、シギ類やチドリ類の採餌場ともなっています。河口付近左岸の入り江にはハマボウやシオクグ等の塩生植物が群生し、河口付近右岸のワンドの感潮区間下部には沈水植物のコアマモが生育しています。入り江やワンドを含む河口域には、マハゼ、ウロハゼ、ヒイラギ等の汽水魚が優占するほか、アカメ、トビハゼ、クボハゼ等の希少な魚類の生息場となっており重要です。

※1 河跡湖：川の流れが変わってその一部がせき止められ、池や沼になったものをいいます。

※2 感潮区間：潮汐による水位の変動や塩分の変動の影響を受ける区間のことをいいます。



写真 1-1-1 小丸川上流部
(松尾ダム付近)



写真 1-1-2 小丸川中流部
(高城橋下流付近)



写真 1-1-3 小丸川下流部（河口付近）



写真 1-1-1 小丸川上流部
(松尾ダム付近)



写真 1-1-2 小丸川中流部
(竹鳩橋下流付近)



写真 1-1-3 小丸川下流部（河口付近）

1. 小丸川の概要



図 1-1-8 河川区分及び自然公園位置図

1. 小丸川の概要



図 1-1-10 河川区分及び自然公園位置図

1. 小丸川の概要

(4) 歴史・文化

1) 歴史

小丸川の河川名が歴史に登場してくるのは今から約300年前であり、それまでは、戦国時代に大友宗麟と島津義久が雌雄を決した攻防が「高城川の戦い」(天正六年、1578年)と伝えられるように、島津領の要衝高城(小丸川の河口から約8km上流の左岸付近)の名をとって高城川と呼ばれていました。

江戸時代に当地を治めた高鍋藩の高鍋藩拾遺本藩実録(宮崎県史料・第2巻・高鍋藩)によると、貞享二年(1684年)七月二十三日の小丸川井手等修築の記事に「小丸川高城瀬水垣所 同數村三所崩 切原村出口崩 持田村崩 安蔵川除切場 同村西川除 持田村井手溝初七ヶ所 人足壹万弐千百四十人 飯米九十壹石壹斗壹升」とあるように小丸川の名が現れ、当年の洪水による小丸川災害復旧のため2,140人を動員して修築にあたったことが記録されています。

当時、高鍋藩の城下町には小丸川に通じる小丸小路があり、これが小丸川と接するところは現在も地名として残る小丸出口(小丸川の河口から約3km上流の右岸付近)といわれ、交通の要である船着場として利用されていました。小丸のつく地名はこのほかに、小丸上、小丸下があります。

特に、小丸川下流域を治めた高鍋藩は、水害対策として川除け(水制)、土手(堤防)の工事を行ったことが高鍋藩の農政書に記載されています。これによると、高鍋藩では川除けを重視した治水工事が行われており、高城川除・土手、萩原川川除、切原川土手、比木神社川表下堤などがあります。

現在、小丸川の河口から約3km上流の右岸に残る佐久間土手は、江戸より高鍋藩士として招かれた学者佐久間頼母翁の築いた土堤と言われており、築堤は元禄6年より13年に至る約8ヶ月の歳月を要し完成しました。また、川除けとしての水制工が小丸川の河口から約5km上流の右岸に存在します。

このように、小丸川の歴史は古く、その起源は城下町の地名に由来するものであります。なお、当時の呼び方が「おまる」であったか、「こまる」であったかは不明ですが、現在では「おまる川」として地域の人々に親しまれています。



図 1-1-9 高城川の戦い(天正 6 年、1578 年)
(出典：新納捉高城風雲録による)



写真 1-1-4 佐久間土手
(杉並木が佐久間土手)

1. 小丸川の概要

(4) 歴史・文化

1) 歴史

小丸川の河川名が歴史に登場してくるのは今から約300年前であり、それまでは、戦国時代に大友宗麟と島津義久が雌雄を決した攻防が「高城川の戦い」(天正六年、1578年)と伝えられるように、島津領の要衝高城(小丸川の河口から約8km上流の左岸付近)の名をとって高城川と呼ばれていました。

小丸川の水害の歴史は古く、江戸時代に当地を治めた高鍋藩の高鍋藩拾遺本藩実録(宮崎県史料・第2巻・高鍋藩)によると、貞享二年(1684年)7月23日の小丸川井手等修築の記事に「小丸川高城瀬水垣所 同數村三所崩 切原村出口崩 持田村崩 安蔵川除切場 同村西川除 持田村井手溝初七ヶ所 人足壹万弐千百四十人 飯米九十壹石壹斗壹升」とあるように、その年の洪水による小丸川災害復旧のため12,140人を動員して修築にあたったことが記録されています。

当時、高鍋藩の城下町には小丸川に通じる小丸小路があり、これが小丸川と接するところは現在も地名として残る小丸出口(小丸川の河口から約3km上流の右岸付近)といわれ、交通の要である船着場として利用されていました。小丸のつく地名はこのほかに、小丸上、小丸下があります。

特に、小丸川下流域を治めた高鍋藩は、水害対策として川除け(水制)、土手(堤防)の工事を行ったことが高鍋藩の農政書に記載されています。これによると、高鍋藩では川除けを重視した治水工事が行われており、現在も川除としての水制工が河口から約5km上流の右岸に存在するなど、古くから急流河川である小丸川の幾多の洪水から町を守る・町の発展のための先人の知恵「川除」等による治水対策が行われていたことがうかがえます。

このように、小丸川の歴史は古く、その起源は城下町の地名に由来するものであります。なお、当時の呼び方が「おまる」であったか、「こまる」であったかは不明ですが、現在では「おまる川」として地域の人々に親しまれています。



写真 1-1-4 佐久間土手
(杉並木が佐久間土手)

図 1-1-11 高城川の戦い(天正 6 年、1578 年)
(出典：新納捉高城風雲録による)

1. 小丸川の概要

2) 文化

小丸川には、上流域における鬼神野・梅尾溶岩渓谷等の景勝地、下流域における国指定史跡持田古墳群等多くの史跡が存在しています。天然記念物としては「オニバスの自生地」「中之又のウラクツバキ」「アカウミガメ及びその産卵地」、文化財では国指定重要無形民俗文化財である「椎葉神楽」や県指定無形民俗文化財の「高鍋神楽」が指定されています。

その他、比木神社～神門神社の間を巡行する百済王伝説にまつわる「師走祭り」、白樺派の作家武者小路実篤が理想郷を目指して開いた「新しき村」、日本や海外の絵本と絵本原画を収集・展示し、海外からの劇団公演も行われる「木城えほんの郷」等、文化・歴史における伝統が今も息づいています。



写真 1-1-5 師走祭り

表 1-1-1 小丸川流域の指定名勝・天然記念物

指定区分	名称	所在地	管理団体	指定年月日
国天然記念物	高鍋のクス	高鍋町	高鍋町	S26. 6. 9
県名勝	鬼神野・梅尾溶岩渓谷	美郷町南郷区・椎葉村	美郷町南郷区・椎葉村	S8. 3. 25
県天然記念物	オニバス自生地	木城町	木城町	S8. 12. 5
	中之又のウラクツバキ	木城町	木城町	H7. 12. 21
	アカウミガメ及びその産卵地	宮崎市・新富町・高鍋町・延岡市・日南市	一	S55. 6. 24

表 1-1-2 小丸川流域の文化財

指定区分	名称	所在地	管理団体	指定年月日
国重要文化財	神門神社本殿	美郷町南郷区	美郷町南郷区	H12. 12. 4
国重要無形民俗文化財	椎葉神楽	椎葉村	椎葉村	H3. 2. 21
県有形文化財	銅鏡(三十三面)	美郷町南郷区	神門神社	S40. 8. 17
	板絵諸色観音菩薩御正体(一面)	美郷町南郷区	神門神社	S40. 8. 17
県無形民俗文化財	高鍋神楽	高鍋町・新富町・都農町・川南町・木城町・美郷町南郷区	高鍋町・新富町・都農町・川南町・木城町・美郷町南郷区	S44. 4. 1

表 1-1-3 小丸川流域の史跡

指定区分	名称	所在地	管理団体	指定年月日
国史跡	持田古墳群	高鍋町	高鍋町	S36. 2. 25
	宗麟原供養塔	川南町	川南町	S8. 2. 28
	川南古墳群	川南町	川南町	S36. 2. 25
県史跡	石井十次生家	高鍋町	高鍋町	S47. 9. 26

1. 小丸川の概要

2) 文化

上流域には鬼神野・梅尾溶岩渓谷等の景勝地、下流域には国指定史跡持田古墳群等多くの史跡が存在しています。天然記念物としては「オニバスの自生地」「アカウミガメ及びその産卵地」、文化財では国指定重要無形民俗文化財である「椎葉神楽」や県指定無形民俗文化財の「高鍋神楽」が指定されています。

その他、比木神社～神門神社の間を巡行する百済王伝説にまつわる「師走祭り」、白樺派の作家武者小路実篤が理想郷を目指して開いた「新しき村」、日本や海外の絵本と絵本原画を収集・展示し、海外からの劇団公演も行われる「木城えほんの郷」等、文化・歴史における伝統が今も息づいています。



写真 1-1-5 師走祭り

表 1-1-1 小丸川流域の指定名勝・天然記念物

指定区分	名称	所在地	指定年月日	備考
国特別天然記念物	カモシカ	地域定めず	S30. 2. 15	
	高鍋のクス	高鍋町	S26. 6. 9	
	川南湿原植物群落	川南町	S49. 6. 11	
	オカヤドカリ	地域定めず	S45. 11. 12	
	ゴイシツバメシジミ	地域定めず	S50. 2. 13	
	ヤマネ	地域定めず	S50. 6. 26	
国天然記念物	カンムリウミズズメ	地域定めず	S50. 6. 26	
	県名勝	鬼神野・梅尾溶岩渓谷	美郷町南郷区・椎葉村	S8. 3. 25
	オニバス自生地	木城町	S8. 12. 5	
県天然記念物	アカウミガメ及びその産卵地	宮崎市・新富町・高鍋町・延岡市・日南市	S55. 6. 24	

表 1-1-2 小丸川流域の文化財

指定区分	名称	所在地	指定年月日	備考
国重要文化財	神門神社本殿	美郷町南郷区	H12. 12. 4	
国重要無形民俗文化財	椎葉神楽	椎葉村	H3. 2. 21	
県有形文化財	銅鏡(三十三面)	美郷町南郷区	S40. 8. 17	
	板絵諸色観音菩薩御正体(一面)	美郷町南郷区	S40. 8. 17	
	高鍋町歴史総合資料館所蔵の豊臣秀吉朱印状及び徳川家康朱印状	高鍋町	H22. 3. 30	
県無形民俗文化財	高鍋神楽	高鍋町・新富町・都農町・川南町・木城町・美郷町南郷区	S44. 4. 1	

1. 小丸川の概要

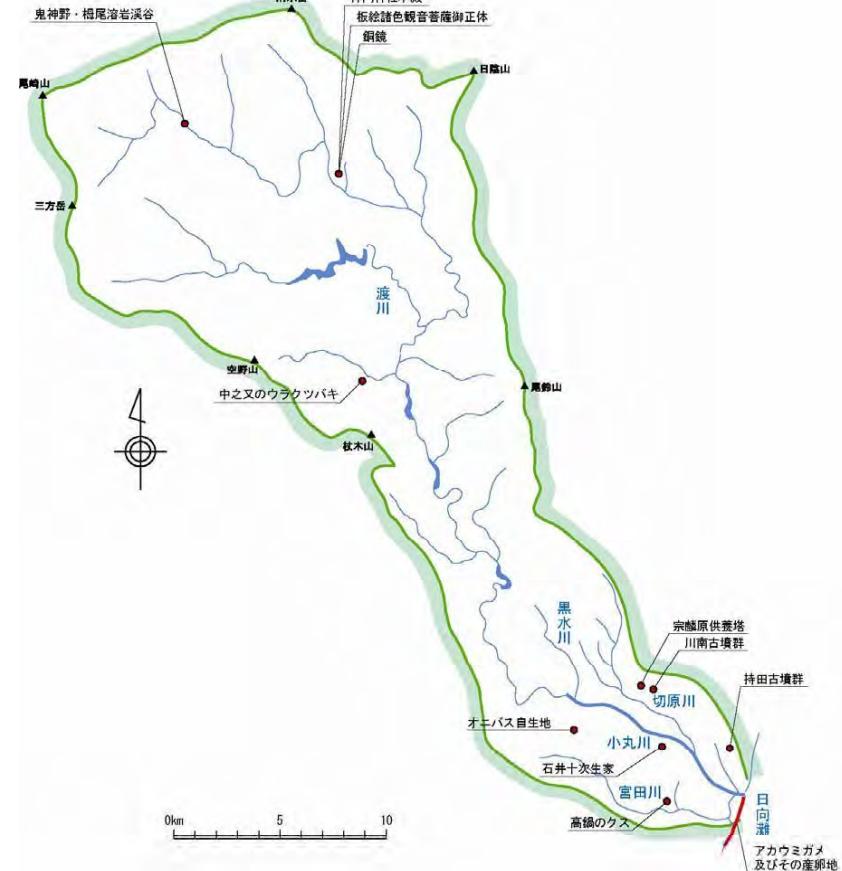


図 1-1-10 小丸川流域の指定名勝・天然記念物、文化財、史跡の位置図

1. 小丸川の概要

表 1-1-3 小丸川流域の史跡

指定区分	名 称	所在地	指定年月日	備 考
国史跡	宗麟原供養塔	川南町	S8. 2. 28	
	持田古墳群	高鍋町	S36. 2. 25	
	川南古墳群	川南町	S36. 2. 25	
県史跡	美郷町南郷村古墳	美郷町	S11. 7. 17	
	高鍋町古墳	高鍋町	S12. 7. 2	
	川南村古墳	川南町	S14. 1. 27	
	木城村古墳群	木城町	S14. 1. 27	
	石井十次生家	高鍋町	S47. 9. 26	



図 1-1-12 小丸川流域の指定名勝・天然記念物、文化財、史跡の位置図

1. 小丸川の概要

(5) 土地利用

流域の土地利用は、山地等が全体の約87%近くを占めています。この他、水田や畠等の農地が約10%、宅地等市街地が約3%の割合となっており、宅地等は下流部の高鍋町、木城町に集中しています。

表 1-1-2 土地利用の現況

土地利用形態	山地等	田畠等	宅地等	総面積
面積 [総面積に占める割合]	411km ² [87%]	47km ² [10%]	16km ² [3%]	474km ² [100%]

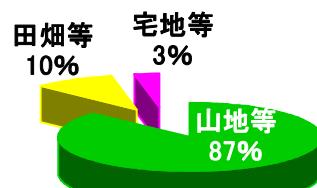


図 1-1-11 小丸川流域の土地利用面積

出典：第9回河川現況調査（基準年：平成17年）

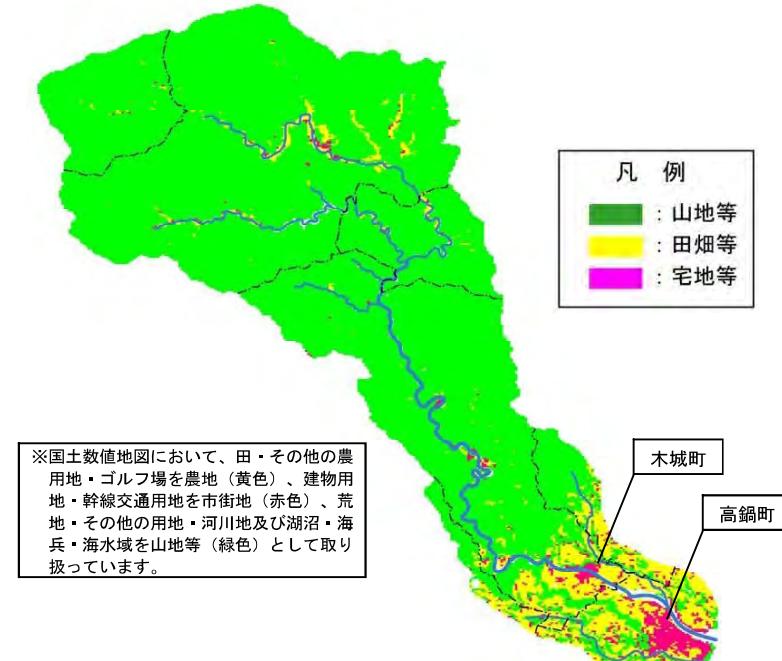


図 1-1-12 小丸川流域における土地利用図

出典：国土数値地図 H18 土地利用メッシュデータ

1.1 流域及び河川の概要

1. 小丸川の概要

(5) 土地利用

流域の土地利用は、山地等が全体の約87%近くを占めています。この他、水田や畠等の農地が約10%、宅地等市街地が約3%の割合となっており、宅地等は下流部の高鍋町、木城町に集中しています。

表 1-1-4 小丸川流域の土地利用の状況

土地利用形態	山地等	田畠等	宅地等	総面積
面積 [総面積に占める割合]	412km ² [87%]	48km ² [10%]	14km ² [3%]	474km ² [100%]



図 1-1-13 小丸川流域の土地利用面積

出典：国土数値地図 R3 土地利用メッシュデータ

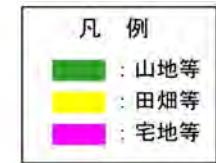


図 1-1-14 小丸川流域における土地利用図

出典：国土数値地図 R3 土地利用メッシュデータ

1.1 流域及び河川の概要

1. 小丸川の概要

(6) 人口

流域の関係自治体は、高鍋町や木城町など 2 市 4 町 1 村からなり、流域内人口は約 3 万 1 千人※、想定はん濫区域内人口は約 1 万 4 千人※となっています。

流域に関する市町の経年的な人口の推移をみると、特に人口が集積する高鍋町においては、昭和 45 年頃から昭和 60 年頃にかけて増加傾向がみられ、その後はほぼ横ばいとなっています。

※第 9 回河川現況調査（基準年：平成 17 年）

表 1-1-5 小丸川流域内主要市町人口の推移（単位：人）

市町村名	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
高鍋町	20,041	19,894	19,777	21,494	22,950	23,239	22,970	22,886	22,748	22,522	21,736
木城町	8,063	6,907	6,031	5,575	5,857	6,101	5,871	5,727	5,759	5,531	5,177

※数値については高鍋町、木城町全体の値（小丸川流域外の人口も含む）

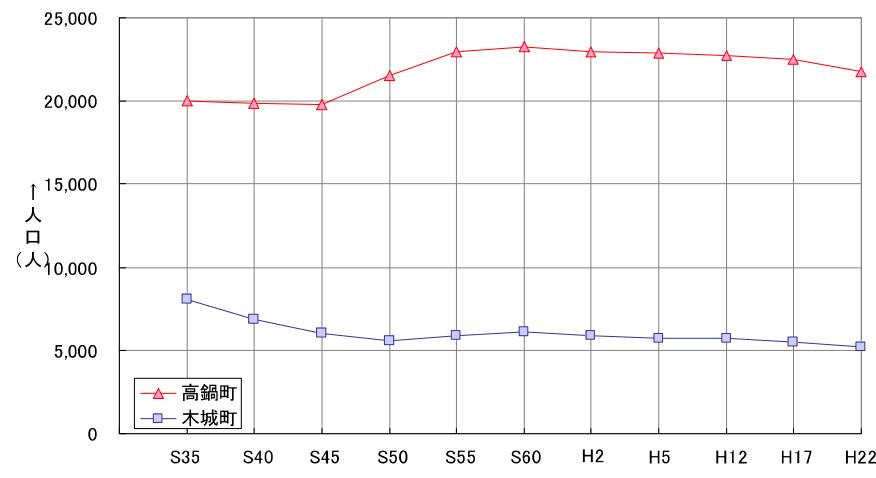


図 1-1-13 小丸川流域内主要市町人口の推移

1. 小丸川の概要

(6) 人口動態

流域内の人口は、約 3 万 1 千人であり、高鍋町、木城町及び美郷町（旧南郷村）の人口が全体人口の多くを占めています。流域内主要市町人口の推移（3 町の合計）は、昭和 45 年（1970 年）頃から増加傾向がみられ、昭和 60 年（1985 年）まで増加傾向となっていたものの、その後はほぼ横ばいまたは減少傾向となっています。

表 1-1-5 小丸川流域内主要市町人口の推移（単位：人）

市町村名	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
高鍋町	20,041	19,894	19,777	21,494	22,950	23,239	22,970	22,886	22,748	22,522	21,733	21,025	19,922
木城町	8,063	6,907	6,031	5,575	5,857	6,101	5,871	5,727	5,759	5,531	5,177	5,231	4,895
美郷町（旧南郷村）	7,126	5,965	4,782	4,131	3,754	3,418	3,055	2,788	2,604	2,342	2,046	1,793	1,555
合計	35,230	32,766	30,590	31,200	32,561	32,758	31,896	31,401	31,111	30,395	28,956	28,049	26,372

出典）国勢調査

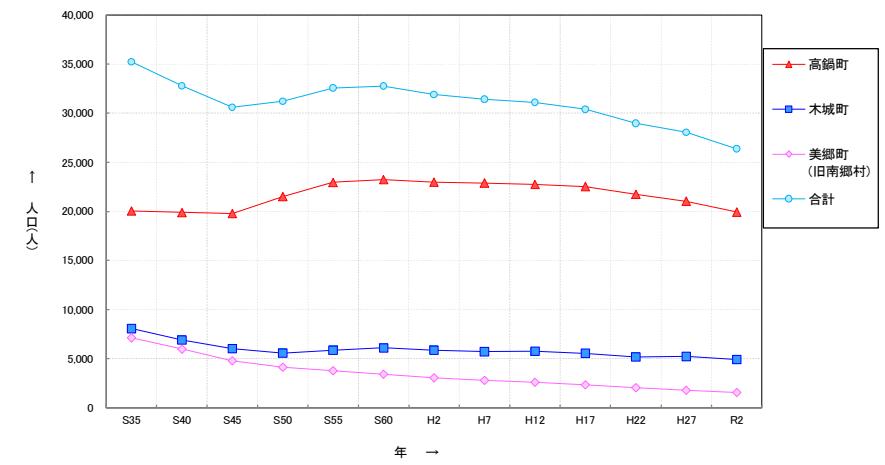


図 1-1-15 小丸川流域内主要市町人口の推移

1. 小丸川の概要

(7) 産業

上流部の山間部では木材、シイタケ等の林業を中心とした産業のほか、数々の神話や豊かな自然環境を基とした観光産業が盛んです。中下流の平野部では養鶏や養豚などの畜産業や酒造業などが営まれているほか、第3次産業の比率も高く、この地域の社会・経済・文化の基盤を成しています。

また、上流ではダム群を利用した水力発電が盛んであり、小丸川流域では、九州における水力発電量の約4割を担っています。

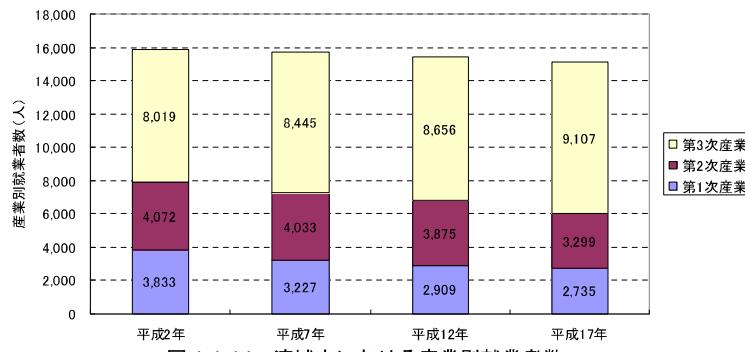


図 1-1-14 流域内における産業別就業者数

出典：河川現況調査

〔 第6回河川現況調査（基準年：平成2年）
第7回河川現況調査（基準年：平成7年）
第8回河川現況調査（基準年：平成12年）
第9回河川現況調査（基準年：平成17年） 〕



写真 1-1-6 養鶏場



写真 1-1-7 酒造工場

1. 小丸川の概要

(7) 産業

上流の山間部では木材、シイタケ等の林業を中心とした産業のほか、数々の神話や豊かな自然環境を基とした観光産業が盛んです。中下流の平野部では養鶏や養豚などの畜産業や酒造業などが営まれているほか、第3次産業の比率も高く、この地域の社会・経済・文化の基盤を成しています。

また、上流ではダム群を利用した水力発電が盛んであり、小丸川流域では、九州における水力発電量の約4割を担っています。



図 1-1-16 流域内における産業別就業者数

出典) 河川現況調査(H2、H7、H12、H17、H22年調査)



写真 1-1-6 養鶏場



写真 1-1-7 酒造工場

1. 小丸川の概要

1.2 治水の沿革

1.2.1 水害の歴史

小丸川流域の年平均降雨量は約 2,900mm で、全国平均約 1,700mm の約 1.7 倍であり、主要洪水の要因のほとんどが台風によるものです。

小丸川の主要な洪水としては、昭和 25 年、昭和 29 年をはじめ、近年では平成 9 年 9 月、平成 16 年 8 月、平成 17 年 9 月洪水等が挙げられます。

表 1-2-1 小丸川水系の主な洪水

洪 水 年	洪水要因	流量 (m ³ / s)	被害状況
昭和 18 年 9 月洪水	台風 18 号	不明	不 明
昭和 25 年 9 月洪水	キジア台風	(3,600) ※推算値	死者 8 名 家屋全壊 228 戸 家屋半壊 891 戸 床上浸水 3,974 戸 床下浸水 7,047 戸
昭和 29 年 9 月洪水	台風 12 号	不明	家屋流出 189 戸 家屋全壊 109 戸 家屋半壊 98 戸 床上浸水 426 戸
平成 9 年 9 月洪水	台風 19 号	4,120	床上浸水 5 戸 床下浸水 14 戸
平成 16 年 8 月洪水	台風 16 号	4,590	床下浸水 6 戸
平成 17 年 9 月洪水	台風 14 号	4,670	床上浸水 32 戸 床下浸水 209 戸

(注) 1. 流量はダムが無かった場合の高城地点流量(昭和 25 年の流量は雨量からの推算)

2. 被害状況は宮崎県災異誌等から記載

1. 小丸川の概要

1.2 治水の沿革

1.2.1 水害の歴史

小丸川流域の年平均降雨量は約 3,000mm で、全国平均約 1,700mm の約 1.8 倍であり、主要洪水の要因のほとんどが台風によるものです。

小丸川の主要な洪水としては、昭和 25 年 (1950 年)、昭和 29 年 (1954 年) をはじめ、近年では平成 9 年 (1997 年) 9 月、平成 16 年 (2004 年) 8 月、平成 17 年 (2005 年) 9 月、令和 4 年 (2022 年) 9 月洪水等が挙げられます。

表 1-2-1 小丸川水系の主な洪水

洪 水 年	洪水要因	流量 (m ³ / s)	被害状況
昭和 18 年 9 月洪水	台風第 18 号	不明	不 明
昭和 25 年 9 月洪水	キジア台風	(3,600) ※推算値	死者 8 名 家屋全壊 228 戸 家屋半壊 891 戸 床上浸水 3,974 戸 床下浸水 7,047 戸
昭和 29 年 9 月洪水	台風第 12 号	不明	家屋流出 189 戸 家屋全壊 109 戸 家屋半壊 98 戸 床上浸水 426 戸
平成 9 年 9 月洪水	台風第 19 号	4,120	床上浸水 5 戸 床下浸水 14 戸
平成 16 年 8 月洪水	台風第 16 号	4,500	床下浸水 6 戸
平成 17 年 9 月洪水	台風第 14 号	4,670	床上浸水 32 戸 床下浸水 209 戸
令和 4 年 9 月洪水	台風第 14 号	4,340	床上浸水 7 戸 床下浸水 9 戸

(注) 1. 流量はダムが無かった場合の高城地点流量(昭和 25 年の流量は雨量からの推算)

2. 被害状況は宮崎県災害誌等から記載

1. 小丸川の概要

(1) 昭和18年9月洪水

14日にサイパン島東方に発生した台風は、中心気圧 900mb 内外と推定され、鹿児島県佐多岬沖（20日6時）より、日向灘に向かって北北東に進み、正午土佐・宿毛付近に上陸、鳥島付近から日本海に抜けた台風で甚大な被害が発生しました。

神門観測所における3日間雨量 342mm（9月19日の日雨量 225mm）で、本川中流部の塊所測水所（九電）で $2,185\text{m}^3/\text{s}$ 、その下流川原測水所（九電）では $2,845\text{m}^3/\text{s}$ と推定されています。

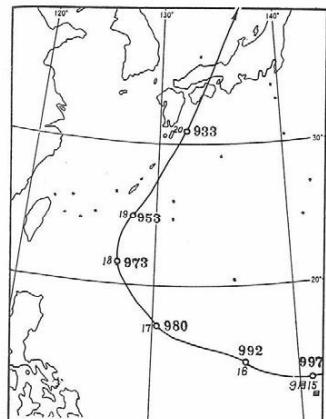


図1-2-1 台風経路図(昭和18年9月洪水)
(出典：宮崎県災害史)

(2) 昭和25年9月洪水（キジア台風）

9月3日に発生したキジア台風の接近に伴い、9月13日の未明から、風、雨ともに強くなり、神門観測所で3日間雨量 560.5mm (12日の日雨量 292.2mm)、高城地点では計画高水位 (5.985m) を超過し、最高水位 6.10m を記録しました。なお、松尾堰堤の洪水痕跡から流量は $3,300\text{m}^3/\text{s}$ と推定されています。

この洪水により、死者 8 名、家屋全壊 228 戸、家屋半壊 891 戸、床上浸水 3,974 戸、床下浸水 7,047 戸に達しました。

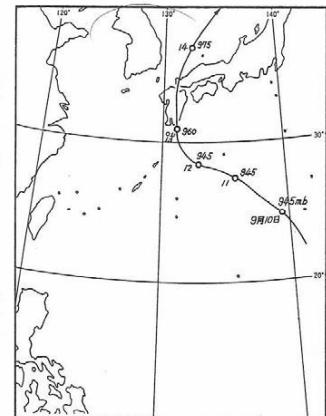


図1-2-2 台風経路図(昭和25年9月洪水)
(出典：宮崎県災害史)

1. 小丸川の概要

(1) 昭和18年9月洪水（台風第18号）

9月14日にサイパン島東方に発生した台風は、中心気圧 900mb 内外と推定され、鹿児島県佐多岬沖（20日6時）より、日向灘に向かって北北東に進み、正午土佐・宿毛付近に上陸、鳥島付近から日本海に抜けた台風で甚大な被害が発生しました。

神門観測所における3日間雨量 342mm (9月19日の日雨量 225mm) で、本川中流部の塊所測水所（九電）で $2,185\text{m}^3/\text{s}$ 、その下流川原測水所（九電）では $2,845\text{m}^3/\text{s}$ と推定されています。

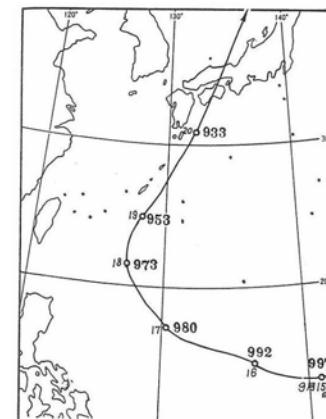


図1-2-1 台風経路図(昭和18年9月洪水)
(出典：宮崎県災害史)

(2) 昭和25年9月洪水（キジア台風）

9月3日に発生したキジア台風の接近に伴い、13日の未明から、風、雨ともに強くなり、神門観測所で3日間雨量 560.5mm (12日の日雨量 292.2mm)、高城地点では計画高水位 (5.985m) を超過し、最高水位 6.10m を記録しました。なお、松尾堰堤の洪水痕跡から流量は $3,300\text{m}^3/\text{s}$ と推定されています。

この洪水により、死者 8 名、家屋全壊 228 戸、家屋半壊 891 戸、床上浸水 3,974 戸、床下浸水 7,047 戸の被害が発生しました。



図1-2-2 台風経路図(昭和25年9月洪水)
(出典：宮崎県災害史)

1. 小丸川の概要

(3) 昭和29年9月洪水

9月11日正午、平地においては12日夜半より本格的降雨となり、その後台風12号の接近に伴い降雨は次第に増大し、13日早朝より同日夕刻迄山地渡川付近においては、1時間平均35mmを越える豪雨が降り続き、上流上渡川では最大1時間雨量66.5mmを記録しました。10日の降り始めより14日の降り終わりまで、山間部では800mm～1,200mmの総降雨量となりました。

12日夕刻には各地点で指定水位に達し、13日早朝には警戒水位を、同日正午には計画高水位を超過し、同日夕刻には最高水位に達しました。この洪水により、家屋流出189戸、家屋全壊109戸、家屋半壊98戸、床上浸水426戸の被害が発生しました。



写真1-2-1 昭和29年9月洪水による被害状況(高鍋町)

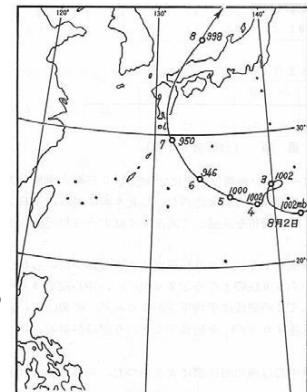


図1-2-3 台風経路図(昭和29年9月洪水)
(出典：宮崎県災害史)

(4) 平成9年9月洪水

台風19号の接近に伴い、神門観測所の総雨量は957mmを記録し、内水により、床上浸水5戸、床下浸水14戸の被害が発生するなど、大きな被害が発生しました。



写真1-2-2 平成9年9月洪水の浸水被害状況(高鍋町)

1. 小丸川の概要

(3) 昭和29年9月洪水(台風第12号)

9月11日正午、平地においては12日夜半より本格的降雨となり、その後台風第12号の接近に伴い降雨は次第に増大し、13日早朝より同日夕刻迄山地渡川付近においては、1時間平均35mmを越える豪雨が降り続き、上流上渡川では最大1時間雨量66.5mmを記録しました。10日の降り始めより14日の降り終わりまで、山間部では800mm～1,200mmの総降雨量となりました。

12日夕刻には各地点で指定水位に達し、13日早朝には警戒水位を、同日正午には計画高水位を超過し、同日夕刻には最高水位に達しました。この洪水により、家屋流出189戸、家屋全壊109戸、家屋半壊98戸、床上浸水426戸の被害が発生しました。



写真1-2-1 昭和29年9月洪水による被害状況(高鍋町)

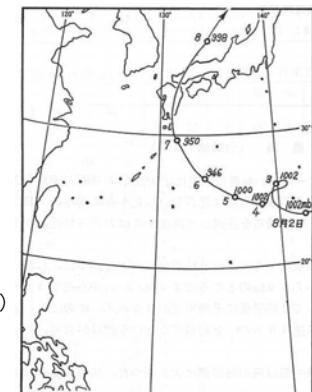


図1-2-3 台風経路図(昭和29年9月洪水)
(出典：宮崎県災害史)

(4) 平成9年9月洪水(台風第19号)

台風第19号の接近に伴い、神門観測所の総雨量は957mmを記録し、内水により、床上浸水5戸、床下浸水14戸の被害が発生するなど、大きな被害が発生しました。



写真1-2-2 平成9年9月洪水の浸水被害状況(高鍋町)

1. 小丸川の概要

(5) 平成 16 年 8 月洪水

8月19日にマーシャル諸島付近の海上で発生した台風16号は、24日には沖の島の南東海上で中心気圧 910hPa、最大風速 55m/s にまで発達し、30日の9時30分頃に、鹿児島県串木野市付近に上陸しました。

台風16号の接近に伴い、小丸川では神門観測所の総雨量が733mmに達し、北高鍋地区においては内水による床下浸水6戸の被害が発生しました。



写真1-2-3 平成16年8月洪水時の状況

(6) 平成 17 年 9 月 6 日の洪水（台風 14 号）

8月29日にマリアナ諸島近海で発生した台風14号は、大型で非常に強い勢力のまま宮崎県内を暴風雨域に巻き込みながら、九州の西の海上をゆっくりとした速度で通過し、宮崎県内に記録的な豪雨をもたらしました。

宮崎県南部は5日午後6時に暴風域に入り、総雨量が神門観測所で1,221mmに達するなど、3日間で年間降水量の1/3を超える1,185mmの雨量を記録する観測史上最大規模の洪水となり、床上浸水32戸、床下浸水209戸の被害が発生しました。



写真1-2-4 平成17年9月洪水時の状況

1. 小丸川の概要

(5) 平成 16 年 8 月洪水（台風第 16 号）

8月19日にマーシャル諸島付近の海上で発生した台風第16号は、24日には沖の島の南東海上で中心気圧 910hPa、最大風速 55m/s にまで発達し、30日の9時30分頃に、鹿児島県串木野市付近に上陸しました。

台風第16号の接近に伴い、小丸川では神門観測所の総雨量が733mmに達し、北高鍋地区においては内水による床下浸水6戸の被害が発生しました。



写真1-2-3 平成16年8月洪水時の状況

(6) 平成 17 年 9 月 6 日の洪水（台風第 14 号）

8月29日にマリアナ諸島近海で発生した台風第14号は、大型で非常に強い勢力のまま宮崎県内を暴風雨域に巻き込みながら、九州の西の海上をゆっくりとした速度で通過し、宮崎県内に記録的な豪雨をもたらしました。

宮崎県南部は9月5日午後6時に暴風域に入り、総雨量が神門観測所で1,221mmに達するなど、3日間で年間降水量の1/3を超える1,185mmの雨量を記録する観測史上最大規模の洪水となり、床上浸水32戸、床下浸水209戸の被害が発生しました。



写真1-2-4 平成17年9月洪水時の状況

(7) 令和4年9月洪水（台風第14号）

9月14日に小笠原近海で発生した台風第14号は、17日から19日にかけて奄美地方の東海上に接近・北上し、大型で非常に強い勢力を維持しながら、18日13時半頃屋久島付近を通過、その後19時頃に鹿児島市付近に上陸して薩摩半島を北上しました。宮崎県においては15日から19日にかけて雨が降り続き、18日10時頃には暴風域に入り、18日22時頃に最接近し、18日昼前から19日未明にかけて局地的に猛烈な雨をもたらしました。

小丸川では、小丸大橋水位観測所において既往最大を記録した平成17年9月洪水に次ぐ、戦後第2位の水位を記録し計画高水位を超過する大規模な洪水となり、床上浸水7戸、床下浸水9戸の被害が発生しました。



内水浸水状況（高鍋町営野球場）

写真1-2-5 令和4年9月洪水時の状況

（写真：国土交通省 宮崎河川国道事務所）

1. 小丸川の概要

1.2.2 治水事業の沿革

小丸川における治水事業は、昭和 18 年 9 月洪水を契機に、昭和 21 年から宮崎県が中小河川改修事業に着手したことになります。昭和 25 年には直轄河川事業に着手し、高城地点での計画高水流量を $3,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、比木地点から河口までの区間において、築堤工事などを実施しました。

昭和 42 年には一級水系に指定され、工事実施基本計画が策定されました。工事実施基本計画では、昭和 25 年 9 月洪水等をかんがみ、基準地点高城における基本高水のピーク流量を $3,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち $600\text{m}^3/\text{s}$ を渡川ダム、松尾ダムにより調節し、計画高水流量を $3,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、この計画に基づいて小丸川本川等の築堤・掘削・護岸などの河川整備を実施しました。

こうした治水事業を展開してきたものの、平成 9 年 9 月、平成 16 年 8 月、平成 17 年 9 月に既定計画の基本高水のピーク流量を上回る洪水が頻発し、特に平成 17 年 9 月には観測史上最大の洪水となりました。

これを受け、平成 20 年 3 月に、基準地点高城における基本高水のピーク流量を $5,700\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち洪水調節施設により $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、計画高水流量（河道流量）を $4,700\text{m}^3/\text{s}$ とした「小丸川水系河川整備基本方針」を策定しました。

表 1-2-2 治水事業の沿革

西暦	年号	計画の変遷	主な事業内容
1946 年	昭和 21 年	中小河川改修に着手 ・計画高水流量： $3,000\text{m}^3/\text{s}$ （高城地点）	切原川合流点下流区間の築堤工事等の改修工事を実施
1950 年	昭和 25 年	直轄河川改修に着手 ・計画高水流量： $3,000\text{m}^3/\text{s}$ （高城地点）	比木地点～河口の築堤工事等を実施
1967 年	昭和 42 年	小丸川工事実施基本計画の策定 ・基本高水のピーク流量： $3,600\text{m}^3/\text{s}$ （高城地点） ・計画高水流量： $3,000\text{m}^3/\text{s}$ （高城地点）	小丸川本川等の築堤・掘削・護岸整備等を実施
2008 年	平成 20 年	小丸川水系河川整備基本方針の策定 ・基本高水のピーク流量： $5,700\text{m}^3/\text{s}$ （高城地点） ・計画高水流量（河道流量）： $4,700\text{m}^3/\text{s}$ （高城地点）	小丸川本川等の築堤・掘削・護岸整備等を実施

1. 小丸川の概要

1.2.2 治水事業の沿革

小丸川における治水事業は、昭和 18 年（1943 年）9 月洪水を契機に、昭和 21 年（1946 年）から宮崎県が中小河川改修事業に着手したことになります。

昭和 25 年（1950 年）には直轄河川事業に着手し、**当時の計画は、高城地点**での計画高水流量を $3,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、比木地点から河口までの区間において、**堤防整備などを実施しました。**

昭和 42 年（1967 年）には一級水系に指定され、工事実施基本計画が策定されました。工事実施基本計画では、昭和 25 年（1950 年）9 月洪水等をかんがみ、基準地点高城における基本高水のピーク流量を $3,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち $600\text{m}^3/\text{s}$ を渡川ダム、**松尾ダム**により調節し、計画高水流量を $3,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、小丸川本川等の**堤防整備・掘削・護岸、河床低下等の抑制対策として床止めや水制工の設置**などの河川整備を実施しました。

平成 9 年（1997 年）の河川法の改正を受けて河川整備の基本となる小丸川水系河川整備基本方針を平成 20 年（2008 年）3 月に策定しました。計画の目標は、基準地点高城における基本高水のピーク流量を $5,700\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち洪水調節施設により $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、計画高水流量を $4,700\text{m}^3/\text{s}$ としました。

この基本方針の内容に基づき、平成 25 年（2013 年）8 月には、小丸川水系河川整備計画を策定し、河川整備計画の整備目標流量を基準地点高城で $4,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、段階的かつ着実に治水安全度向上に向けた堤防整備等を進めるとともに、令和 2 年（2020 年）3 月に「小丸川宮越地区総合内水対策計画」を策定し、高鍋町による町道嵩上げと連携して、排水機場の整備等内水対策も進めてきました。

平成 28 年（2016 年）5 月には、平成 24 年 7 月九州北部豪雨（2012 年）、及び平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）を踏まえ、国、県、市町村等が連携・協力し、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的な推進により、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、「小丸川水系水防災意識社会再構築協議会」を設立しました。

令和 2 年（2020 年）5 月には、水系内の 9 つの既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、河川管理者、ダム管理者等と「小丸川水系治水協定」を締結するとともに、令和 3 年（2021 年）9 月に河川法第 51 条の 2 項に基づく「小丸川水系ダム洪水調節機能協議会」を設立し、事前放流を推進しています。

令和 2 年（2020 年）9 月には、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、小丸川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的として、「小丸川水系流域治水協議会」を設立し、令和 3 年（202

1 年) 3 月に「小丸川水系流域治水プロジェクト」を策定しました。令和 6 年(2024 年) 3 月には、気候変動の影響による降雨量の増大に対して早期に防災・減災を実現するため、流域のあらゆる関係者による様々な手法を活用した対策の一層の充実化を図った「流域治水プロジェクト 2.0」を公表し、引き続き「流域治水」の取組を加速化・深化させることとしています。具体的な取組としては、幾度となく内水被害に見舞われていた高鍋町宮越地区において、建築基準法に基づく災害危険区域の指定を検討、その他の地区においても、過去の浸水実績等を踏まえ、土地利用規制・誘導について検討を行い、水害に強いまちづくりを推進することとしています。

令和 5 年(2023 年) 12 月には、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮し、基準地点高城における基本高水のピーク流量を $6,800\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設等により $1,700 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節して、計画高水流量を $5,100\text{m}^3/\text{s}$ とするとともに、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、集水域と氾濫域を含む流域全体のあらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策の推進に取り組むとした小丸川水系河川整備基本方針の見直しを行いました。

1. 小丸川の概要

1.2.2 治水事業の沿革

小丸川における治水事業は、昭和 18 年 9 月洪水を契機に、昭和 21 年から宮崎県が中小河川改修事業に着手したことにはじまります。昭和 25 年には直轄河川事業に着手し、高城地点での計画高水流量を $3,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、比木地点から河口までの区間ににおいて、築堤工事などを実施しました。

昭和 42 年には一級水系に指定され、工事実施基本計画が策定されました。工事実施基本計画では、昭和 25 年 9 月洪水等をかんがみ、基準地点高城における基本高水のピーク流量を $3,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち $600\text{m}^3/\text{s}$ を渡川ダム、松尾ダムにより調節し、計画高水流を $3,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、この計画に基づいて小丸川本川等の築堤・掘削・護岸などの河川整備を実施しました。

こうした治水事業を展開してきたものの、平成 9 年 9 月、平成 16 年 8 月、平成 17 年 9 月に既定計画の基本高水のピーク流量を上回る洪水が頻発し、特に平成 17 年 9 月には観測史上最大の洪水となりました。

これを受け、平成 20 年 3 月に、基準地点高城における基本高水のピーク流量を $5,700\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち洪水調節施設により $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、計画高水流（河道流量）を $4,700\text{m}^3/\text{s}$ とした「小丸川水系河川整備基本方針」を策定しました。

表 1-2-2 治水事業の沿革

西暦	年号	計画の変遷	主な事業内容
1946 年	昭和 21 年	中小河川改修に着手 ・計画高水流 : $3,000\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点)	切原川合流点下流区間の築堤工事等の改修工事を実施
1950 年	昭和 25 年	直轄河川改修に着手 ・計画高水流 : $3,000\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点)	比木地点～河口の築堤工事等を実施
1967 年	昭和 42 年	小丸川工事実施基本計画の策定 ・基本高水のピーク流量 : $3,600\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点) ・計画高水流 : $3,000\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点)	小丸川本川等の築堤・掘削・護岸整備等を実施
2008 年	平成 20 年	小丸川水系河川整備基本方針の策定 ・基本高水のピーク流量 : $5,700\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点) ・計画高水流 (河道流量) : $4,700\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点)	小丸川本川等の築堤・掘削・護岸整備等を実施
2013 年	平成 25 年	小丸川水系河川整備計画の策定 ・河川整備計画の目標流量 : $4,600\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点)	小丸川本川等の築堤・掘削・護岸整備等を実施
2023 年	令和 5 年	小丸川水系河川整備基本方針の変更 ・基本高水のピーク流量 : $6,800\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点) ・計画高水流 (河道流量) : $5,100\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点)	小丸川本川等の築堤・掘削・護岸整備等を実施

1. 小丸川の概要



写真 1-2-6 水防災意識社会再構築協議会



写真 1-2-7 流域治水協議会

表 1-2-2 治水事業の沿革

西暦	年号	計画の変遷	主な事業内容
1946 年	昭和 21 年	中小河川改修に着手 ・計画高水流 : $3,000\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点)	切原川合流点下流区間の築堤工事等の改修工事を実施
1950 年	昭和 25 年	直轄河川改修に着手 ・計画高水流 : $3,000\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点)	比木地点～河口の築堤工事等を実施
1967 年	昭和 42 年	小丸川工事実施基本計画の策定 ・基本高水のピーク流量 : $3,600\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点) ・計画高水流 : $3,000\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点)	小丸川本川等の築堤・掘削・護岸整備等を実施
2008 年	平成 20 年	小丸川水系河川整備基本方針の策定 ・基本高水のピーク流量 : $5,700\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点) ・計画高水流 (河道流量) : $4,700\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点)	小丸川本川等の築堤・掘削・護岸整備等を実施
2013 年	平成 25 年	小丸川水系河川整備計画の策定 ・河川整備計画の目標流量 : $4,600\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点)	小丸川本川等の築堤・掘削・護岸整備等を実施
2023 年	令和 5 年	小丸川水系河川整備基本方針の変更 ・基本高水のピーク流量 : $6,800\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点) ・計画高水流 (河道流量) : $5,100\text{m}^3/\text{s}$ (高城地点)	小丸川本川等の築堤・掘削・護岸整備等を実施

1. 小丸川の概要

1.3 利水の沿革

小丸川の水利用は、そのほとんどが発電用水であり全体の 96%を占めています。小丸川では古くから水力発電の開発が盛んに行われ、昭和 15 年の川原ダム建設をはじめ、計 4 つの発電専用ダムが建設されています。また流水の正常な機能も維持するために松尾ダム、渡川ダムが昭和 26 年、昭和 31 年に完成し、さらに農業用水としては、約 3,300ha の農地でかんがい用水として利用されており、切原ダムが平成 24 年に完成しています。



川原ダム (P)



石河内ダム (P)



戸崎ダム (P)



松尾ダム (F. N. P)



渡川ダム (F. N. P)

※ () は各ダムの目的

F : 洪水調節
N : 流水の正常な機能の維持
P : 発電

写真 1-3-1 小丸川上流域のダム群

1.3 利水の沿革

1.3 利水の沿革

水利用は、そのほとんどが発電用水であり全体の 98%を占めています。小丸川では古くから水力発電の開発が盛んに行われ、昭和 15 年 (1940 年) の川原ダム建設をはじめ、計 4 つの発電専用ダムが建設されるとともに、発電に加えて流水の正常な機能も維持するために松尾ダム、渡川ダムが昭和 26 年 (1951 年)、昭和 31 年 (1956 年) に完成しました。農業用水としては、約 3,100ha の農地でかんがい用水として利用されている切原ダムが平成 24 年 (2012 年) に完成しています。



川原ダム (P)



石河内ダム (P)



戸崎ダム (P)



松尾ダム (F. N. P)



渡川ダム (F. N. P)

※ () は各ダムの目的

F : 洪水調節
N : 流水の正常な機能の維持
P : 発電

写真 1-3-1 小丸川上流域のダム群

1.3 利水の沿革

1. 小丸川の概要

1.4 河川環境の沿革

源流から比木橋付近までの上流部は、尾鈴火成岩や堆積岩からなる四万十累層群の浸食により深い峡谷が形成され、山間部を蛇行しながら流下する渓流環境となっています。昭和 33 年（1958 年）に県立自然公園に指定された尾鈴県立公園には、イチイガシ、タブノキ等を代表とする照葉樹林やミズナラ等を代表とするブナ林が群生しています。また、昭和 15 年（1940 年）から平成 24 年（2012 年）にかけて建設された計 6 つのダムは、湖面がカモ類等の休息場となっています。

比木橋付近から切原川合流点までの中流部は、日向山地を出て平野部にさしかかる比木橋より河床勾配が緩やかになり、連続する瀬・淵や砂礫河原が分布しています。特に竹鳩橋付近は、アユの産卵場に適した瀬が多く分布しています。また、宮崎県内で唯一生育している礫河原固有植物のカワラハハコのほか、イカルチドリ等の鳥類が生息している竹鳩橋付近に広がる砂礫河原は、平成 17 年（2005 年）の大規模出水に伴い一時的な拡大がみられましたが、近年は樹林化の傾向が確認されています。一方、竹鳩橋下流に点在する河跡湖は、昭和 58 年（1983 年）頃に行われた河川整備（瀬替え）により形成された注目すべき止水環境で、オグラコウホネ、ガガブタ等の希少な水生植物が生育するほか、オオミズスマシ、ヒメミズカマキリ等の水生昆虫類等が生息・繁殖し、現在も良好な環境が形成・維持されています。

切原川合流点から河口までの下流部は潮汐区間であり、河口付近の入り江には、ハマボウ、シオクグ、イセウキヤガラ等の塩生植物が多数群生しています。また、河口部や入り江部に広がる干潟には、トビハゼ等の魚類やシオマネキ、アシハラガニ等の底生動物が生息しています。河口部右岸のワンドには、アカメ稚魚等の成育場となるコアマモ群集が広く生育していましたが、平成 17 年（2005 年）の大規模出水に伴う土砂堆積等の影響で近年は確認されてない状況が続いています。河口付近は、マガモ等のカモ類が集団越冬地として利用しているほか、広大に広がる河口砂州はコアジサシの集団繁殖地となっています。平成 21 年（2009 年）頃に河口閉塞の進行がみられましたが、近年は河口閉塞もみられず、良好な環境が形成・維持されています。

2. 小丸川の現状と課題

2. 小丸川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 洪水対策

小丸川流域は下流部に高鍋町や中流部に木城町の中心市街地を有しており、ひとたびはん濫すると甚大な被害が発生します。

小丸川では、昭和 25 年以降に直轄事業として改修を進めてきた結果、国管理区間の堤防が必要な区間約 20km に対し完成堤防の区間は約 80%まで進んでいます。しかしながら、平成 20 年 3 月に策定した小丸川水系河川整備基本方針の目標に対し洪水の流下断面が不足しており、大規模な洪水に十分耐えうる状況とはなっていないことから、高鍋市街部を含む広範囲で堤防の決壊等の甚大な浸水被害が発生するおそれが残っています。



図 2-1-1 堤防整備状況

表 2-1-1 直轄管理区間堤防整備状況

国管理区間 延長 (km)	堤防延長(左右岸)(km)					
	堤防完成 区間	堤防未完成区間		小計	堤防不必要 区間	合計
		暫定堤防	未施工区間			
12.7	16.3	1.9	1.5	19.7	3.6	23.3

(平成 24 年 3 月時点)

2. 小丸川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 洪水対策

小丸川流域は下流部に高鍋町や中流部に木城町の中心市街地を有しており、ひとたび氾濫すると甚大な被害が発生します。

小丸川では、昭和 25 年(1950 年)以降に直轄事業として改修を進めてきた結果、大臣管理区間の堤防が必要な区間約 20km に対し完成堤防の区間は約 90%まで進んでいます。しかしながら、令和 5 年(2023 年)12 月に変更した小丸川水系河川整備基本方針の目標に対し洪水の流下断面が不足しており、大規模な洪水に十分耐えうる状況とはなっていないことから、高鍋市街部を含む広範囲で堤防の決壊等の甚大な浸水被害が発生するおそれが残っています。



図 2-1-1 堤防整備状況

表 2-1-1 大臣管理区間堤防整備状況

大臣管理区間 延長 (km)	施行令2条8号 指定区間 (km)	堤防延長(km)				
		完成堤防	暫定堤防	未施工区間	小計	不要区間
12.7	0.0	18.0	0.6	0.2	18.8	4.5

(出典：河川データブック 2024 他)

2. 小丸川の現状と課題

また、急流河川のため、洪水時には高速流が発生し、川幅が狭い高城付近をはじめとして、堤防法面の浸食や護岸損壊といった、河川管理施設の被災も多く見られます。さらに、河床部は全川的には近年安定傾向にあるものの、局所的な深掘れが進行し、護岸崩壊や堤防決壊に繋がるおそれがあります。

2.1.2 堤防の安全性

小丸川の堤防は、過去の度重なる洪水の経験に基づき築堤や補修が行われてきた歴史があるため、築造の履歴や材料構成等が必ずしも明確ではありません。

また、堤防の構造は実際の被災等の経験に基づいて定められている場合が多く、小丸川においても過去に整備された堤防は必ずしも工学的な設計に基づくものではありません。

これまでも、危険性の高い箇所については隨時対策を実施してきたものの、堤防漏水や堤防洗掘による被災が発生しています。

その一方で、堤防整備に伴い、背後地には人口や資産の集積が著しい箇所もあるため、堤防の安全性の確保がますます必要となっています。

このように堤防や地盤の構造が様々な不確実性を有していることから、堤防が完成している箇所においても安全性の点検を行い、機能の維持や安全性の確保を図るために、堤防強化対策を実施する必要があります。

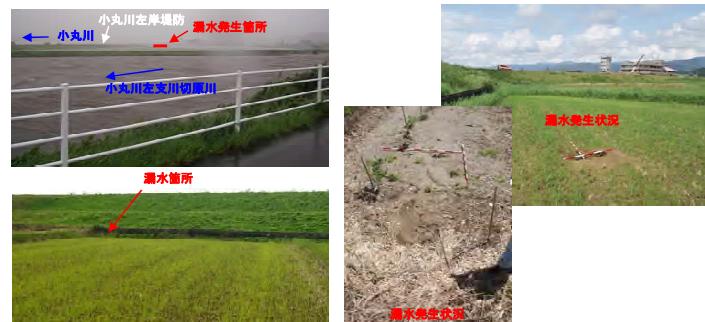


写真 2-1-1 堤防漏水の発生事例(切原川合流点上流、平成 17 年 9 月洪水)



写真 2-1-2 堤防法面の被災状況
(高城橋付近、平成 17 年 9 月洪水)

2. 小丸川の現状と課題

2.1.2 堤防の安全性

小丸川の堤防は、過去の度重なる洪水の経験に基づき築堤や補修が行われてきた歴史があるため、築造の履歴や材料構成等が必ずしも明確ではありません。

また、堤防の構造は実際の被災等の経験に基づいて定められている場合多く、小丸川においても過去に整備された堤防は必ずしも工学的な設計に基づくものではありません。

これまでも、危険性の高い箇所については隨時対策を実施してきたものの、堤防漏水や堤防洗掘による被災が発生しています。

その一方で、堤防整備に伴い、背後地には人口や資産の集積が著しい箇所もあるため、堤防の安全性の確保がますます必要となっています。

このように堤防や地盤の構造が様々な不確実性を有していることから、堤防が完成している箇所においても安全性の点検を行い、機能の維持や安全性の確保を図るために、堤防強化対策を実施する必要があります。

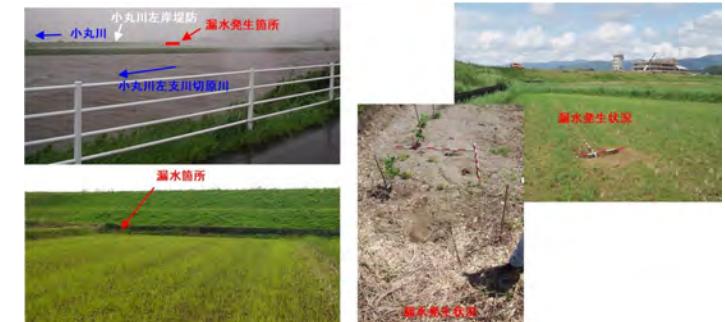
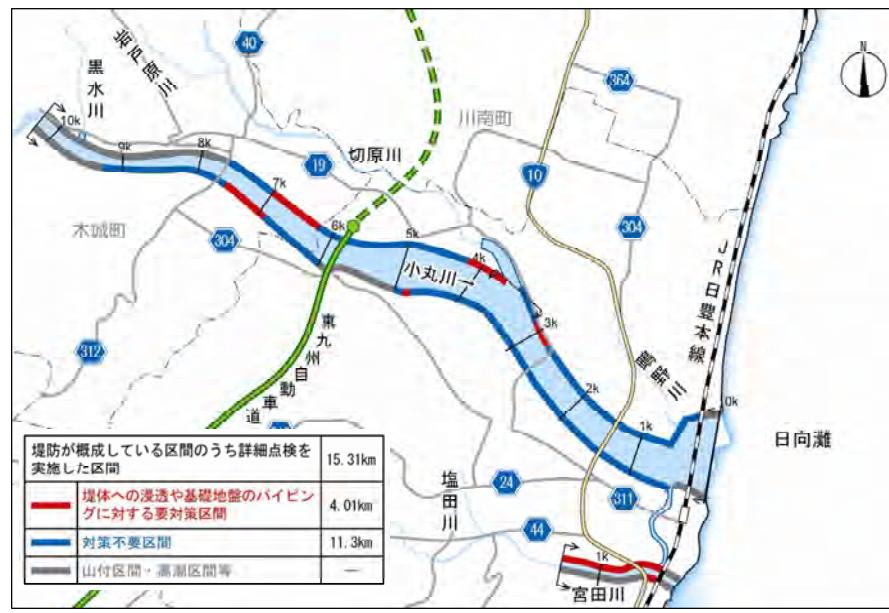


写真 2-1-1 堤防漏水の発生事例(切原川合流点上流、平成 17 年 (2005 年) 9 月洪水)



写真 2-1-2 堤防法面の被災状況
(高城橋付近、平成 17 年 (2005 年) 9 月洪水)

2. 小丸川の現状と課題



(平成 24 年 3 月時点)
図 2-1-2 堤防詳細点検結果図

2.1.3 内水対策

小丸川では、特に下流部において、背後地の地盤高が洪水時の河川水位に比べて低く、内水はん濫^{*}による被害が生じやすい地形特性となっています。近年においても、平成9年9月、平成16年8月、平成17年9月と相次いで内水被害が発生し、特に、平成17年9月においては、広範囲において内水被害が発生しました。

現在、各所で発生する内水はん濫に迅速かつ効率的に対応するため、移動式の排水ポンプ車を浸水箇所に機動的に配置し、被害軽減を図っていますが、宮越地区等依然として慢性的に浸水被害が生じる内水地区は存在しており、今後も市町等の関係機関と連携を図りながら、効果的な内水被害の軽減対策を実施していく必要があります。

※内水はん濫とは、宅地側に降った雨が小丸川へ排水されずに田畠や宅地が浸水し、被害が発生しているような状況のことを言います。

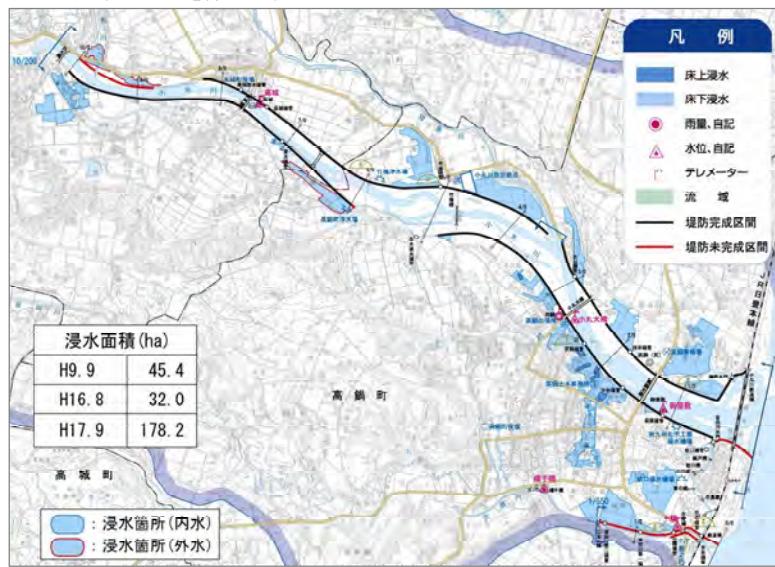


図 2-1-3 平成 17 年 9 月洪水時の浸水被害の状況（小丸川下流部）



写真 2-1-3 平成 17 年 9 月洪水時の内水はん濫状況（高鍋町）

2.1 治水の現状と課題

2.1.3 内水対策

小丸川では、特に下流部において、背後地の地盤高が洪水時の河川水位に比べて低く、内水氾濫^{*}による被害が生じやすい地形特性となっています。近年においても、平成9年（1997年）9月、平成16年（2004年）8月、平成17年（2005年）9月と相次いで内水被害が発生し、特に、平成17年（2005年）9月、令和4年（2022年）9月においては、広範囲において内水被害が発生しました。

そのような中、令和4年（2022年）には宮越排水機場を整備すると共に、各所で発生する内水氾濫に迅速かつ効率的に対応するため、移動式の排水ポンプ車を浸水箇所に機動的に配置し、被害軽減を図っていますが、今後も町等の関係機関と連携を図りながら、効果的な内水被害の軽減対策を実施していく必要があります。

※内水氾濫とは、宅地側に降った雨が小丸川へ排水されずに田畠や宅地が浸水し、被害が発生しているような状況のことを言います。

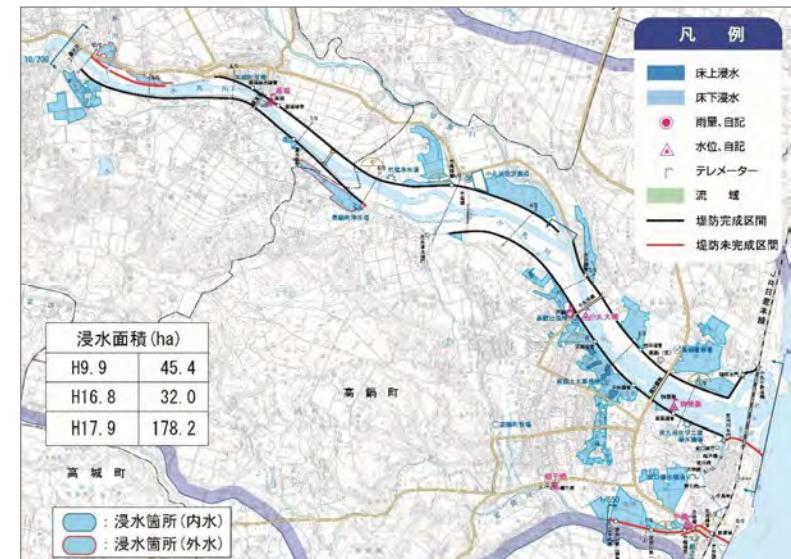


図 2-1-2 平成 17 年（2005 年）9 月洪水時の浸水被害の状況（小丸川下流部）

2. 小丸川の現状と課題



写真 2-1-3 平成 17 年（2005 年）9 月洪水時の内水氾濫状況（高鍋町）



写真 2-1-4 令和 4 年（2022 年）9 月洪水時の内水氾濫状況（高鍋町）

2. 小丸川の現状と課題

2.1.4 高潮・地震・津波対策

小丸川及び宮田川の河口部において、高潮^{※1} 対策を要する区間が存在し、従来より整備を進めてきたものの、一部の堤防未整備区間をはじめ、越水はん濫による浸水被害のおそれがあるため、今後も引き続き対策を進めていく必要があります。



写真 2-1-4 高潮堤防の整備状況
(高鍋町蚊口地区)



写真 2-1-5 堤防の未整備箇所の状況(宮田川)

また、宮崎県沿岸は、日本でも有数の津波の常襲地帯である四国太平洋岸に隣接しており、過去から大小多くの津波に襲われ、被害を受けてきました。また、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な規模の地震・津波が発生し、河川を遡上した津波のはん濫等によって未曾有の被害を記録しました。

このような状況のもと、小丸川においても大規模地震に対する堤防等河川管理施設の安全性を検証した上で、必要な対策を実施するとともに、津波による被害防止に向け、水門操作体制の更なる確立等、被災の防止・軽減を図る必要があります。また関係機関との連携のもと、ソフト的な対策を進めることで、総合的な被害軽減を図っていく必要があります。

なお、東日本大震災を踏まえて制定された「津波防災地域づくりに関する法律^{※2}（平成 23 年 12 月 27 日施行）」の枠組み等に基づき、関係機関と連携・協力し、小丸川に係わる必要な措置を実施していく必要があります。

※1 高潮とは、台風や発達した低気圧が海岸部を通過する際に生じる海面の高まりのことを言います。原因は主として、気圧の低下による海面の上昇と、向岸風による海水の吹き寄せです。これらを「気象潮」と呼び、「天文潮」すなわち満潮が重なるといっそう潮位が高くなり、堤防からの越水により浸水被害が生じことがあります。

※2 津波防災地域づくりに関する法律(抄)(第 1 条目的より)

この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るために、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

2. 小丸川の現状と課題

2.1.4 高潮・地震・津波対策

小丸川及び宮田川の河口部において、高潮^{※1} 対策を要する区間が存在し、従来より整備を進めてきたものの、一部の堤防未整備区間をはじめ、越水氾濫による浸水被害のおそれがあります。また、河口部は、平成 25 年（2013 年）に南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されており、巨大な規模の地震・津波が発生することが想定されています。

そのため、高潮・南海トラフ巨大地震に備え、堤防等河川管理施設の安全性を検証した上で、津波による被害防止等、必要な対策を実施し、被害の防止・軽減を図る必要があります。また関係機関との連携のもと、ソフト的な対策を進めることで、総合的な被害軽減を図っていく必要があります。

なお、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的とした「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年 12 月 26 日）」の枠組み等に基づき、関係機関と連携・協力し、小丸川に係わる必要な措置を実施していく必要があります。

※1 高潮とは、台風や発達した低気圧が海岸部を通過する際に生じる海面の高まりのことを言います。原因は主として、気圧の低下による海面の上昇と、向岸風による海水の吹き寄せです。これらを「気象潮」と呼び、「天文潮」すなわち満潮が重なるといっそう潮位が高くなり、堤防からの越水により浸水被害が生じことがあります。



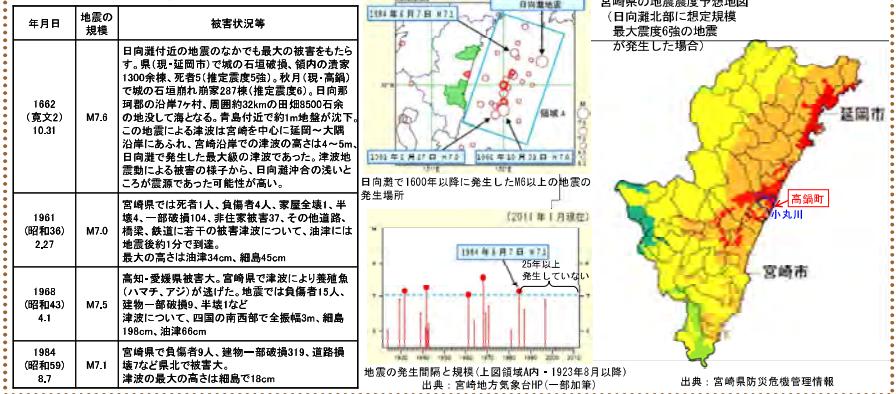
写真 2-1-5 高潮堤防の整備状況
(高鍋町蚊口地区)

2. 小丸川の現状と課題

参考資料①：過去の地震・津波による被害等

- 規模の大きな地震は、日向灘市～宮崎市にかけての沿岸からおよそ50kmの沖合いに集中しています。
- 日向灘ではM7以上の地震が1984年以降、発生しておらず、日向灘の陸のプレート境界付近の岩盤には、地震を発生させる巨大なエネルギーが蓄えられていると考えられています。
- 日向灘（北部）に最大震度6強の地震が発生した場合、小丸川下流部では、震度6強以上の非常に強い揺れが想定されています。

日向灘で発生した大規模な地震・津波の概要等



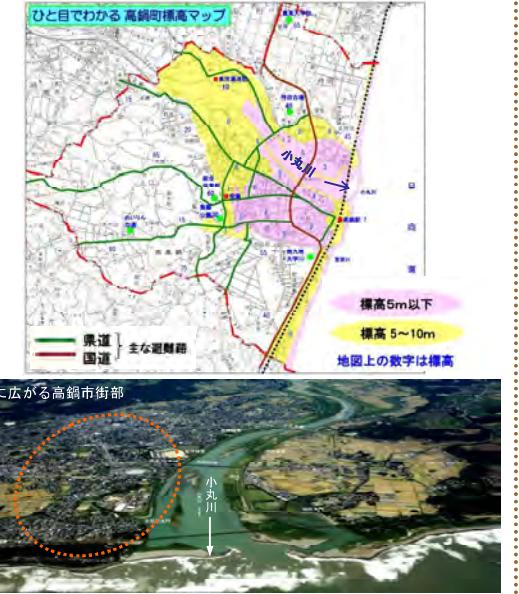
参考資料②：小丸川における津波による被害想定等

小丸川下流部に位置し資産の集積する高鍋町市街部は標高が低く、津波による被害は甚大となることが想定されます。

小丸川が貢流する高鍋町においても、東北地方太平洋沖地震（H23.3）や東南海・南海地震（中央防災会議での想定）等による津波被害を踏まえ、津波ハザードマップの見直し等を検討中。



「高鍋町作成による標高マップ」より



2. 小丸川の現状と課題

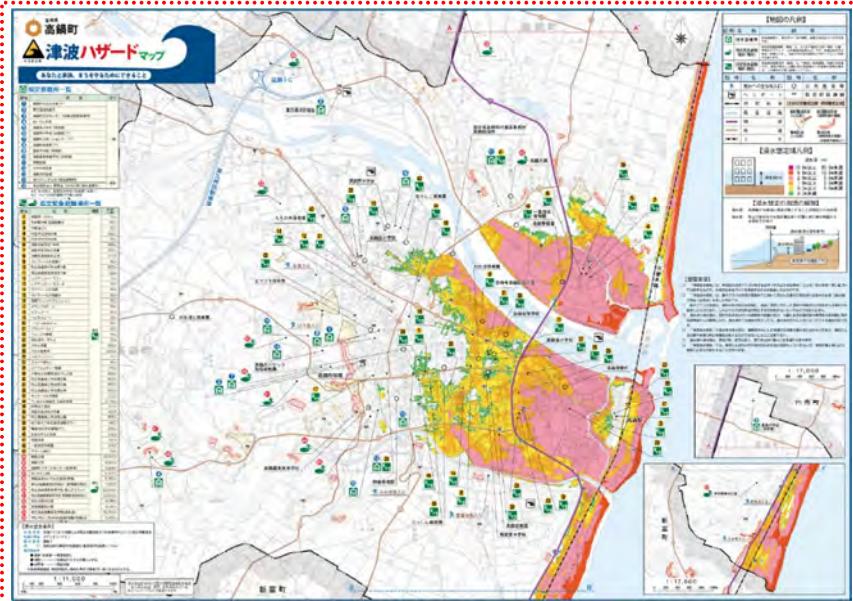


図 2-1-3 高鍋町津波ハザードマップ

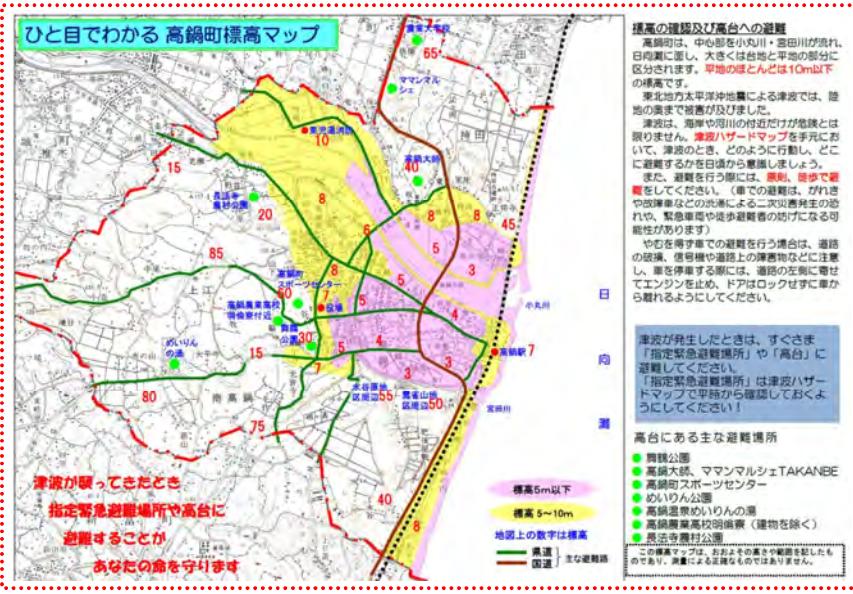


図 2-1-4 高鍋町標高マップ

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 治水の現状と課題

2. 小丸川の現状と課題

2.1.5 河道の維持管理

小丸川は過去において洪水のたびに河川の流路を変えながら、洪水はん濫を繰り返していたため、洪水の流下能力向上を目的に昭和 20 年代から築堤等の河川整備を実施してきました。これにより、洪水のはん濫は少なくなりましたが、河床勾配が急な小丸川の堤防内を洪水が流下するようになった結果、河床低下が進行しました。このため河床の安定を図ることを目的に昭和 60 年代から整備を実施した床止めの効果もあり、現在、全体的に河床は概ね安定しています。

なお、水衝部等において局所的な河床の洗掘箇所も見受けられることや、洪水時に上流部で生産された土砂が洪水とともに流送されること等から、今後の河床変動には十分に注意する必要があります。

また、河床高が低下すると、洗掘により堤防や護岸などの河川構造物が不安定となって崩壊する可能性があり、一方で土砂堆積による河床の上昇や植生の繁茂が著しくなると流下能力の不足が生じ洪水流下の阻害となるおそれもあります。

このようなことから、今後も引き続き、河道内において河床の変化や樹木を適切に把握・管理していく必要があります。



写真 2-1-6 河道内に繁茂する樹木群

2.1.6 総合的な土砂管理

小丸川水系において、山腹崩壊、ダム貯水池内への堆砂の進行、濁水の長期化、海岸汀線の後退など土砂移動と密接に係わる課題に対処するため、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、関係機関と連携しつつ土砂移動に関する調査・研究や必要な対策を検討する必要があります。



図 2-1-4 平成 17 年洪水後の濁水の長期化現象
2.1 治水の現状と課題



写真 2-1-7 小丸川上流部の山腹崩壊状況

2. 小丸川の現状と課題

2.1.5 河道の維持管理

小丸川は過去において洪水のたびに河川の流路を変えながら、洪水氾濫を繰り返していたため、洪水の流下能力向上を目的に昭和 20 年代から築堤等の河川整備を実施してきました。これにより、洪水の氾濫は少なくなりましたが、河床勾配が急な小丸川の堤防内を洪水が流下するようになった結果、河床低下が進行しました。このため河床の安定を図ることを目的に昭和 60 年代から整備を実施した床止めの効果もあり、現在、全体的に河床は概ね安定しています。

一方で、局所的な河床の洗掘箇所も見受けられることや、洪水時に上流部で生産された土砂が洪水とともに流送されること等から、今後の河床変動には十分に注意する必要があります。

河床高が低下すると、洗掘により堤防や護岸などの河川構造物が不安定となって崩壊する可能性があり、一方で土砂堆積による河床の上昇や植生の繁茂が著しくなると流下能力の不足が生じ洪水流下の阻害となるおそれもあります。

このようなことから、今後も引き続き、河道内において河床の変化や樹木を適切に把握・管理していく必要があります。



写真 2-1-6 河道内に繁茂する樹木群

2. 小丸川の現状と課題

2.1.5 河道の維持管理

小丸川は過去において洪水のたびに河川の流路を変えながら、洪水はん濫を繰り返していたため、洪水の流下能力向上を目的に昭和 20 年代から築堤等の河川整備を実施してきました。これにより、洪水のはん濫は少なくなりましたが、河床勾配が急な小丸川の堤防内を洪水が流下するようになった結果、河床低下が進行しました。このため河床の安定を図ることを目的に昭和 60 年代から整備を実施した床止めの効果もあり、現在、全体的に河床は概ね安定しています。

なお、水衝部等において局所的な河床の洗掘箇所も見受けられることや、洪水時に上流部で生産された土砂が洪水とともに流送されること等から、今後の河床変動には十分に注意する必要があります。

また、河床高が低下すると、洗掘により堤防や護岸などの河川構造物が不安定となって崩壊する可能性があり、一方で土砂堆積による河床の上昇や植生の繁茂が著しくなると流下能力の不足が生じ洪水流下の阻害となるおそれもあります。

このようなことから、今後も引き続き、河道内において河床の変化や樹木を適切に把握・管理していく必要があります。



写真 2-1-6 河道内に繁茂する樹木群

2.1.6 総合的な土砂管理

小丸川水系において、山腹崩壊、ダム貯水池内への堆砂の進行、濁水の長期化、海岸汀線の後退など土砂移動と密接に係わる課題に対処するため、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、関係機関と連携しつつ土砂移動に関する調査・研究や必要な対策を検討する必要があります。

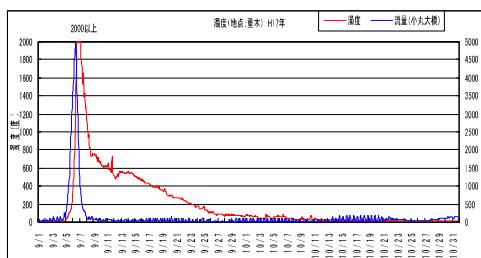


図 2-1-4 平成 17 年洪水後の濁水の長期化現象
2.1 治水の現状と課題



写真 2-1-7 小丸川上流部の山腹崩壊状況

2. 小丸川の現状と課題

2.1.6 総合的な土砂管理

小丸川水系を含む近隣の流域では、山腹崩壊、ダム貯水池内への堆砂の進行、濁水の長期化、海岸汀線の後退など土砂移動と密接に係わる課題があります。そのため、関係機関がそれぞれの問題解決に向けて総合的に取り組むべく、小丸川水系、耳川水系、一ツ瀬川水系、大淀川水系及び宮崎海岸を含む「宮崎県中部流砂系」を対象に、学識経験者・行政機関等からなる「宮崎県中部流砂系検討委員会」を平成 19 年（2007 年）10 月に設置し、令和元年（2018 年）9 月には「小丸川水系総合土砂管理計画」を策定しました。

上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、関係機関と連携しつつ土砂移動に関する調査・研究や必要な対策を検討する必要があります。



写真 2-1-7 総合的な土砂管理に係わる課題

2.1 治水の現状と課題

2. 小丸川の現状と課題

2.1.7 河川管理施設の維持管理

小丸川の河川管理施設については、昭和40年以前に築造されてから現在40年以上経過している施設が多く、今後老朽化が進むことにより、維持管理がますます重要となっています。

これまでにも、水門等の構造物周辺に発生した空洞化部分の充填や、コンクリート部のクラック及び上屋の補修等を行ってきましたが、今後も河川管理施設が正常な機能を発揮するよう適切な維持管理が必要となっています。

また、堤防や護岸は経年的な老朽化をはじめ、降雨・河川水の浸透・洪水・地震等の自然現象や車両通行等の人為的行為等の影響を受けることにより、ひび割れ等の変状が発生します。放置すると洪水時に変状箇所からの漏水等によって堤防の決壊に及ぶ恐れもあることから、今後も引き続き、河川巡視や除草等の実施により、堤防等の異常・変状箇所の早期発見に努める必要があります。

表 2-1-2 国管理区間の河川管理施設数

種別	床止め	水門	樋門・樋管	計
施設数	3	2	15	20

表 2-1-3 河川管理施設の設置年度等一覧

No.	施設名	位置			設置年度 (西暦)	種類	備考
		河川名	距離標	左右岸			
1	萩原樋管	小丸川	1k188 ^{※1}	右岸	設置後40年以上経過	不明	樋門・樋管
2	中州樋管	小丸川	1k600	右岸		不明	樋門・樋管
3	高城悪水樋管	小丸川	7k700	左岸		不明	樋門・樋管
4	古川樋管	小丸川	3k000	左岸		1948	樋門・樋管
5	宮越樋管	小丸川	2k300	右岸		1955	樋門・樋管
6	高城樋管	小丸川	7k400	左岸		1957	樋門・樋管
7	蚊口樋管	宮田川	0k050 ^{※2}	左岸		1960	樋門・樋管
8	持田樋管	小丸川	1k800	左岸		1961	樋門・樋管
9	宮田川水門	小丸川	0k450	右岸		1961	水門
10	重木樋管	小丸川	7k000	右岸		1962	樋門・樋管
11	竹鳩樋管	小丸川	5k000	左岸		1963	樋門・樋管
12	鳴野水門	小丸川	0k500	左岸		1968	水門
13	宮田川第1樋管	宮田川	0k980	左岸	設置後30年以上経過	1977	樋門・樋管
14	宮田川第2樋管	宮田川	1k340	左岸		1977	樋門・樋管
15	宮田樋管	宮田川	0k245	右岸		1982	樋門・樋管
16	古港樋管	宮田川	0k250	左岸	設置後20年以上経過	1983	樋門・樋管
17	小丸川床止	小丸川	6k600	—		1987	床止め
18	中鶴樋管	宮田川	0k600	左岸		1994	樋門・樋管
19	竹鳩床止	小丸川	5k600	—		1998	床止め
20	木城床止	小丸川	7k400	—	2006	床止め	

※1 小丸川の1k188とは河口から1.188km地点のこと

※2 宮田川の0k050とは小丸川合流点から0.05km地点のこと

2. 小丸川の現状と課題

2.1.7 河川管理施設の維持管理

小丸川の河川管理施設については、昭和49年（1974年）以前に築造されてから現在50年以上経過している施設が多く、今後老朽化が進むことにより、維持管理がますます重要となっています。

これまでにも、水門等の構造物周辺に発生した空洞化部分の充填や、コンクリート部のクラック及び上屋の補修等を行ってきましたが、今後も河川管理施設が正常な機能を発揮するよう適切な維持管理が必要となっています。

また、堤防や護岸は経年的な老朽化をはじめ、降雨・河川水の浸透・洪水・地震等の自然現象や車両通行等の人為的行為等の影響を受けることにより、ひび割れ等の変状が発生します。放置すると洪水時に変状箇所からの漏水等によって堤防の決壊に及ぶ恐れもあることから、今後も引き続き、河川巡視や除草等の実施により、堤防等の異常・変状箇所の早期発見に努める必要があります。

表 2-1-2 国管理区間の主要な河川管理施設整備状況

種別	堰	床止め	排水機場	樋門樋管	陸閘門	水門	合計
施設数	0	3	1	15	1	2	22

（令和7年（2025年）3月現在）

表 2-1-3 河川管理施設の設置年度等一覧

No.	施設名	位置			設置年度 (西暦)	種類	備考
		河川名	距離標	左右岸			
1	萩原樋管	小丸川	1k188 ^{※1}	右岸	設置後50年以上経過	不明	樋門・樋管
2	中州樋管	小丸川	1k600	右岸		不明	樋門・樋管
3	高城悪水樋管	小丸川	7k700	左岸		不明	樋門・樋管
4	古川樋管	小丸川	3k000	左岸		1948	樋門・樋管
5	宮越樋管	小丸川	2k300	右岸		1955	樋門・樋管
6	高城樋管	小丸川	7k400	左岸		1957	樋門・樋管
7	蚊口樋管	宮田川	0k050 ^{※2}	左岸		1960	樋門・樋管
8	持田樋管	小丸川	1k800	左岸		1961	樋門・樋管
9	宮田川水門	小丸川	0k450	右岸		1961	水門
10	重木樋管	小丸川	7k000	右岸		1962	樋門・樋管
11	竹鳩樋管	小丸川	5k000	左岸		1963	樋門・樋管
12	鳴野水門	小丸川	0k500	左岸		1968	水門
13	宮田川第1樋管	宮田川	0k980	左岸	設置後40年以上経過	1977	樋門・樋管
14	宮田川第2樋管	宮田川	1k340	左岸		1977	樋門・樋管
15	宮田樋管	宮田川	0k245	右岸		1982	樋門・樋管
16	古港樋管	宮田川	0k250	左岸	設置後30年以上経過	1983	樋門・樋管
17	小丸川床止	小丸川	6k600	—		1987	床止め
18	中鶴樋管	宮田川	0k600	左岸		1994	樋門・樋管
19	竹鳩床止	小丸川	5k600	—		1998	床止め
20	木城床止	小丸川	7k400	—	2006	床止め	
21	宮田陸閘門	宮田川	0k250	右岸	2012	陸閘門	
22	宮越排水機場	小丸川	2k300	右岸	2022	排水機場	

※1 小丸川の1k188とは河口から1.188km地点のこと

※2 宮田川の0k050とは小丸川合流点から0.05km地点のこと

2.1 治水の現状と課題

2.1.7 河川管理施設の維持管理

2. 小丸川の現状と課題



写真 2-1-8 床止め (小丸川床止め : 小丸川)



写真 2-1-9 樋管 (持田樋管 : 小丸川)

2. 小丸川の現状と課題



写真 2-1-8 床止め (小丸川床止め : 小丸川)



写真 2-1-9 樋管 (持田樋管 : 小丸川)

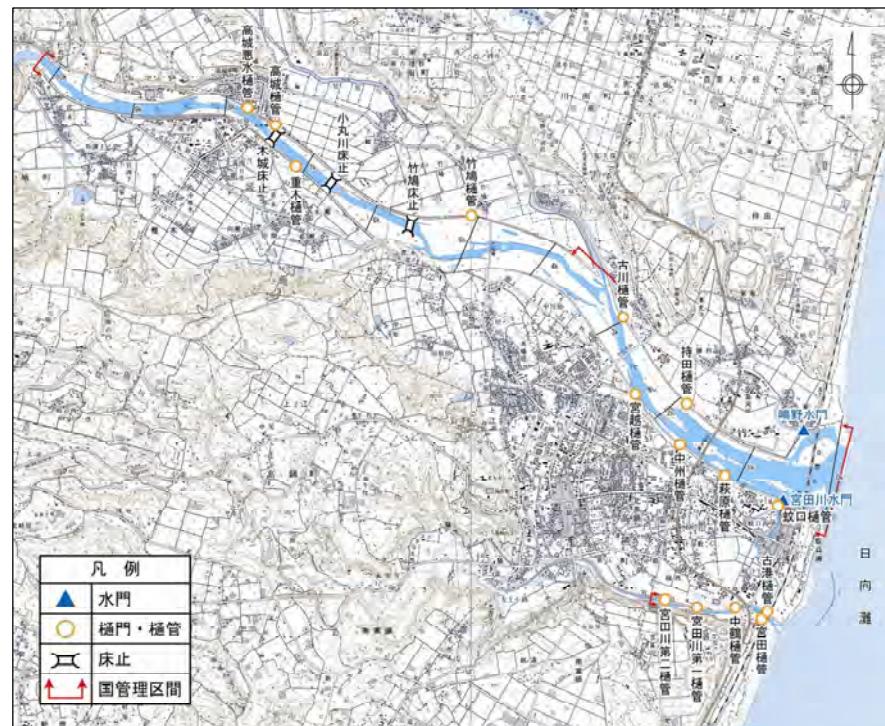


図 2-1-5 主な河川管理施設位置図



図 2-1-5 主な河川管理施設位置図

2.1 治水の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.8 危機管理

小丸川では、洪水等による災害の発生の防止又は軽減を図るために施設整備を継続して実施していますが、整備途上で施設能力以上の洪水等や整備計画規模を上回る洪水等が発生する可能性は常にありますから、洪水はん濫等が発生した場合でも被害を最小限にとどめるため、適切な危機管理が必要です。

そのため、洪水等が発生した場合には、水防警報や洪水予報、河川監視カメラ画像等の水防時に必要な情報を、関係機関に分かりやすく提供するなど、水防活動の支援に努めています。また、洪水以外にも高潮、地震・津波等が発生した場合には、可能な段階で速やかに河川巡視を行い、河川管理施設等の異常・損傷箇所の早期発見に努めています。

日常においては、情報伝達訓練の実施や水防訓練の支援、防災情報の共有、洪水ハザードマップの作成支援、重要水防箇所の周知及び合同巡視の実施など、関係機関との連携強化に努めるほか、災害復旧などの緊急時に必要となる資材を、水防倉庫等に備蓄しています。

今後も、これまで実施してきた活動を継続していくとともに、関係機関や地域住民に対してさらに迅速かつわかりやすい防災情報の伝達・提供等を行っていく必要があります。

津波に関しては、東日本大震災を踏まえて制定された「津波防災地域づくりに関する法律」の枠組み等に基づき、関係機関と連携・協力し、小丸川に係わる必要な措置を実施していく必要があります。



図 2-1-6 水防倉庫位置図

2.1.8 危機管理

小丸川では、洪水等による災害の発生の防止又は軽減を図るために施設整備を継続して実施していますが、整備途上で施設能力以上の洪水等や整備計画規模を上回る洪水等が発生する可能性は常にありますから、洪水氾濫等が発生した場合でも被害を最小限にとどめるため、適切な危機管理が必要です。

そのため、洪水時には、**水防団の的確な水防活動や関係自治体からの迅速な避難情報の発表が住民の適切な避難行動に結びつくために、水防法等に基づく水防警報や洪水予報等の発表に加え、ホットライン等の実施や、流域の複数の自治体を対象として運用を行っている「流域タイムライン」により、関係者で危機感の共有を図ることで事前防災体制の充実・強化を図っています**。また、洪水以外にも高潮、地震・津波等が発生した場合には、可能な段階で速やかに河川巡視を行い、河川管理施設等の異常・損傷箇所の早期発見に努めています。

日常においては、情報伝達訓練の実施や水防訓練の支援、防災情報の共有、洪水ハザードマップ、**マイ防災マップ、マイ・タイムライン**の作成支援、重要水防箇所の周知及び合同巡視の実施など、関係機関との連携強化に努めるほか、災害復旧などの緊急時に必要となる資材を、水防倉庫等に備蓄しています。

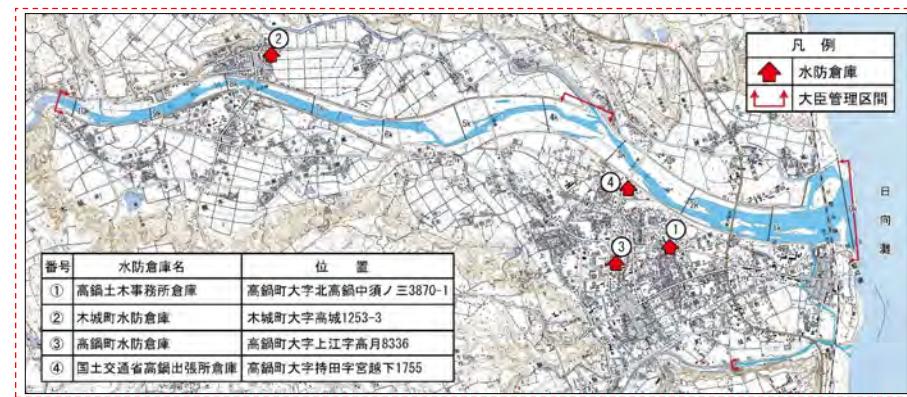


図 2-1-6 水防倉庫位置図

さらに、気候変動による水災害の激甚化・頻発化等に備えるためには、取組を更に進め、水災害を考慮したまちづくりの支援や住まい方の工夫等被害軽減のための対策をあらゆる関係者と協働して進めていく必要があるとともに今後も、これまで実施してきた活動を継続し、関係機関や地域住民に対してさらに迅速かつわかりやすい防災情報の伝達・提供等を行っていく必要があります。

津波に関しては、「**南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法**」の枠組み等に基づき、関係機関と連携・協力し、小丸川に係わる必要な措置を実施していく必要があります。

2. 小丸川の現状と課題

2.1.9 施設の能力を上回る洪水等の発生

近年、全国的に広範囲で記録的な大雨が観測され、甚大な水害が多発しています。平成27年（2015年）9月関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防決壊による家屋倒壊・流失や多数の孤立者の発生、また、平成28年（2016年）8月に北海道・東北を襲った一連の台風では堤防決壊に伴う甚大な被害や中山間地域の要配慮者利用施設で入所者の逃げ遅れによる被害等が発生し、平成30年（2018年）7月豪雨では中国、四国地方を中心に西日本一帯で大規模な浸水被害が発生しました。

九州地方では、平成24年（2012年）7月九州北部豪雨や平成29年（2017年）7月九州北部豪雨では多くの河川で越水等による浸水が発生しました。そして、令和2年（2020年）7月豪雨では、九州南部、九州北部などでは記録的な降水量が観測され、球磨川流域では多くの河川で越水等による浸水が発生しました。

今後も施設の能力を上回る洪水による水害が起こりうることから、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有するとともに、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を図る必要があります。

2.1.10 気候変動への適応

近年、我が国においては、時間雨量50mmを超える短時間強雨や総雨量が数百ミリから千ミリを超えるような大雨が発生する頻度が増加し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。

さらに、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらなる大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量等が増大することが予測されています。これにより、施設の能力を上回る洪水が頻発するとともに、発生頻度は比較的低いものの施設の能力を大幅に上回る極めて大規模な洪水が発生する懸念が高まっています。

その一方で、将来において無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予想されており、地球温暖化に伴う気候変動によって、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。

このため、気候変動による災害外力の増大と、それに伴う洪水や渇水被害の激甚化や発生頻度の増加等、様々な事象を想定し、対策を進めていく必要があります。

また、河川整備においては、気候変動に伴う降水量の増大によって、実質的な目標安全度が年々低下していることを意味していることから、河川整備を更に加速させるとともに、その目標設定にあたっては気候変動の影響も考慮していく必要があります。

2. 小丸川の現状と課題

2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

2.2.1 河川水の利用

河川水の利用については、現在、農業用水として約 3,300ha の農地でかんがいに利用され、水道用水、工業用水としても利用されています。また、古くから水力発電の開発が盛んであり、現在では、7ヶ所の発電所により最大出力約 130万 kW の発電が行われています。

なお、小丸川においては、これまでに大きな渇水被害等は生じていませんが、今後も引き続き関係機関との連携・調整に努めていく必要があります。

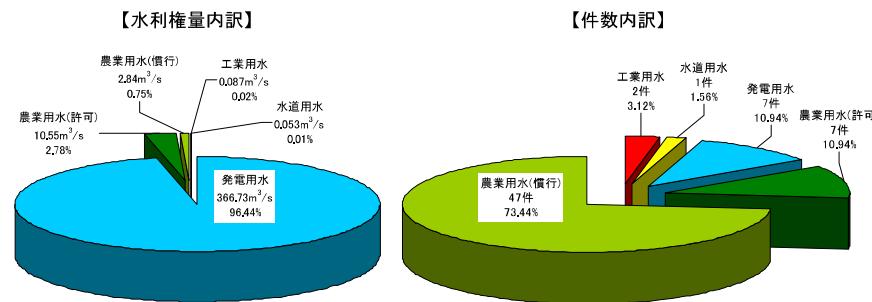


図 2-2-1 小丸川水系における水利権

表 2-2-1 小丸川水系水利権一覧表

水利使用目的	件数	水利権量計 (m³/s)	かんがい面積 (ha)	備考
農業用水	許可	7	10.547	2824.18
	慣行	47	2.836*	496.39
	合計	54	13.383	3320.57
工業用水	2	0.087	-	
発電用水	7	366.73	-	総発電量 : 1,272,880kw
水道用水	1	0.053	-	
合計	64	380.253	3320.57	

*慣行水利権の水利権量の届出がない場合は、かんがい面積からの推定値を記載。

2. 小丸川の現状と課題

2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

2.2.1 河川水の利用

河川水の利用については、古くから水力発電の開発が行われ、九州における水力発電量の約 4割を小丸川が占めており、川原発電所（昭和 15年（1940年）設置）をはじめとする 7ヶ所の発電所により最大出力約 127万 kW の発電が行われています。

また、現在、農業用水として約 3,100ha の農地でかんがいに利用されている他、水道用水、工業用水として高鍋町で利用されています。

なお、小丸川においては、これまでに大きな渇水被害等は生じていませんが、今後も引き続き関係機関との連携・調整に努めていく必要があります。

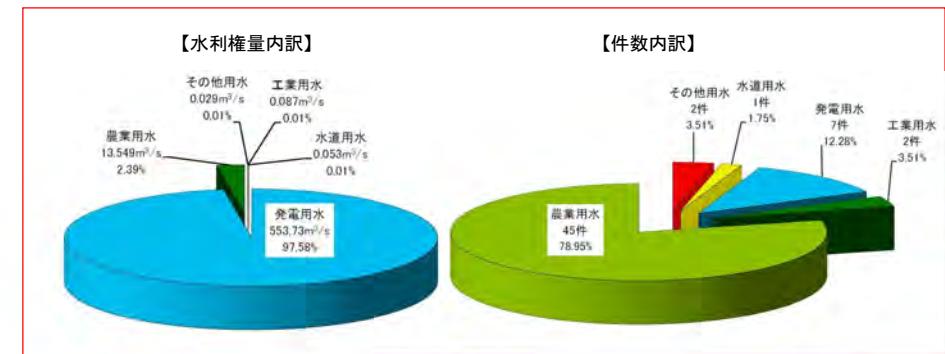


図 2-2-1 小丸川水系における水利権

表 2-2-1 小丸川水系水利権一覧表

水利使用目的	件数	水利権量計 (m³/s)	備 考
農業用水	45	13.549	
工業用水	2	0.087	南九州化学工業(株) 南郷コンクリート工業
発電用水	7	553.73	発電最大出力 : 1,273.3 千 kW
水道用水	1	0.053	高鍋町
その他用水	2	0.029	
合 計	57	567.448	

*発電用水には、従属発電分の件数及び発電最大出力を含めた。

2. 小丸川の現状と課題

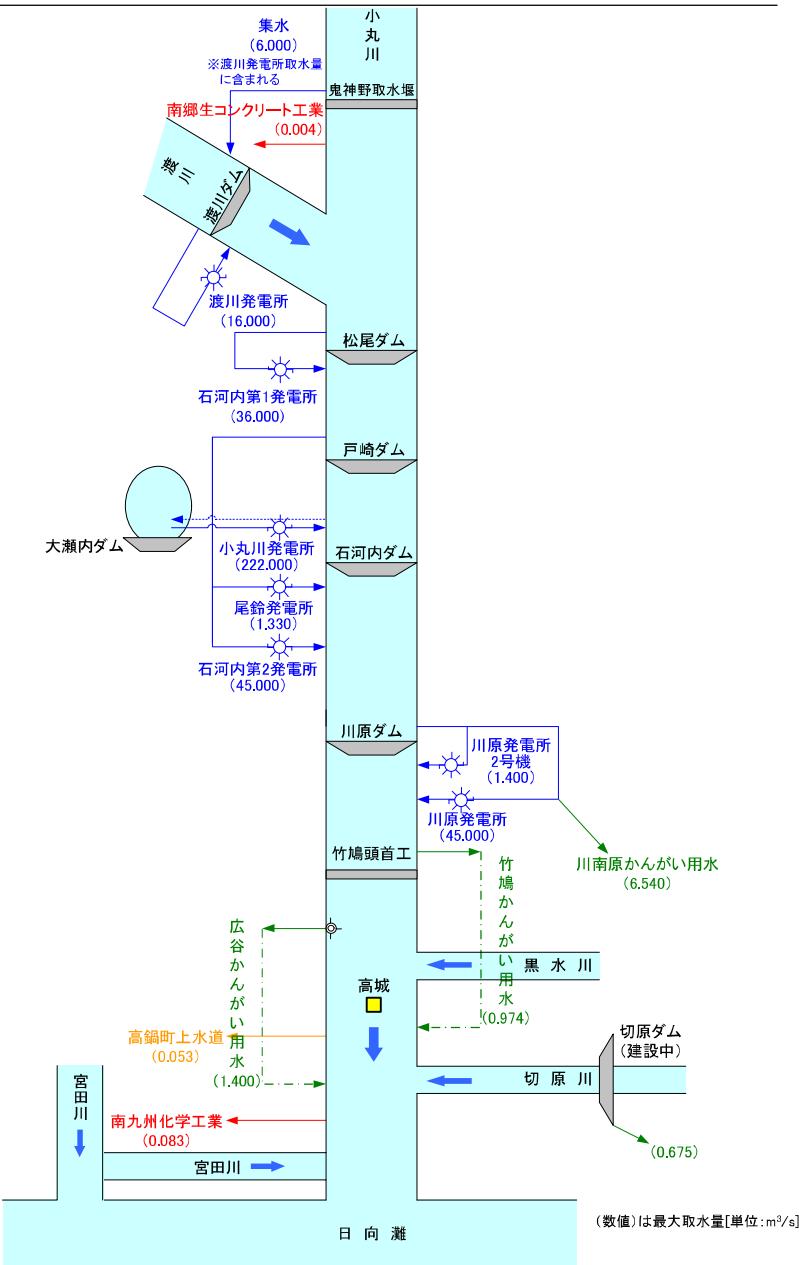


図 2-2-2 小丸川水系の主な水利用模式図

2. 小丸川の現状と課題

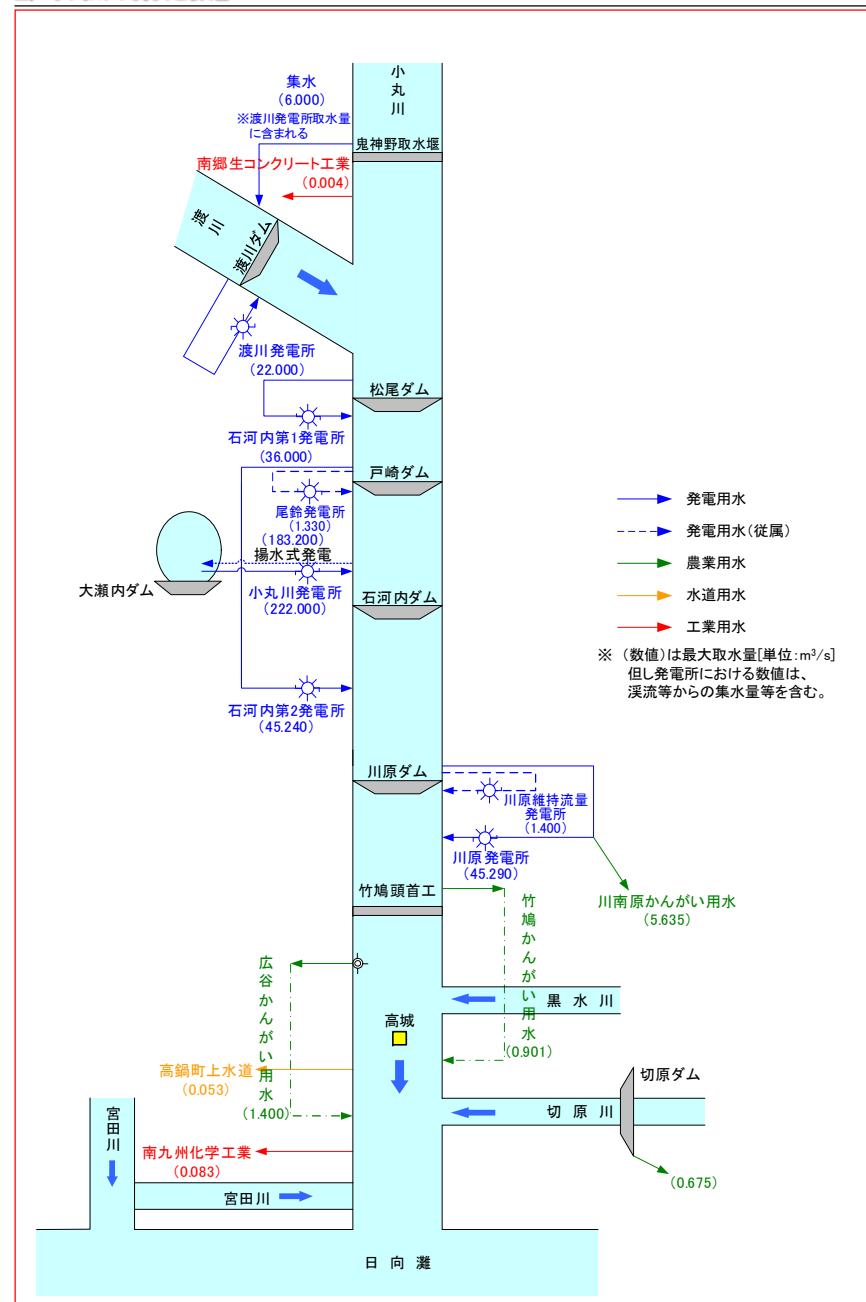


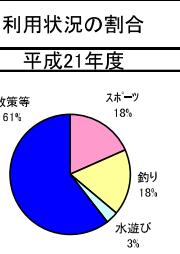
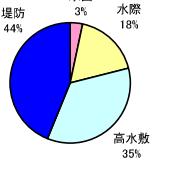
図 2-2-2 小丸川水系の主な水利用模式図

2. 小丸川の現状と課題

2.2.2 河川空間の利用

河川の利用については、堤防や高水敷を通学路や散策路等として利用する人が多く、また、高鍋町や木城町の市街地周辺の高水敷には、スポーツ広場が整備され、野球、サッカー、ゲートボール等に利用されています。上流の川原自然公園ではキャンプやカヌー等の利用がなされ、カヌー教室や自然体験等のイベントも行われており、さらに、小丸川には河口部の入り江や河跡湖をはじめとする豊かな自然環境が存在することから、最近では地域住民による自然観察会も行われています。

表 2-2-2 年間河川空間利用状況

区分	項目	年間推計値 (千人)	利用状況の割合	
			平成21年度	平成21年度
利用形態別	スポーツ	32	散策等 61%	スポーツ 18%
	釣り	31	釣り 18%	釣り 18%
	水遊び	6	水遊び 3%	水遊び 3%
	散策等	106		
	合計	175		
				
利用場所別	水面	6	堤防 44%	水面 3%
	水際	31	水際 18%	水際 18%
	高水敷	61	高水敷 35%	高水敷 35%
	堤防	77		
	合計	175		
				

出典：河川水辺の国勢調査 平成 21 年度 河川空間利用実態調査(小丸川) 報告書より



写真 2-2-1 堤防・高水敷の利用状況



写真 2-2-2 スポーツ広場
(右岸 2k700~3k200)

2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

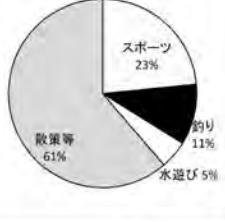
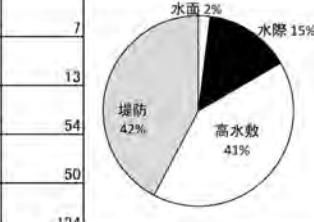
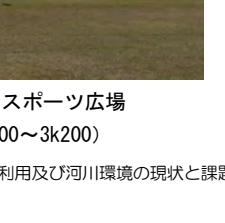
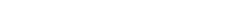
2. 小丸川の現状と課題

2.2.2 河川空間の利用

河川の利用については、堤防や高水敷を通学路や散策路等として利用する人が多く、近隣住民による日常的な利用が大半を占めています。

高鍋町や木城町の市街地周辺の高水敷には、スポーツ広場が整備され、サッカー、ラグビー、グランドゴルフ等のスポーツのほか、遠足やピクニック等のリエーションに広く利用されています。上流の川原自然公園ではキャンプやカヌー等の利用がなされ、カヌー教室や自然体験等のイベントも行われています。また、小丸川には河口部の入り江や河跡湖をはじめとする豊かな自然環境が存在することから、NPO や地域住民による自然観察会や環境学習の場としても利用されています。

表 2-2-2 年間河川空間利用状況

区分	項目	年間推計値(千人)		利用状況の割合	
		平成26年度	平成31年度	平成26年度	平成31年度
利用形態別	スポーツ	77	29		
	釣り	31	13		
	水遊び	11	6		
	散策等	134	76		
	合計	253	124		
					
利用場所別	水面	5	7		
	水際	37	13		
	高水敷	104	54		
	堤防	107	50		
	合計	253	124		

出典：平成 31 年度 大淀川・小丸川空間利用実態調査業務報告書より



写真 2-2-1 堤防・高水敷の利用状況



写真 2-2-2 スポーツ広場

(右岸 2k700~3k200)

2. 小丸川の現状と課題



写真 2-2-3 川原自然公園(木城町)



写真 2-2-4 親子ふれあいカヌー教室

2. 小丸川の現状と課題



写真 2-2-3 川原自然公園(木城町)



写真 2-2-4 親子ふれあいカヌー教室

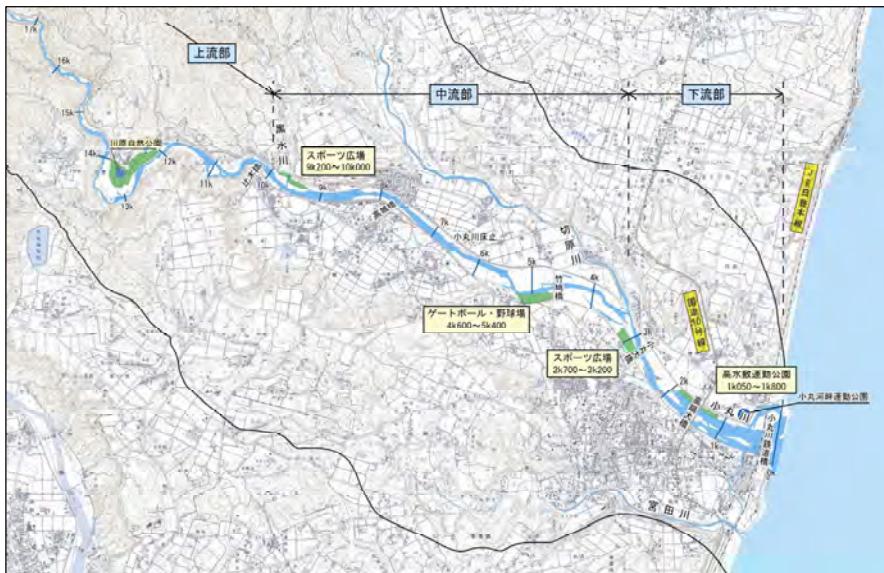


図 2-2-3 小丸川河川空間の利用

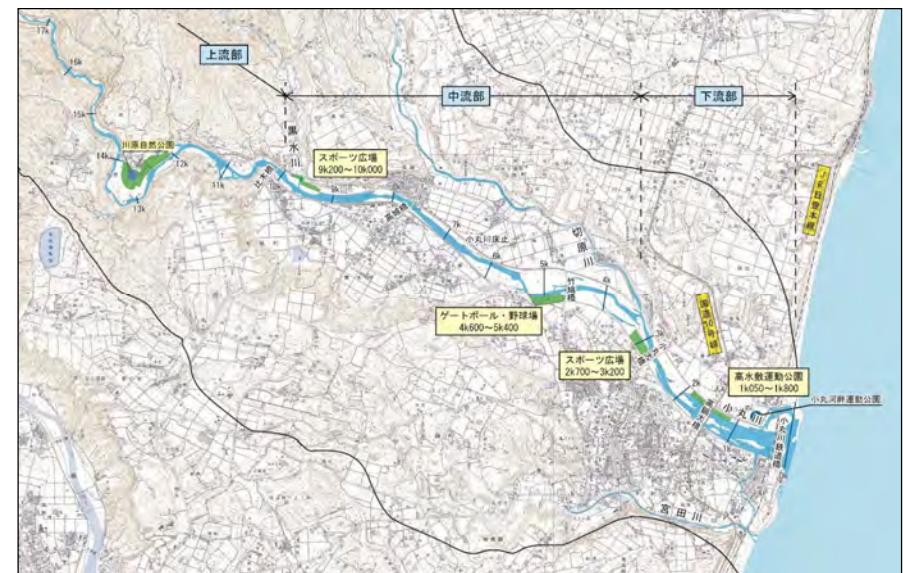


図 2-2-3 小丸川河川空間の利用

2.2.3 河川環境

(1) 河川環境

【上流部】

源流から比木橋付近までの上流部のうち美郷町付近は、小丸川が河岸段丘や樹林地の山間部を蛇行しながら流下する渓流環境となっています。流路は、尾鈴火成岩や堆積岩からなる四万十層が浸食されて深い峡谷が形成され、河岸には岩盤が露出しています。当区間の河道幅は狭く、高水敷のない単断面形状を呈し、河床勾配は1/200～1/100程度で、河床材料は巨石、巨礫で構成されています。また、5つのダムにより貯水池が断続的に形成されています。

尾鈴県立自然公園地域や、桜葉地区には、イチイガシ、タブノキ等を代表とする照葉樹林やミズナラ等を代表とするブナ林が群生しています。また、松尾ダム周辺左岸の急斜面は、尾鈴林木遺伝資源保存林に指定され、天然林で樹齢170年のアカマツ、コウヤマキ、イチイガシ、タブノキ等の針広混交林となっています。

水際にはツルヨシ群落、ハルニレ林が点在し、また、アラカシ林、常緑落葉広葉樹混交林が山付き林として連続し、緩斜面地にはスギ、ヒノキの植林が分布しています。

ツルヨシ群落は、ウグイ、アユ等には避難場として、カモ類等には‘ねぐら’や採餌場として、サギ類等には採餌場として利用されています。

連続する瀬と淵のある緩流部にはオイカワ、ウグイ等が優占するほか、流れの速い箇所にはヤマメ、アユ等の重要種が生息しています。また、渓流域に生息するカワセミ、ヤマセミやコサギ、アオサギといったサギ類が採餌場として頻繁に水辺を利用し、主に魚類を捕食しています。より上流側の渓流には、カジカガエルの鳴く姿も見られます。

山付き林は、カワセミ、ヤマセミ等には魚付き林として、ヒヨドリ、ブッポウソウ等には採餌場やねぐらとして利用されるとともに、ジネズミ、タヌキ等の小動物の生息場ともなっています。水際の河畔林には、日本の国蝶であるオオムラサキが飛来します。

ダム湖周辺の樹林は、大半がスギ・ヒノキの人工林ですが、シイ類、カシ類等から構成される照葉樹林も各所に分布しています。魚類では、ウナギ、ゲンゴロウブナ、コイ、ヤマメ等が生息しています。アユ、ウナギ、ヤマメは上小丸川漁業協同組合によって毎年定期的に稚魚が放流されています。陸上昆虫類では、ミヤマクワガタやヒラタクワガタが樹液を求めて集まります。この他、鳥類では、マガモ、ヒドリガモ等のカモ類は水際の植物等を食物とし、ダム湖等の止水域を休息場として利用しています。その他、水辺周辺にゴイサギ、コサギ、オシドリ、カルガモ、カツブリ等が、陸域の山腹の樹林地にはヤマドリ、メジロ、ウグイス、コケラ等が生息しています。

また、哺乳類では、イノシシ、シカ、アナグマ、イタチ属、ヒメネズミ等が生息しています。

2.2.3 河川環境

(1) 河川環境

【上流部】

源流から比木橋付近までの上流部は、尾鈴火成岩や堆積岩からなる四万十累層群の浸食により深い峡谷が形成され、山間部を蛇行しながら流下する渓流環境となっています。上流側の美郷町付近は河道幅が狭く、高水敷のない単断面形状を呈し、河床勾配は1/200～1/100程度で、河床材料は巨石、巨礫で構成されています。また、尾鈴県立自然公園地域や桜葉地区は、イチイガシ、タブノキ等を代表とする照葉樹林やミズナラ等を代表とするブナ林が群生しています。一方、松尾ダム左岸周辺の斜面は、尾鈴林木遺伝資源保存林に指定され、天然林で樹齢170年のアカマツ、コウヤマキ、イチイガシ、タブノキ等の針広混交林となっています。

上流部の連続する瀬・淵は、オイカワ、ウグイ等が優占し、流れの速い箇所には、ヤマメ、アユ等の重要な魚類が生息しています。また、渓流域はカワセミ、ヤマセミ等の鳥類が採餌場として頻繁に利用しており、さらに上流側の渓流では、カジカガエルの姿も見られます。

水際はツルヨシ群落等が点在し、ウグイ、アユ等の魚類が避難場として利用しています。河岸はアラカシ林、常緑落葉広葉樹混交林が連続するほか、緩斜面地にはスギ、ヒノキの植林が分布しています。これらの樹林帯は、ヒヨドリ、ブッポウソウ等の鳥類が採餌場やねぐらとして利用しています。また、ジネズミ、タヌキ等の哺乳類も生息しています。一方、水辺の河畔林には、日本の国蝶であるオオムラサキが飛来しています。

ダム湖の水域は、ウナギ、ゲンゴロウブナ、コイ等の魚類が生息するほか、マガモ、ヒドリガモ等の鳥類が休息場として利用しています。また、ダム湖岸の水辺は、ゴイサギ、コサギ、オシドリ、カルガモ、カツブリ等の鳥類が生息しています。一方、ダム湖周辺は、スギ・ヒノキの人工林が広く分布するほか、シイ類、カシ類等から構成される照葉樹林が点在しています。これらの樹林帯には、ミヤマクワガタやヒラタクワガタ等の昆虫類が樹液を求めて集まります。また、イノシシ、シカ、アナグマ、イタチ属、ヒメネズミ等の哺乳類も生息しています。

2. 小丸川の現状と課題



写真 2-2-5 溪流環境



写真 2-2-6 楠葉地区の照葉樹林

2. 小丸川の現状と課題



写真 2-2-5 溪流環境



写真 2-2-6 楠葉地区の照葉樹林



写真 2-2-7 瀬と淵



写真 2-2-8 ツルヨシ群落



写真 2-2-7 瀬と淵



写真 2-2-8 ツルヨシ群落



写真 2-2-9 河畔林



写真 2-2-10 ダム湖

(写真：農林水産省 九州森林管理局 HP)



写真 2-2-9 河畔林



写真 2-2-10 ダム湖

(写真：農林水産省 九州森林管理局 HP)

2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題



写真 2-2-11 ヤマメ(サケ目サケ科)



写真 2-2-12 ウグイ(コイ目コイ科)



写真 2-2-13 ヤマセミ
(ブッポウソウ目カワセミ科)



写真 2-2-14 カワセミ
(ブッポウソウ目カワセミ科)



写真 2-2-11 ヤマメ(サケ目サケ科)



写真 2-2-12 ウグイ(コイ目コイ科)



写真 2-2-13 ヤマセミ
(ブッポウソウ目カワセミ科)



写真 2-2-14 カワセミ
(ブッポウソウ目カワセミ科)

2. 小丸川の現状と課題

【中流部】

比木橋付近から切原川合流点までの中流部は、日向山地を出て平野部にさしかかる比木橋より河床勾配が緩やかになります。周辺は段丘の発達した平地が広がり、瀬と淵、砂礫河原が連続しています。

高城橋下流区間では、河道幅、高水敷幅とも広く緩やかな蛇行形状を呈しており、また、竹鳩橋付近の高水敷には、かつての流路の名残である河跡湖が点在しています。

水辺ではツルヨシ群落が優占し、砂礫河原にはヨモギ、カワラハハコを含む河川敷砂礫地植生、河岸、高水敷にはヤナギ低木林、アカメガシワ、マダケ、ホテイチク等の河畔林が群生しています。ツルヨシ群落はオオヨシキリ、ツバメやセッカ等の採餌場や繁殖場として利用されています。河畔林は、カワラヒワ等の繁殖場として利用されるとともに、メジロやホオジロ等の採餌場としても利用されています。

この水域では、カワムツ、オイカワ等の純淡水魚が優占していますが、ボウズハゼ、ヨシノボリ類等の回遊魚も生息しています。

ツルヨシ群落内に形成される流れの緩やかな水域はギンブナ、ドジョウ、メダカ等の生息場になっています。

竹鳩橋下流の瀬は、アユの産卵場となっています。高城橋上流ではアユ、ウナギの放流が行われています。

砂礫河原には、オサムシ科等の地上徘徊性の陸上昆虫が生息し、コアジサシが営巣しています。

両生類・は虫類及び哺乳類では、トノサマガエル、アマガエル、カナヘビ、ノウサギ、カヤネズミが生息しています。

昆虫類では、カゲロウ類、ゲンジボタルが河口から 9k 600 で合流する黒水川周辺で確認され、初夏になるとゲンジボタルの乱舞がみられます。また、タテハモドキやツマグロヒョウモンが草地を舞う姿が見られます。

竹鳩橋下流付近には河跡湖が多く点在し、その周辺はヤナギ低木林やメダケ・マダケの河畔林で囲まれ、陸域と水域との移行帯にはツルヨシ群落、ウキヤガラ群落やマコモ群落が形成されています。河跡湖にはガガブタ、ヒシやカンガレイ等の水生植物が多く繁茂しています。

緩流域はギンブナ、メダカ、コイ、オイカワ、テナガエビ等の魚介類の採餌場、避難場として利用され、これらの魚介類を餌とするウナギ、ナマズ等も生息しています。また、両生類・は虫類のヌマガエル、トノサマガエル、スッポン、クサガメ等も生息しています。

陸域では、ヨシ等のイネ科植物を生息場とするヨコバイ類やウンカ類、水辺植生に飛来するイトトンボ類、ギンヤンマ等が生息しています。鳥類では、ツルヨシ群落を営巣地とするオオヨシキリや水際植生付近で飛翔する昆虫類を捕食するツバメ、セッカ等が飛来します。

2. 小丸川の現状と課題

【中流部】

比木橋付近から切原川合流点までの中流部は、日向山地を出て平野部にさしかかる比木橋より河床勾配が緩やかになり、連続する瀬・淵や砂礫河原が分布しています。

中流部の水域は、カワムツ、オイカワ等の魚類が優占し、ボウズハゼ、ヨシノボリ類、カワアナゴ等の回遊魚も生息しています。竹鳩橋付近の瀬は、アユの産卵場が特に多く、連続する瀬・淵にはカマキリ（アユカケ）等の魚類が生息しています。

水際はツルヨシ群落が優占し、高水敷にはヤナギ低木林、アカメガシワ、マダケ、ホテイチク等の河畔林が群生しています。ツルヨシ群落は、オオヨシキリ、セッカ等の鳥類が採餌場や繁殖場として利用しています。河畔林は、カワラヒワ、メジロ、ホオジロ等の鳥類が採餌場や繁殖場として利用しています。水域から陸域には、トノサマガエル、アマガエル等の両生類、カネヘビ等の爬虫類、ノウサギ、カヤネズミ等の哺乳類が生息しています。また、ヨシ等のイネ科植物を好むヨコバイ類やウンカ類、水辺植生に飛来するイトトンボ類、ギンヤンマ等の昆虫類が生息しています。

一方、竹鳩橋下流にはかつての流路の名残である河跡湖があり、周辺はヤナギ低木林やメダケ・マダケ等に囲まれ、陸域と水域との移行帯はツルヨシ群落、ウキヤガラ群落、マコモ群落が形成されています。河跡湖には、オグラコウホネ、ガガブタ、ノタヌキモ等の重要な水生植物が生育するほか、オオミズスマシ、ヒメミズカマキリ等の重要な水生昆虫類も生息・繁殖しています。

なお、中流部のワンド・たまりを含む緩流域は、ミナミメダカ、ギンブナ、コイ、オイカワ等の魚類やテナガエビ等の底生動物が採餌場、避難場として利用し、これらを餌とするウナギ、ナマズ等も生息しています。こうした現状に対し、中流部では、平成 30 年（2018 年）時点のワンド・たまりの面積が約 9ha となっています。

また、河川敷に広がる砂礫河原には、宮崎県内で唯一生育している礫河原固有植物のカワラハハコのほか、イカルチドリ等の鳥類が生息しています。こうした現状に対し、中流部では、平成 30 年（2018 年）時点の砂礫河原の面積が約 14ha となっています。

2. 小丸川の現状と課題



写真 2-2-15 河跡湖



写真 2-2-16 ガガブタ (リンドウ科)



写真 2-2-17 ヒシ (ヒシ科)



写真 2-2-18 カンガレイ (カヤツリグサ科)

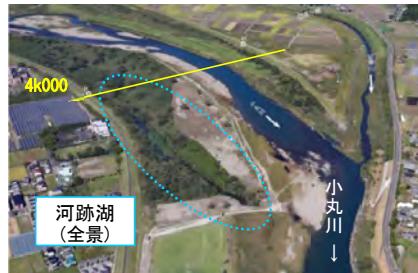


写真 2-2-15 河跡湖

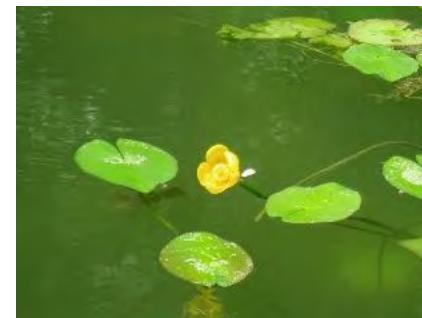


写真 2-2-16 オグラコウホネ (スイレン科)



写真 2-2-17 ガガブタ (リンドウ科)



写真 2-2-18 オオミズスマシ
(コウチュウ目ミズスマシ科)



写真 2-2-19 ヒメミズカマキリ
(カメムシ目タイコウチ科)

2. 小丸川の現状と課題



写真 2-2-19 小丸川中流部



写真 2-2-20 小丸川中流部(高城橋下流付近)



写真 2-2-21 河畔林



写真 2-2-22 瀬(5k400 左岸)



写真 2-2-23 砂礫河原 (5k200 付近)

2. 小丸川の現状と課題



写真 2-2-20 小丸川中流部 (高城橋上流付近)



写真 2-2-21 小丸川中流部 (竹鳩橋下流付近)



写真 2-2-22 河畔林



写真 2-2-23 早瀬



写真 2-2-24 砂礫河原



写真 2-2-25 カワラハハコ (キク科)



写真 2-2-24 オイカワ(コイ目コイ科)



写真 2-2-25 アユ(サケ目アユ科)



写真 2-2-26 メダカ(ダツ目メダカ科)

写真 2-2-27 コアジサシ
(チドリ目カモメ科)写真 2-2-28 トノサマガエル
(無尾目アカガエル科)写真 2-2-29 カヤネズミ
(ネズミ目ネズミ科)

写真 2-2-26 オイカワ(コイ目コイ科)



写真 2-2-27 アユ(サケ目アユ科)

写真 2-2-28 カマキリ(アユカケ)
(スズキ目カジカ科)写真 2-2-29 ミナミメダカ
(ダツ目メダカ科)写真 2-2-30 イカルチドリ
(チドリ目チドリ科)写真 2-2-31 トノサマガエル
(無尾目アカガエル科)

2. 小丸川の現状と課題

【下流部】

切原川合流点から河口までの下流部は、感潮区間であり、河口部の入り江には、塩生植物のハマボウ、シオクグ、イセウキヤガラ等が多数群生しています。ワンド^{*1}には感潮区間下部特有の沈水植物のコアマモが生育し、アカメ等の稚魚の採餌場、隠れ場として魚類の重要なハビタット^{*2}になっています。

汽水域には、トビハゼ、クボハゼやギンガメアジ等の汽水性の魚類がゴカイ類等の底生動物を捕食しています。また、ウナギ、カマキリ等の回遊魚、ウグイ、オイカワ等の純淡水魚も生息しています。貝類や甲殻類では、ヤマトシジミ、イシマキガイ、モクズガニ、アシハラガニ、ミナミテナガエビ等が確認されています。

砂州周辺にはヨシ群落、セイコノヨシ群落が形成され、アシハラガニ等の甲殻類の生息場となっています。また、重要種のタコノアシも確認されています。

水際の泥質部にはゴカイ類やニッポンドロソコエビ等の底生動物が生息し、藻類等を餌としています。また、チゴガニ、ヤマトオサガニ等の甲殻類は河口部のヨシ群落内に穴居しています。

河口ではマガモ等のカモ類が、水際の植物等を採餌し、集団越冬地としても利用しています。

チュウヒ、ハヤブサは、砂州・ヨシ原を生息場とするシギ類、チドリ類の小鳥を、ミサゴは主に魚類を捕食しています。

高水敷に生育するツルヨシ群落、チガヤ群落にはヨコバイ類、ウンカ類やイナゴ類等の昆虫や又マガエル等の両生類が生息し、植物や昆虫を採食するヒメネズミ、アカネズミ等の哺乳類も生息しています。草地を舞うチョウ類の中にはシルビアシジミも見られます。

※1 ワンド：河原にある池のような水域で、水が増えた時には本流と繋がる所をいいます。

※2 ハビタット：動植物が生育・生息する場所や環境のことを行います。



2. 小丸川の現状と課題

【下流部】

切原川合流点から河口までの下流部は汽水域であり、トビハゼ、クボハゼ、ギンガメアジ等の汽水性魚類が生息しています。また、ウナギ、カマキリ等の回遊魚やウグイ、オイカワ等の純淡水魚に加え、ワンドにはミナミメダカ等の緩流域を好む魚類が生息しています。一方、ヤマトシジミ、イシマキガイ、モクズガニ、アシハラガニ、ミナミテナガエビ等の貝類や甲殻類も生息しています。

河口部の入り江には、ハマボウ、シオクグ、イセウキヤガラ等の塩生植物が多数群生しています。また、河口付近のワンド^{*1}には、アカメの稚魚等の成育場、隠れ場として重要なハビタット^{*2}となるコアマモ群集が分布していましたが、平成24年（2012年）以降確認されていません。河口付近の水域は、マガモ等のカモ類が集団越冬地として利用しているほか、広大に広がる河口砂州はコアジサシの集団繁殖地となっています。また、チュウヒ、ハヤブサが砂州やヨシ原を生息場とするシギ類、チドリ類の小鳥を捕食しています。

下流部の高水敷には、ツルヨシ群落、チガヤ群落等が分布し、ヨコバイ類、ウンカ類、イナゴ類等の昆虫類や又マガエル等の両生類が生息するとともに、草地を舞うチョウ類の中にはシルビアシジミが見られます。また、植物や昆虫を採食するヒメネズミ、アカネズミ等の哺乳類も生息しています。一方、近年は一部の高水敷において、セイタカアワダチソウ等の外来生物が増加しており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されています。

なお、下流部に広がる潮間帯^{*3}（干潟、ヨシ原等）には、トビハゼ等の魚類やシオマネキ、アシハラガニ等の底生動物が生息しています。また、ヨシ原には、オオヨシキリが生息・繁殖しています。水際の泥質部には、ゴカイ類やニッポンドロソコエビ等の底生動物が生息し、藻類等を採餌しています。こうした現状に対し、下流部では、平成30年（2018年）時点の潮間帯（干潟、ヨシ原等）の面積が約50haとなっています。

※1 ワンド：河原にある池のような水域で、水が増えた時には本流と繋がる所をいいます。

※2 ハビタット：動植物が生育・生息する場所や環境のことを行います。

※3 潮間帯：満潮位と干潮位の間にあり、潮の干満により露出と水没を繰り返す場所をいいます。

2. 小丸川の現状と課題

2. 小丸川の現状と課題

【下流部】

切原川合流点から河口までの下流部は、感潮区間であり、河口部の入り江には、塩生植物のハマボウ、シオクグ、イセウキヤガラ等が多数群生しています。ウンド^{*1}には感潮区間下部特有の沈水植物のコアマモが生育し、アカメ等の稚魚の採餌場、隠れ場として魚類の重要なハビタット^{*2}になっています。

汽水域には、トビハゼ、クボハゼやギンガメアジ等の汽水性の魚類がゴカイ類等の底生動物を捕食しています。また、ウナギ、カマキリ等の回遊魚、ウグイ、オイカワ等の純淡水魚も生息しています。貝類や甲殻類では、ヤマトシジミ、イシマキガイ、モクズガニ、アシハラガニ、ミナミテナガエビ等が確認されています。

砂州周辺にはヨシ群落、セイコノヨシ群落が形成され、アシハラガニ等の甲殻類の生息場となっています。また、重要種のタコノアシも確認されています。

水際の泥藪部にはゴカイ類やニッポンドロソコエビ等の底生動物が生息し、藻類等を餌としています。また、チゴガニ、ヤマトオサガニ等の甲殻類は河口部のヨシ群落内に穴居しています。

河口ではマガモ等のカモ類が、水際の植物等を探餌し、集団越冬地としても利用しています。

チュウヒ、ハヤブサは、砂州・ヨシ原を生息場とするシギ類、チドリ類の小鳥を、ミサゴは主に魚類を捕食しています。

高水敷に生育するツルヨシ群落、チガヤ群落にはヨコバイ類、ウンカ類やイナコ類等の昆虫やヌマガエル等の両生類が生息し、植物や昆虫を探食するヒメネズミ、アカネズミ等の哺乳類も生息しています。草地を舞うチョウ類の中にはシルビアシジミも見られます。

*1ウンド：河原にある池のような水域で、水が増えた時には本流と繋がる所をいいます。

*2ハビタット：動植物が生息・生息する場所や環境のこととおいます。



写真 2-2-30 小丸川下流部(河口付近)



写真 2-2-30 小丸川下流部(河口付近)



写真 2-2-31 ハマボウの生育地
(0k400 左岸)



写真 2-2-32 ウンド
2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題



写真 2-2-32 小丸川下流部(河口付近)



写真 2-2-33 河口砂州



写真 2-2-34 干潟・ヨシ原



写真 2-2-35 ヨシ群落(イネ科)



写真 2-2-36 ハマボウ群集(アオイ科)

2. 小丸川の現状と課題



写真 2-2-33 ヨシ群落(1k200 左岸)



写真 2-2-34 ハマボウ群落(アオイ科)



写真 2-2-35 シオクグ(カヤツリグサ科)



写真 2-2-36 タコノアシ(ユキノシタ科)



写真 2-2-37 トビハゼ(スズキ目ハゼ科)



写真 2-2-38 クボハゼ (スズキ目ハゼ科)

2. 小丸川の現状と課題



写真 2-2-37 シオクグ (カヤツリグサ科)



写真 2-2-38 タコノアシ (ユキノシタ科)



写真 2-2-39 アカメ (スズキ目アカメ科)



写真 2-2-40 トビハゼ (スズキ目ハゼ科)



写真 2-2-41 クボハゼ (スズキ目ハゼ科)



写真 2-2-42 モクズガニ
(エビ目イワガニ科)



写真 2-2-39 アカメ稚魚(スズキ目アカメ科)



写真 2-2-40 モクズガニ
(エビ目イワガニ科)



写真 2-2-41 アシハラガニ
(十脚目短尾下目イワガニ科)



写真 2-2-42 カマキリ(カサゴ目カジカ科)



写真 2-2-43 アシハラガニ
(エビ目イワガニ科)



写真 2-2-44 シオマネキ
(エビ目スナガニ科)



写真 2-2-45 コアジサシ
(チドリ目カモメ科)



写真 2-2-46 オオヨシキリ
(スズメ目ヨシキリ科)

2. 小丸川の現状と課題

【宮田川】

宮田川は東原調整池を水源とし、西都市市街部の南側を段丘沿いに東に向かって流れ、海岸近くで北に向きを変えた後、高鍋町の市街部を貫流し、小丸川の河口付近で合流する一次支川です。

植生では、ヨシ群落、オギ群落が河道内に繁茂し、堤防法面は主にチガヤ群落で覆われています。魚類では、汽水域でも生息できる種や回遊性の特性を持つ種であるモツゴ、ウナギ、ナマズ、カワアナゴ等が生息しています。両生類、哺乳類では、トノサマガエルやアカネズミ等が生息しています。



写真 2-2-43 ウナギ(ウナギ目ウナギ科)



写真 2-2-44 ナマズ(ナマズ目ナマズ科)



写真 2-2-45 カワアナゴ
(スズキ目カワアナゴ科)

2. 小丸川の現状と課題

【宮田川】

宮田川は東原調整池を水源とし、西都市市街部の南側を段丘沿いに東に向かって流れ、海岸近くで北に向きを変えた後、高鍋町の市街部を貫流し、小丸川の河口付近で合流する一次支川です。

植生では、ヨシ群落、オギ群落が河道内に繁茂し、堤防法面は主にチガヤ群落で覆われています。魚類では、汽水域でも生息できる種や回遊性の特性を持つ種であるモツゴ、ニホンウナギ、ナマズ、カワアナゴ等が生息しています。両生類、哺乳類では、トノサマガエルやアカネズミ等が生息しています。



写真 2-2-47 ニホンウナギ
(ウナギ目ウナギ科)



写真 2-2-48 ナマズ
(ナマズ目ナマズ科)



写真 2-2-49 カワアナゴ
(スズキ目カワアナゴ科)



写真 2-2-50 アカネズミ
(ネズミ目ネズミ科)

2. 小丸川の現状と課題

表 2-2-3 小丸川の重要種一覧 (1)

区分	重要種	種数
魚類	ウナギ(環境省:情報不足) ゲンゴロウブナ(環境省:絶滅危惧 I B類) ハス(環境省:絶滅危惧 II 類) モツゴ(宮崎県RDB:情報不足) スゴモロコ(環境省:準絶滅危惧) ドジョウ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) ナマズ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) メダカ(環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県RDB:絶滅危惧 II 類) カマキリ(環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県RDB:準絶滅危惧) アカメ(環境省:絶滅危惧 I B類, 宮崎県RDB:絶滅危惧 II 類) カワアナゴ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) トビハゼ(環境省:準絶滅危惧, 宮崎県RDB:絶滅危惧 II 類) チワラスボ(環境省:絶滅危惧 I B類) ヒモハゼ(環境省:準絶滅危惧, 宮崎県RDB:準絶滅危惧) スミウキゴリ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) ウキゴリ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) ケガハゼ(環境省:絶滅危惧 I B類, 宮崎県RDB:絶滅危惧 II 類)	17種
	ハンノキ(宮崎県RDB:絶滅危惧 I B類) ハママツナ(宮崎県RDB:絶滅危惧 I A類) タガラン(宮崎県RDB:準絶滅危惧) オグロコウホネ(環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県RDB:絶滅危惧 I B類) ヒメウホネ(環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県RDB:絶滅危惧 II 類) ヒツジグサ(宮崎県RDB:絶滅危惧 I A類) タコノアシ(環境省:準絶滅危惧, 宮崎県RDB:絶滅危惧 II 類) カワラサイコ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) マツバニンジン(環境省:絶滅危惧 I A類) ハマボウ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) ゴキヅ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) ヒメノボタン(環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県RDB:準絶滅危惧) ミズキンバイ(環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県RDB:絶滅危惧 I A類) ヒュウガトウキ(環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県RDB:絶滅危惧 II 類) カワヅシャ(環境省:準絶滅危惧) ガガブタ(環境省:準絶滅危惧, 宮崎県RDB:絶滅危惧 I B類) イケマ(宮崎県RDB:絶滅危惧 II 類) マメダオシ(環境省:絶滅危惧 I A類, 宮崎県RDB:情報不足) ミズネコノ(環境省:準絶滅危惧, 宮崎県RDB:絶滅危惧 II 類) ミズトラノオ(環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県RDB:絶滅危惧 I A類) ミゾコウジュ(環境省:準絶滅危惧) ノタヌキモ(環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県RDB:絶滅危惧 I A類) カワラハコ(宮崎県RDB:絶滅危惧 I A類) ハマニガナ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) オナモミ(環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県RDB:情報不足) セキショウモ(宮崎県RDB:絶滅危惧 II 類) ホソバヒルムシロ(環境省:絶滅危惧 II 類) イトクズモ(環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県RDB:絶滅危惧 I A類) コアマモ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) キジカクシ(宮崎県RDB:絶滅危惧 I A類) ヒメコウガイゼキショウ(宮崎県RDB:絶滅危惧 II 類) タカナベイ(宮崎県RDB:絶滅危惧 I A類) ヤマトミクリ(環境省:準絶滅危惧, 宮崎県RDB:絶滅危惧 I B類) ヒメミクリ(環境省:絶滅危惧 II 類, 宮崎県RDB:絶滅危惧 I A類) キノクニスゲ(環境省:準絶滅危惧, 宮崎県RDB:絶滅危惧 II 類) ヒメガヤリ(宮崎県RDB:絶滅危惧 I A類) イセウキヤガラ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) ウキヤガラ(宮崎県RDB:絶滅危惧 I A類) ナガエミクリ(環境省:準絶滅危惧, 宮崎県RDB:準絶滅危惧)	
	39種	

2. 小丸川の現状と課題

表 2-2-3 小丸川の重要種一覧 (1)

区分	科名	種名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
魚類	ウナギ科	ニホンウナギ				EN	EN-g
	コイ科	モツゴ					DD-2
	ドジョウ科	ドジョウ				NT	NT-g
	ナマズ科	ナマズ				NT-g	
	ヨウジウオ科	ヨウジウオ				VU-g	
	メダカ科	ミナミメダカ				VU	CR-r
	アカメ科	アカメ				EN	VU-g
	クロサギ科	ヤマトイヒキサギ				NT-g	
	カジカ科	カマキリ(ユカケ)				VU	NT-g
	カワアナゴ科	カワアナゴ				NT-g	
	ハゼ科	イドミミズハゼ				NT	DD-2
	ハゼ科	ヒモハゼ				NT	NT-g
	ハゼ科	シロウオ				VU	NT-g
	ハゼ科	チワラスボ				EN	
	ハゼ科	チワラスボ属の一種(コガネチワラスボ)※				EN	
	ハゼ科	トビハゼ				NT	VU-g
	ハゼ科	アンコロハゼ				NT-g	
植物	ハゼ科	マサゴハゼ				VU	
	ハゼ科	ルリヨシノボリ				NT-g	
	ハゼ科	スウキゴリ				NT-g	
	ハゼ科	ウキゴリ				NT-g	
	ハゼ科	クボハゼ				EN	VU-r
	スイレン科	オグロコウホネ				VU	CR-r
	スイレン科	サイコヒメコウホネ				VU	EN-r
	スイレン科	ヒツジグサ				CR-g	
	トチカガミ科	クロモ				VU-g	
	トチカガミ科	セキショウモ				VU-g	
	アマモ科	コマモ				NT-g	
	ラン科	シラン				NT	NT-r
	ラン科	ニラバラン				NT-r	
	クサスギカラズ科	キジカクシ				CR-r	
	ガマ科	ヤマミクリ				NT	EN-r
	イグサ科	ホソイ				VU-r	
	カヤリグサ科	ヨウキヤガラ				VU-g	
	カヤリグサ科	イセウキヤガラ				VU-r	
	カヤリグサ科	キノクニスゲ				NT	VU-g
	カヤリグサ科	シチウイ				NT-g	
	カヤリグサ科	ヒメガヤツリ				CR-r	
	カヤリグサ科	シオカセテンツキ				EN-r	
	カヤリグサ科	イントンツキ				EN-r	
	キンポウゲ科	タガラシ				NT-g	
	タノアシ科	タノアシ				NT	NT-g
	アリトウグサ科	ホザキノフサモ				NT-g	
	アリトウグサ科	フサモ				CR-r	
	マメ科	ヒメハギ				VU-r	
	バラ科	カワラサイコ				EN-r	
	バラ科	コジキイチゴ				VU-r	
	ウリ科	ゴキヅル				NT-g	
	アマ科	マツバニンジン				CR	
	ミソハギ科	ミズマツバ				VU	
	アカバナ科	ミズキンバイ				VU	CR-g
	ノボタン科	ヒメノボタン				VU	NT-g
	アオイ科	ハマボウ				NT	NT-g
	アブナ科	コスガラン				NT	VU-g
	タデ科	ヒメタデ				VU	
	タデ科	ナガバウナギツカミ				NT	CR-r
	ヒュ科	ハママツナ				CR-r	

2. 小丸川の現状と課題

2. 小丸川の現状と課題

表 2-2-3 小丸川の重要種一覧 (2)

区分	重要種	種数
底生動物	タケノコカワニナ(環境省:絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県RDB:絶滅危惧ⅠB類) ハザクラガイ(宮崎県RDB:絶滅危惧Ⅱ類) オチバガイ(宮崎県RDB:絶滅危惧Ⅱ類) ヤマトシジミ(環境省:準絶滅危惧、宮崎県RDB:情報不足) マシジミ(環境省:準絶滅危惧、宮崎県RDB:準絶滅危惧) アサリ(宮崎県RDB:情報不足)	12種
	アナジャコ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) アカテガニ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) アリアケモドキ(宮崎県RDB:絶滅危惧ⅠA類) ヤマトオサガニ(宮崎県RDB:情報不足) オナガサナエ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) ツマキレオナガミズスマシ(環境省:準絶滅危惧、宮崎県RDB:情報不足)	
	ヨシゴイ(環境省:準絶滅危惧、宮崎県RDB:絶滅危惧Ⅱ類) チュウサギ(環境省:準絶滅危惧)	
	ミサゴ(環境省:準絶滅危惧、宮崎県RDB:準絶滅危惧) ハイタカ(環境省:準絶滅危惧、宮崎県RDB:準絶滅危惧)	
	チュウヒ(環境省:絶滅危惧ⅠB類、宮崎県RDB:絶滅危惧Ⅱ類) ハヤブサ(環境省:絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県RDB:準絶滅危惧) ウズラ(環境省:準絶滅危惧、宮崎県RDB:絶滅危惧Ⅱ類)	
	クイナ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) ヒクイナ(環境省:絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県RDB:準絶滅危惧)	
	シロチドリ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) ツバメチドリ(環境省:絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県RDB:絶滅危惧Ⅱ類)	
	コアジサシ(環境省:絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県RDB:絶滅危惧ⅠB類) アオバズク(宮崎県RDB:絶滅危惧Ⅱ類) フクロウ(宮崎県RDB:絶滅危惧Ⅱ類)	
	ホオアカ(宮崎県RDB:その他保護上重要な種)	
両生類	トノサマガエル(宮崎県RDB:準絶滅危惧)	1種
爬虫類	クサガメ(宮崎県RDB:絶滅危惧Ⅱ類) イシガメ(環境省:情報不足、宮崎県RDB:絶滅危惧Ⅱ類)	2種
哺乳類	カヤネズミ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) チヨウセンイタチ(環境省:準絶滅危惧)	2種
陸上 昆蟲類	コフキヒメイトンボ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) マイコアカネ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) ハマスズ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) ゴイシシジミ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) ツマグロキチョウ(環境省:絶滅危惧Ⅱ類) セスジゲンゴロウ(宮崎県RDB:絶滅危惧ⅠB類) ホソセスジゲンゴロウ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) シマゲンゴロウ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) コミズスマシ(宮崎県RDB:情報不足) ミズスマシ(宮崎県RDB:準絶滅危惧) マダラゴガシラミズムシ(環境省:準絶滅危惧、宮崎県RDB:絶滅危惧ⅠB類) ニホンミツバチ(宮崎県RDB:準絶滅危惧)	12種

環境省：環境省版レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）
宮崎県 RDB：「改訂・宮崎県版レッドデータブック 2010 年度版」（宮崎県 2011 年）

<カテゴリー定義>
絶滅：我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種

絶滅危惧ⅠB類：IA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種

絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧：現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足：評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

その他保護上重要な種：宮崎県において基盤環境が安定しており、現時点での絶滅の危険性は小さいと考えられるが、県レベル、若しくは地域レベルでの種の重要性が高いもの

表 2-2-3 小丸川の重要種一覧 (2)

区分	科名	種名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
植物	キヨウチクトウ科	イケマ				NT-r	
	キヨウチクトウ科	ガガイモ				NT-r	
	ヒルガオ科	マメダオシ			CR	DD-1	
	オオバコ科	カワヅシヤ			NT		
	シン科	ミズネコノオ			NT	VU-g	
	シン科	ミストララオ			VU	CR-r	
	ミサゴ科	ミゾクワジュ			NT	NT-g	
	ハエドクソウ科	スズメハコベ		VU	VU-g		
	ハマウツボ科	ゴマサ		VU	NT-g		
	ハマウツボ科	オカウツボ			CR-d		
	タヌキモ科	ノタヌキモ		VU	CR-r		
	タヌキモ科	イヌタヌキモ			NT		
	タヌキモ科	ミカラタヌキモ			VU	CR-r	
	クマツヅラ科	クマツヅラ			NT-g		
	ミツガシワ科	ガガツタ			NT	EN-g	
	キク科	カフライハコ			CR-r		
	キク科	ホソバオグルマ		VU	VU-r		
	キク科	ハマニガナ			NT-g		
	キク科	オナモミ		VU	EX-g		
	セリ科	ヒニウガトウキ		VU	NT-g		
	セリ科	ハマボウウ			NT-g		
鳥類	キジ科	ウズラ			VU	CR-d	
	カモ科	オンドリ			DD		
	サギ科	ヨシゴイ		NT	VU-r		
	サギ科	チュウサギ		NT			
	サギ科	クロサギ			NT-r		
	クイ科	クイナ			NT-r		
	クイ科	ヒヅイナ		NT	NT-g		
	チドリ科	イカルチドリ			NT-r		
	チドリ科	シロチドリ			VU	VU-g	
	チドリ科	メダイチドリ				国際	
	シギ科	タブシギ		VU	NT-r		
	シギ科	ハマシギ		NT	NT-g		
	ツバメチドリ科	ツバメチドリ		VU	VU-r		
	カモノ科	オオセグロカモ		NT			
	カモノ科	コアジサシ			国際	VU	EN-g
	ミサゴ科	ミサゴ			NT		
	タカ科	チュウヒ			国内	EN	EN-r
	タカ科	ハイイロチュウヒ				VU-r	
	タカ科	ハイタカ			NT	NT-r	
	タカ科	オオタカ			NT	NT-r	
	フクロウ科	フクロウ			VU-g		
	フクロウ科	アオバズク			VU-g		
	フクロウ科	コミズク			VU-r		
	ハヤブサ科	ハヤブサ			国内	VU	NT-r
	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU		
	ヒタキ科	ルリヒタキ				DD-2	
	ホオジロ科	ホオアカ				OT-1	
両生類	イモリ科	アカハライモリ			NT		
	アガエル科	トノサマガエル			NT	NT-g	
爬虫類	イシガメ科	ニホンイシガメ			NT	VU-r	
	スッポン科	ニホンスッポン			DD	DD-2	
陸上昆蟲類	アオイトンボ科	コバネアオイトンボ		EN	CR-r		
	イトンボ科	コフキヒメイトンボ				NT-r	
	イトンボ科	ベニイトンボ			NT	EN-r	
	トンボ科	アキアカネ				NT-g	
	トンボ科	マイコアカネ				VU-g	

2. 小丸川の現状と課題

表 2-2-3 小丸川の重要種一覧 (3)

区分	科名	種名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
陸上昆蟲類	トンボ科	ヒメアカネ				NT-g	
	ヒツモドキ科	ハマズス				NT-g	
	ハナカメムシ科	クロアシブトハナカメムシ			NT		
	シジミチョウ科	ゴイシシジミ				NT-g	
	シジミチョウ科	シルビアシジミ		EN	VU-r		
	タテハチョウ科	コムラサキ				NT-g	
	シロチョウ科	ツマグロキチョウ		EN	NT-g		
	シロチョウ科	ツマベニチョウ				NT-r	
	ヤガ科	ギンミニアカヨトウ		VU			
	オサムシ科	ウミミズギワゴミムシ		NT			
	オサムシ科	タナガツヤハネゴミムシ		DD			
	オサムシ科	ウミホソチビゴミムシ		NT			
	ハンミョウ科	コバンミョウ				NT-g	
	ゲンゴロウ科	セスジゲンゴロウ			EN-r		
	ゲンゴロウ科	ホソセスジゲンゴロウ			NT-r		
	ゲンゴロウ科	チンスルマンセスジゲンゴロウ				EN-g	
	ゲンゴロウ科	コガタゲンゴロウ		VU	OT-1		
	ゲンゴロウ科	シマゲンゴロウ		NT	NT-g		
	ゲンゴロウ科	ケシゲンゴロウ		NT	NT-g		
	ゲンゴロウ科	シャーピップゲンゴロウ			NT	VU-g	
	ミズスマシ科	オオミズスマシ		NT	EN-g		
	ミズスマシ科	コミズスマシ		EN	CR-g		
	ミズスマシ科	ヒミズスマシ		EN	EN-g		
	ミズスマシ科	ミズスマシ		VU	CR-g		
	コガシミズムシ科	マダラガシラミズムシ		VU	EN-r		
底生動物	ホソガムシ科	ヤマホソガムシ		NT	DD-2		
	ガムシ科	ガムシ			NT	NT-g	
	ガムシ科	シジガムシ		EN	VU-g		
	セイボウ科	オオセイボウ		DD			
	スズメバチ科	ヤマアシナガバチ		DD			
	クモバチ科	アナスジモバチ		DD			
	アマオブネガイ科	ヒクチカノガイ		NT		NT	
	フネアマガイ科	ベッカウフネアマガイ			NT		
	トゲカマニア科	タケノカワニナ		VU	VU-g	NT	
	カワザンショウガイ科	ヒナムシヤドリカワザンショウガイ		NT		NT	
	カワザンショウガイ科	ヨシダカワザンショウガイ		NT		NT	
	オカミガイ科	ナラオカミガイ		VU	VU-r	VU	
	モノフラガイ科	モノフラガイ		NT	NT-g		
	ガングキ科	ガタヅキ		DD			
	シジミ科	ヤマシジミ		NT	DD-2	NT	
	シジミ科	マシジミ		VU	VU-g		
	マルヌレガイ科	アサリ			DD-2		
	ニッコウガイ科	テリザクラガイ		VU			
	シオサザミ科	ハザクラガイ		NT	NT-g	NT	
	シオサザナミ科	オチバガイ		NT	NT-g	NT	
	ゴカイ科	イトメ				NT	
	スナホリムシ科	ヒガタスナホリムシ		NT	VU-r	VU	
	テナガエビ科	ヒラテナガエビ			NT-r		
	テナガエビ科	テナガエビ		NT-r			
	アナシコ科	アナシコ			NT-g		
	ワタリガニ科	アカテコギリガザミ			NT-g	NT	
	ベンケイガニ科	クロベケイガニ			NT-g		
	ベンケイガニ科	アカテガニ			NT-g		
	ベンケイガニ科	ウモレベンケイガニ				CR-r	EN
	ベンケイガニ科	フタバカクガニ				NT-g	
	ベンケイガニ科	カクベケイガニ				NT-g	
	ベンケイガニ科	ユピアカベンケイガニ					NT

表 2-2-3 小丸川の重要種一覧 (4)

区分	科名	種名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
底生動物	ベンケイガニ科	ベンケイガニ				VU-g	VU
	モクズガニ科	ハマガニ				NT-g	NT
	モクズガニ科	アカイソガニ				NT-g	
	モクズガニ科	ヒメシハラガニ				NT-g	NT
	モクズガニ科	アシハラガニ				NT-g	
	モクズガニ科	トゲアヒライガニモドキ					NT
	モクズガニ科	ミナミアシハラガニ				VU-r	NT
	モクズガニ科	ヒメライムモドキ				VU-r	
	モクズガニ科	タイワンヒラソモドキ				NT-g	NT
	モクズガニ科	トウミアカイソモドキ				VU-r	NT
	モクズガニ科	タイワンオオヒラソモドキ				DD	DD-2
	ムツハアリアケガニ科	アリアケモドキ				NT-r	VU
	ムツハアリアケガニ科	カワスガニ				NT	NT-g
	コメツキガニ科	チゴガニ				NT-g	
	コメツキガニ科	コメツキガニ				NT-g	
	オサガニ科	ヒメヤマトオサガニ				NT-g	NT
	オサガニ科	ヤマトオサガニ				NT-g	
	スナガニ科	ハクセンジオマネキ				VU	NT-g
	スナガニ科	シオマネキ				VU	CR-g
	サナエントボ科	オナガサナエ				NT-r	
	エソトンボ科	キイロヤマトンボ				NT	EN-r
	タイコウチ科	ヒミズカマキリ				VU-r	
	ゲンゴロウ科	コガタ/ゲンゴロウ				VU	OT-1
	ゲンゴロウ科	コシマゲンゴロウ				NT	NT-g
	ゲンゴロウ科	ケシゲンゴロウ				NT	NT-g
	ゲンゴロウ科	ナガマルチビゲンゴロウ				VU-r	
	ミズヌシ科	オオミズヌシ				NT	EN-g
	ミズヌシ科	ヒミズヌシ				EN	EN-g
	ミズヌシ科	ツマキレオナガミズヌシ				VU	EN-r

①「文化財保護法」指定種（文化庁）

特別天然記念物（特天）、国または県指定、種または生息地指定(天然)

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」指定種（環境省）

国内希少野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）指定期（環境省 2020年）

③「環境省版レッドリスト2020におけるおそれのある野生生物の種のリスト」指定期（環境省 2020年）

絶滅危惧ⅠA類(CR)、絶滅危惧ⅡA類(EN)、絶滅危惧Ⅲ類(VU)、準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD) 地域個体群(LP)

④「三訂・環境省版レッドリスト2022年版」指定期（環境省 2022年）

絶滅危惧ⅠA類(CR)、絶滅危惧ⅡA類(EN)、絶滅危惧Ⅲ類(VU)、準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD) その他の保護上重要な種(OT)

EX-r: 県内では、もともと有りたものが、絶滅。

EX-g: 県内では、過去に広く分布、あるいは個体数が多かったと考えられるものが、絶滅。

EX-d: 県内にて確認されていたもので、過去20年～50年に上位信頼のにおける情報がないもの。

EW-r: 県内では、もともと有りたものが、野生では絶滅。

EW-g: 県内では、過去に広く分布、あるいは個体数が多かったと考えられるものが、野生では絶滅。

EW-d: 県内にて確認されていたもので、過去20年～50年に上位信頼のにおける情報がないもの。

CR-r: 県内では、もともと有りたものが、原則として、現在は～2か所でのみ生息し、個体数も極めて少ない状態でからうじて生き残っているもの。

CR-g: 県内では、過去に広く分布、あるいは個体数が多かったと考えられるものが、原則として、現在は～2か所でのみ生息し、個体数もかなり少ない状態で生き残っているもの。

CR-d: それほど遠くない過去（20年～50年以内）の生息の確認情報があるものの、その後信頼すべき調査が行われていないか、調査を行ったが未確認のため絶滅したかどうかの判断が困難なもの。

今後も確認情報が得られれば「絶滅(Ex)、あるいは野生絶滅(EW)」に位置づけられるもの。

EN-r: 県内では、もともと有りたものが、原則として、現在は～2か所でのみ生息し、個体数もかなり少ない状態で生き残っているもの。

EN-g: 県内では、過去に広く分布、あるいは個体数が多かったと考えられるものが、原則として、現在は～2か所でのみ生息し、個体数も少ないもの。

EN-d: 県内では、もともと有りたものが、原則として、現在は～2か所でのみ生息し、個体数も少ないもの。

VU-r: 県内では、もともと有りたものが、原則として、現在は～2か所でのみ生息し、個体数も少ないもの。

VU-g: 県内では、もともと有りたものが、原則として、現在は～2か所でのみ生息し、個体数も少ないもの。

VU-d: 大幅に分布が狭まつたり、さらなる個体数の減少が予想されるもの。

NT-r: 県内では、もともと有りたものが、分布域の一部において個体数が著しく減少しているもの。

NT-g: 県内では、過去に広く分布、あるいは個体数が多かったと考えられるものが、分布域の一部において、生息条件の悪化により絶滅したか、若しくは生息面積の減少や個体数の著な減少が見られるもの。

DD-1: 県内における証拠標本や、標本のにおける記録があり、かつて生息していたと思われるが、現存するかどうか判断できないもので、絶滅の可能性の考えられるもの。確認されれば「絶滅危惧ⅠA類(CR)」に位置づけられる可能性の高いもの。

DD-2: 県内では、現在明らかに生息しているが、評価するだけの情報が不足しているもの。

OT-1: 県内において、現在生息条件等が安定しているため「絶滅危惧」にして上位ランクに移行する要素はないが、保護上重要と考えられるもの。

OT-2: 全県レベルでは重要性の高いものではないが、地域レベルでは保護上重要と考えられるもの。又は生息地が孤立している地域個体群で絶滅の恐れのあるもの。この場合は、種名に地域の名を冠して表現する。

⑤「干潟の絶滅危惧動植物図鑑－海岸ベントスのレッドデータブック」指定期（日本ベントス学会 2012年）

絶滅危惧Ⅰ類(CR=EN)、絶滅危惧ⅡA類(EN)、絶滅危惧ⅡB類(EN)、準絶滅危惧Ⅲ類(VU)、準絶滅危惧Ⅳ類(NT) 情報不足(DD) 地域個体群(LP)

2. 小丸川の現状と課題

(2) 水質

水質については、本川では高城橋から上流は水質環境基準の河川AA類型に、高城橋から河口までは河川A類型に指定されています。支川宮田川は古港橋から上流が河川A類型に、古港橋から小丸川合流点までが河川B類型に指定されています。BOD75%値は、近年環境基準を満足していますが、洪水後に長期におよぶ濁水現象が発生することがあり、河川環境等への影響が懸念されています。

表 2-2-4 小丸川水系環境基準類型指定状況

水域の範囲	類型 ^{※1} (河川)	達成期間 ^{※2}	基準地点	指定年月日	備考
小丸川上流(高城橋から上流)	AA	口	高城橋		
小丸川下流(高城橋から河口まで)	A	イ	高鍋大橋	昭和 49 年 4 月 30 日 設定	—
宮田川上流(古港橋から上流)	A	口	二本松橋		
宮田川下流(古港橋から河口まで)	B	ハ	宮田川水門		

※1 AA : BOD 1mg/L 以下、A : BOD 2mg/L 以下、B : BOD 3mg/L 以下

※2 イ : 直ちに達成、口 : 5 年以内で可及的速やかに達成、ハ : 5 年を超える期間で可及的速やかに達成

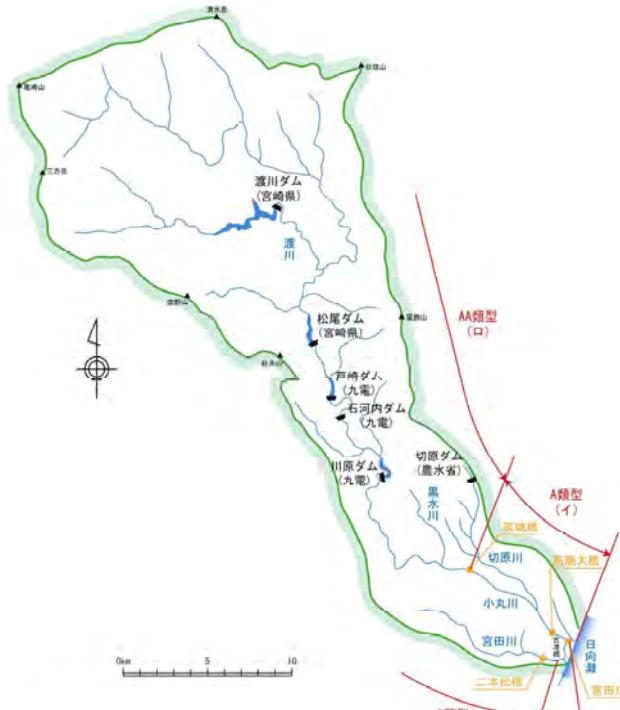


図 2-2-4 小丸川水系環境基準類型指定状況図

(出典：宮崎県環境管理課)

2. 小丸川の現状と課題

(2) 水質

水質については、本川では高城橋から上流は水質環境基準AA類型に、高城橋から河口まではA類型に指定されています。支川宮田川は古港橋から上流がA類型に、古港橋から小丸川合流点までがB類型に指定されています。BOD75%値は、近年環境基準を満足していますが、洪水後の長期におよぶ濁水の発生が顕著であり、河川環境等への影響が懸念されています。

表 2-2-4 小丸川水系環境基準類型指定状況

水域の範囲	類型	達成期間	達成のための施策	指定年月日	備考
小丸川高城橋より上流	AA	口	1. 下水道整備 2. 工場排水規制	昭和 49 年 (1974 年) 4 月 30 日 (宮崎県)	
小丸川高城橋より下流	A	イ			
宮田川古港橋より上流	A	口			
宮田川古港橋より下流	B	ハ			

河川類型値 : A = BOD 濃度 2mg/l 以下 B = BOD 濃度 3mg/l 以下 C = BOD 濃度 5mg/l 以下

達成期間 : イ=直ちに達成 口=5 年以内で可及的速やかに達成 ハ=5 年を超える期間で可及的速やかに達成



図 2-2-4 小丸川水系環境基準類型指定状況図

(出典：宮崎県環境管理課)

2. 小丸川の現状と課題

2. 小丸川の現状と課題

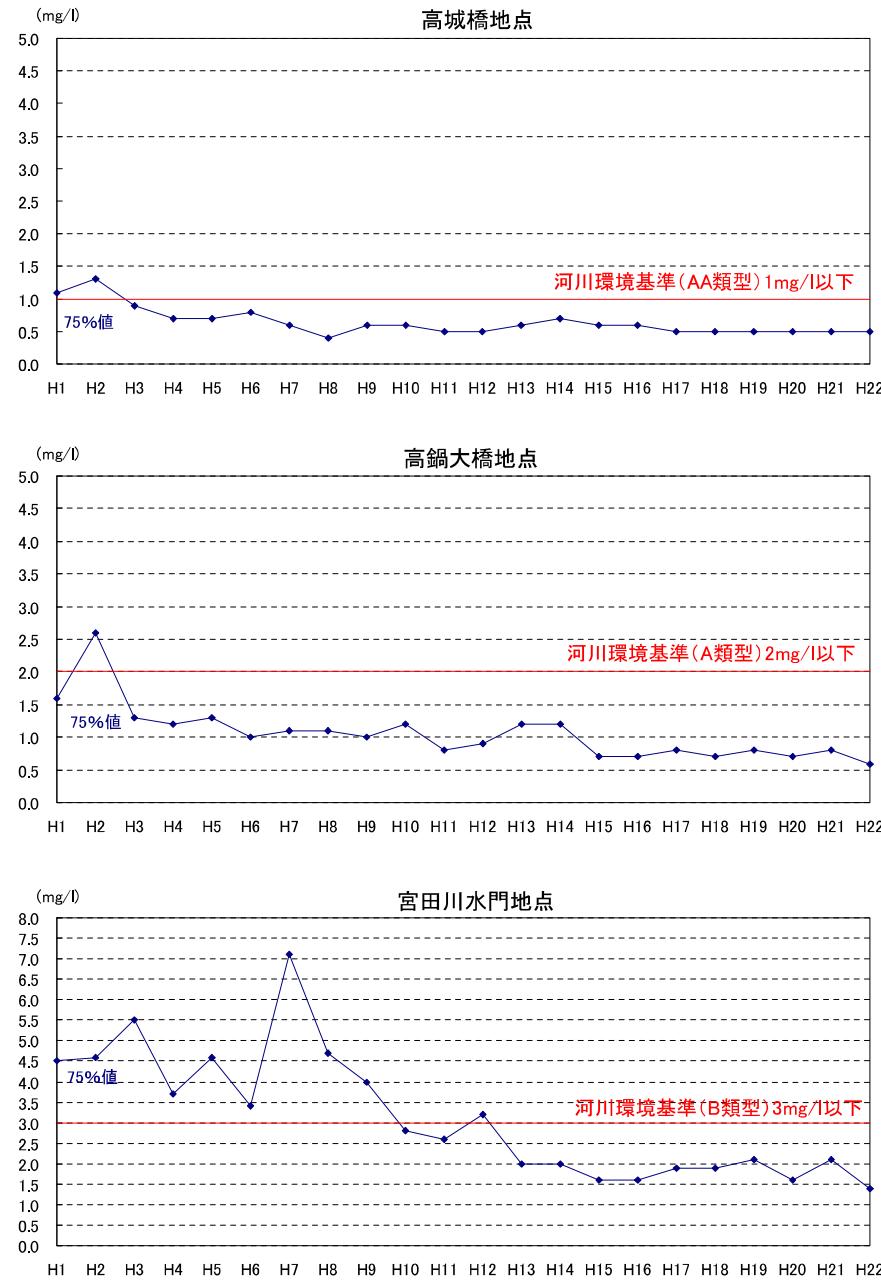


図 2-2-5 水質観測地点のBOD75%値経年変化図

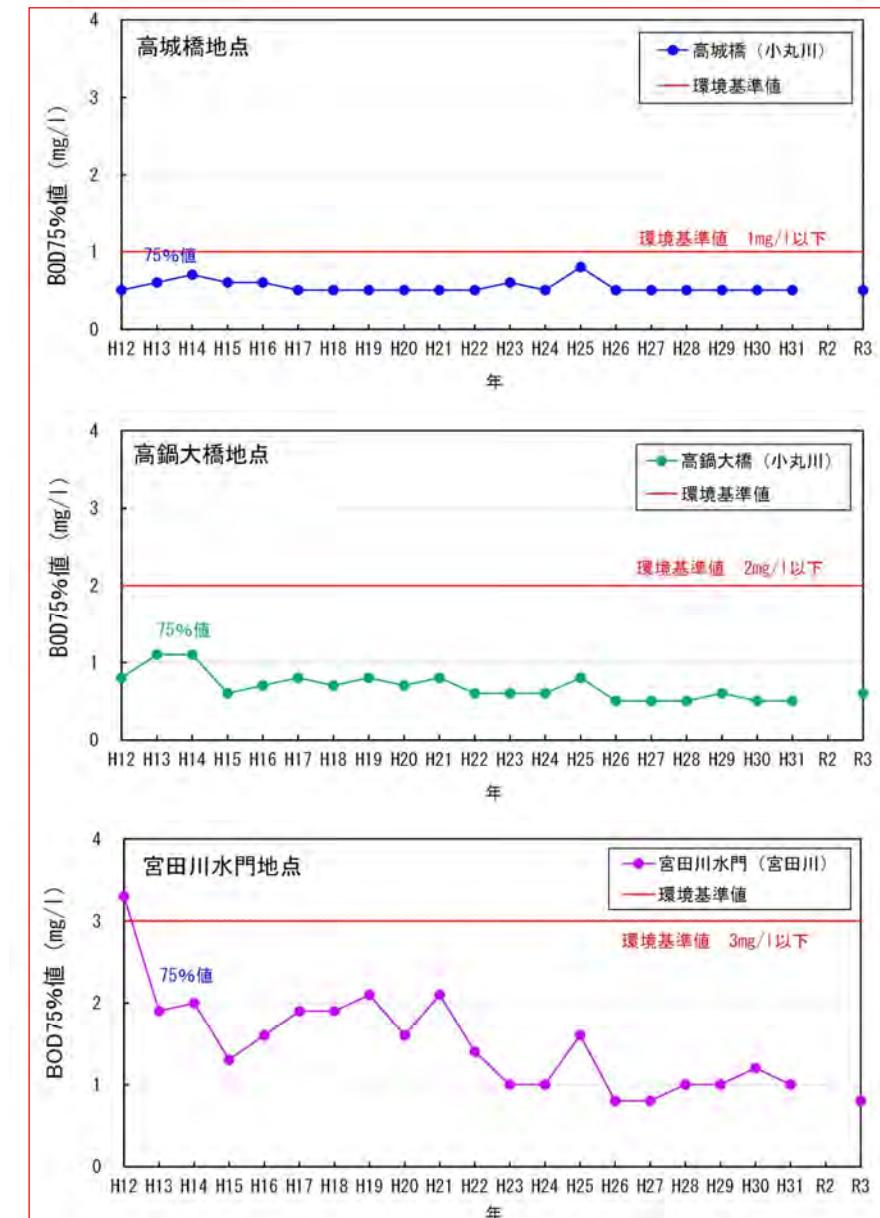


図 2-2-5 水質観測地点のBOD75%値経年変化図

(出典：国土交通省 宮崎河川国道事務所)

2. 小丸川の現状と課題

2.2.4 河川景観

小丸川下流部は、水面も広く日向灘に注ぐ河口部に代表されるような開放感あふれる河川景観を呈しています。また、小丸大橋から上流を見渡すと尾鈴山をはじめ遠景に広がる山並みと小丸川の穏やかな流れが調和した美しい風景も特徴的です。

小丸川中流部は、瀬・淵による変化のある流れや砂礫河原、河跡湖等、多様な河川景観を呈している他、小丸川に向いた比木神社の鳥居に象徴される歴史的な景観も小丸川を特徴づける景色の一つとなっています。



写真 2-2-46 小丸川下流部



写真 2-2-47 小丸川中流部

2. 小丸川の現状と課題

2.2.4 河川景観

下流部は、水面も広く日向灘に注ぐ河口部に代表されるような開放感あふれる河川景観を呈しています。また、小丸大橋から上流を見渡すと尾鈴山をはじめ遠景に広がる山並みと小丸川の穏やかな流れが調和した美しい風景も特徴的です。

中流部は、瀬・淵による変化のある流れや砂礫河原、河跡湖等、多様な河川景観を呈している他、小丸川に向いた比木神社の鳥居に象徴される歴史的な景観も小丸川を特徴づける景色の一つとなっています。



写真 2-2-51 小丸川下流部



写真 2-2-52 小丸川中流部

3. 河川整備計画の目標に関する事項

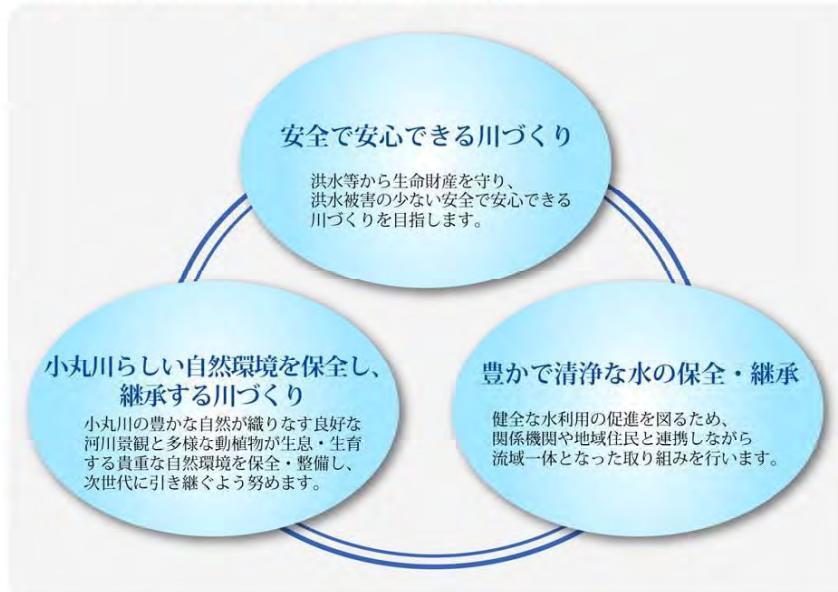
3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備の基本理念

小丸川水系河川整備計画は、「より安全・安心な川づくりと豊かな暮らしを創出し、命を育み魅力あふれる小丸川を次世代に」を河川整備の基本理念とします。

基本理念の実現にあたっては、次の3つの柱を基に、今後的小丸川の川づくりを地域住民や関係機関と連携を図りながら進めます。

小丸川水系河川整備における3つの柱



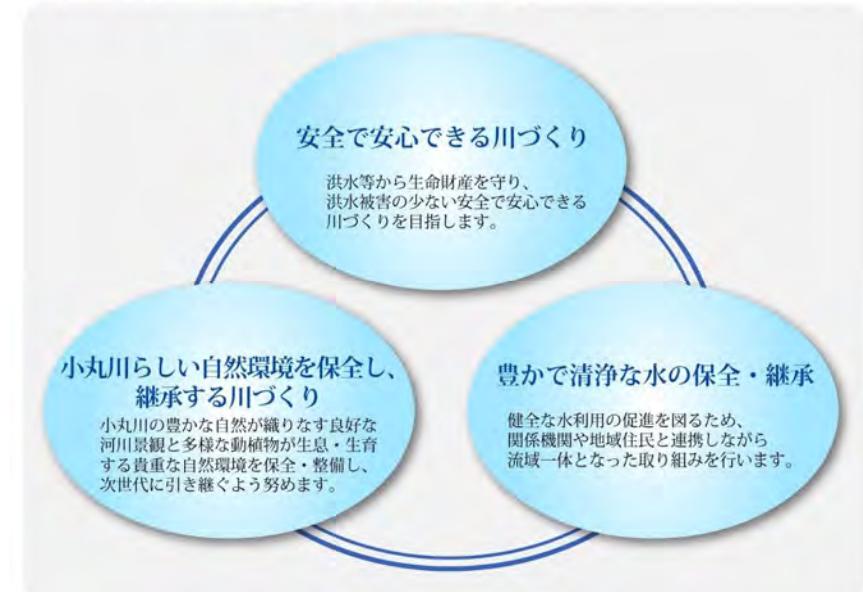
3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備の基本理念

小丸川水系河川整備計画は、「より安全・安心な川づくりと豊かな暮らしを創出し、命を育み魅力あふれる小丸川を次世代に」を河川整備の基本理念とします。

基本理念の実現にあたっては、次の3つの柱を基に、今後的小丸川の川づくりを地域住民や関係機関と連携を図りながら進めます。

小丸川水系河川整備における3つの柱



3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.2 河川整備計画の対象区間



図 3-2-1 小丸川水系整備計画対象区間

表 3-2-1 計画対象区間 (国管理区間)

河川名	上流端	下流端	区間延長(km)
小丸川	左岸：宮崎県児湯郡木城町大字高城字山塚原 4870 番 の 4 地先 右岸：同県同郡同町大字椎木字山宮 1267 番地先	海に至る	10.2
宮田川	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋字権現前 2100 番 の 130 地先の町道橋下流端	小丸川への合流点	2.5

※官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

3.2 河川整備計画の対象区間

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.2 河川整備計画の対象区間

本計画の対象区間は、小丸川水系の**大臣**管理区間とします。



図 3-2-1 小丸川水系整備計画対象区間

表 3-2-1 計画対象区間 (**大臣**管理区間)

河川名	上流端	下流端	区間延長(km)
小丸川	左岸：宮崎県児湯郡木城町大字高城字山塚原 4870 番 の 4 地先 右岸：同県同郡同町大字椎木字山宮 1267 番地先	海に至る	10.2
宮田川	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋字権現前 2100 番 の 130 地先の町道橋下流端	小丸川への合流点	2.5

※官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

3.2 河川整備計画の対象区間

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.3 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は概ね 20 年とします。

なお、本計画は現時点での洪水の実績、流域の社会・経済状況、自然環境状況、河道の状況等に基づき策定したものであり、策定後これらの状況の変化や治水計画、河川環境等に関する新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて点検を行い適宜計画の見直しを行います。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.3 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は概ね **30 年**とします。

なお、本計画は現時点での洪水の実績、流域の社会・経済状況、自然環境状況、河道の状況等に基づき策定したものであり、策定後これらの状況の変化や治水計画、河川環境等に関する新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて点検を行い適宜計画の見直しを行います。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.4 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

3.4.1 目標設定の背景

小丸川水系では、浸水被害が1万戸以上となった昭和25年9月洪水、戦後第2位規模の平成16年8月洪水、戦後第1位規模の平成17年9月洪水など、過去から幾度となく洪水による浸水被害を被ってきており、小丸川の長期的な整備の方針と整備の基本となるべき事項を定めた小丸川水系河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）では、高城地点を基準点とし、基本高水のピーク流量を $5,700\text{m}^3/\text{s}^*$ と定め、計画高水流量（河道流量）を $4,700\text{m}^3/\text{s}$ とし、残りの $1,000\text{m}^3/\text{s}$ については既設洪水調節施設の有効活用により対応することで、洪水による災害の発生の防止又は軽減することとしています。

現在、小丸川では完成している堤防の整備率が約8割と高い状況ですが、基本方針の目標に対して洪水の流下断面が不足するなど、未だ大規模な洪水に十分に耐えうる状況とはなっていません。

このため、近年の平成16年8月及び平成17年9月洪水においても、河川水位が計画高水位を超過しました。破堤等による大規模はん濫には至りませんでしたが、下流部では数多くの家屋浸水を伴う内水被害が発生しております。

なお、これらの洪水対策を行うにあたっては河川改修に要する期間やコストを踏まえた上で、整備計画期間内において実現可能で現実的な目標を設定する必要があります。

また、日向灘に面する小丸川下流部及び支川宮田川は、近年大きな高潮被害等は発生していませんが、低平地でもあり高潮対策を要する区間も存在するため、高潮による浸水被害の防止が必要です。

さらに、平成23年3月の東日本大震災の発生を踏まえ、かつ今後発生が危惧される東南海・南海地震や日向灘沖地震等の大規模地震発生時への備えとして、耐震性能を確保した河川管理施設の整備や水門等の逆流防止のための適切な操作体制の確立等を早急に行い、津波による甚大な浸水被害の防止・軽減に努めることが求められます。加えて、関係機関との連携のもと、ソフト的な対策を進め、総合的な津波対策に取り組む必要があります。

小丸川水系の「安全で安心できる川づくり」を目指すためには、基本方針に定めた目標に向けて段階的かつ着実に河川整備を実施するとともに、適切な維持管理を行いながら、更なる危機管理体制の充実を図るなどソフト対策の向上により、洪水や高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減を図ることが重要です。

*計画規模1/100

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.4 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

3.4.1 目標設定の背景

小丸川水系では、浸水被害が1万戸以上となった昭和25年（1950年）9月洪水、戦後第3位規模の平成16年（2004年）8月洪水、戦後第1位規模の平成17年（2005年）9月洪水及び戦後第2位規模の令和4年（2022年）9月洪水など、過去から幾度となく洪水による浸水被害を被ってきており、小丸川の長期的な整備の方針と整備の基本となるべき事項を定めた小丸川水系河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）について、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮して令和5年（2023年）に変更し、基準地点高城における基本高水のピーク流量を $6,800\text{m}^3/\text{s}$ （計画規模1/100）と定め、計画高水流量（河道流量）を $5,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、残りの $1,700\text{m}^3/\text{s}$ については既設洪水調節施設の有効活用により対応することで、洪水による災害の発生の防止又は軽減することとしています。

現在、小丸川では完成している堤防の整備率が約9割と高い状況ですが、基本方針の目標に対して洪水の流下断面が不足するなど、未だ大規模な洪水に十分に耐えうる状況とはなっていません。

このため、近年の平成16年（2004年）8月及び平成17年（2005年）9月洪水並びに令和4年（2022年）9月洪水においても、河川水位が計画高水位を超過しました。破堤等による大規模氾濫には至りませんでしたが、下流部では数多くの家屋浸水を伴う内水被害が発生しております。

なお、これらの洪水対策を行うにあたっては河川改修に要する期間やコストを踏まえた上で、整備計画期間内において実現可能で現実的な目標を設定する必要があります。

さらに、平成23年（2011年）3月の東日本大震災の発生を踏まえ、かつ今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震及び日向灘沖地震等の大規模地震発生時への備えとして、耐震性能を確保した河川管理施設の整備や水門等の逆流防止のための適切な操作体制の確立等を早急に行い、津波による甚大な浸水被害の防止・軽減に努めることが求められます。加えて、関係機関との連携のもと、ソフト的な対策を進め、総合的な津波対策に取り組む必要があります。

このような背景を踏まえ、平成20年（2008年）に策定した基本方針に基づき、平成25年（2013年）8月に現在の河川整備計画を策定し、鋭意、河川整備を進めてきましたが、小丸川水系の「安全で安心できる川づくり」を目指すためには、基本方針に定めた目標に向けて段階的かつ着実に河川整備を実施するとともに、適切な維持管理を行いながら、更なる危機管理体制の充実を図るなどソフト対策の向上により、洪水や高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減を図ることが重要です。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.4.2 整備の目標

(1) 洪水対策

過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、基本方針で定めた目標に向けて、上下流の治水安全度バランスや災害ポテンシャル等を考慮しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水による災害に対する安全性の向上を図ることを目標とします。

特に小丸川の下流部から中流部にかけては、局所的に流下能力が不足している箇所や堤防断面不足箇所が点在していることから、優先的に整備を進め、これらにより小丸川本川では戦後第2位相当となる平成16年8月洪水を概ね安全に流下させ、さらに平成17年9月洪水の水位を低減することができるようになります。

表 3-4-1 小丸川本川における整備目標の基準地点流量

基準地点	目標流量	洪水調節量	河道流量
高城	4,600m ³ /s	500m ³ /s	4,100m ³ /s

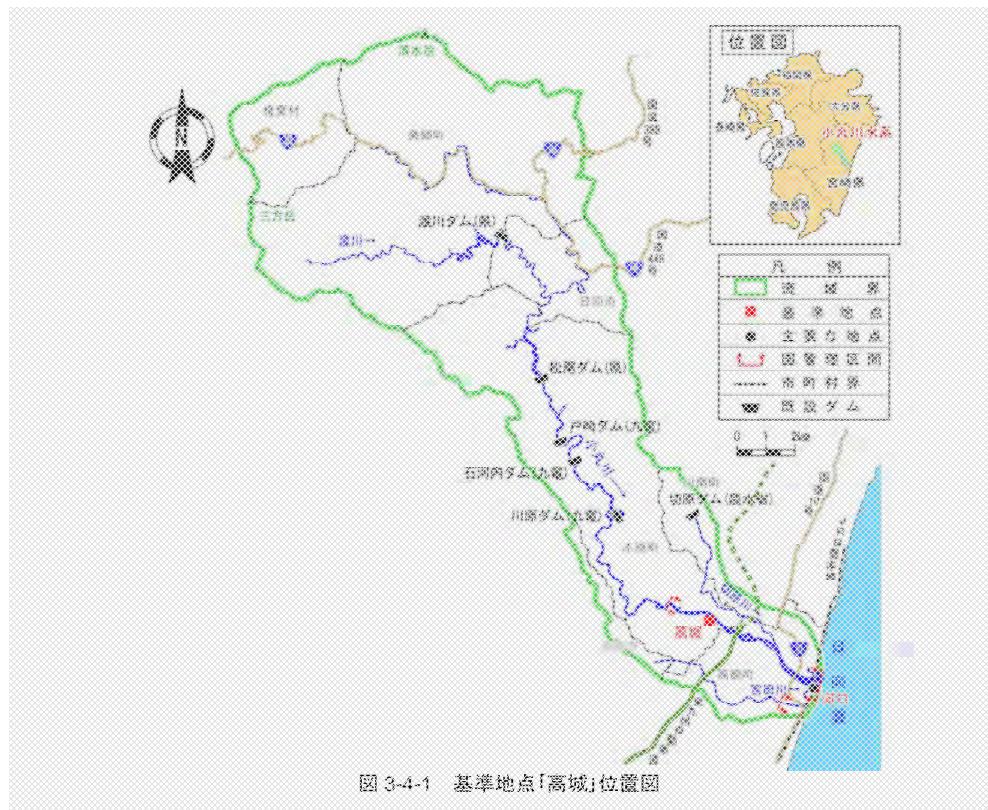


図 3-4-1 基準地点「高城」位置図

3.4 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.4.2 整備の目標

(1) 洪水対策

小丸川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況、河川整備の状況等を総合的に勘案し、基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の防止又は軽減を図ることを目標とします。

さらに、近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協力して流域全体で行う「流域治水」を推進し、洪水等による災害被害の軽減を図ります。

以上を踏まえ、河川整備計画では、気候変動に伴う降水量の増大を考慮し基本方針で位置づけた目標に向けた段階的な整備として、基準地点高城での目標流量4,900m³/s（年超過確率1/20規模の洪水（気候変動考慮））を洪水調節施設で200m³/s調節し、4,700m³/sの流量を安全に流下できる河道とすることとします。なお、これらにより小丸川本川では戦後第1位相当となる平成17年（2005年）9月洪水の実績流量を安全に流下させることができるようになります。

また、計画規模を上回る洪水や整備途上において施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害を可能な限り軽減できるよう流域治水を推進します。そのため、想定し得る最大規模の洪水までの様々な外力に対する水害リスク情報を地域に提示し、危機感を共有し、実効性のある事前防災対策を行うため、関係機関と連携したハード対策とソフト施策を一体的かつ計画的に推進し、自助、共助、公助のバランスのとれた防災・減災社会の構築を図り、人命を守り、社会経済被害の最小化につなげることを目標とします。

表 3-4-1 小丸川本川における整備目標の基準地点流量

基準地点	目標流量	洪水調節量	河道流量
高城	4,900m ³ /s	200m ³ /s	4,700m ³ /s

3.4 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.4.2 整備の目標

(1) 洪水対策

過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、基本方針で定めた目標に向けて、上下流の治水安全度バランスや災害ボテンシャル等を考慮しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水による災害に対する安全性の向上を図ることを目標とします。

特に小丸川の下流部から中流部にかけては、局所的に流下能力が不足している箇所や堤防断面不足箇所が点在していることから、優先的に整備を進め、これらにより小丸川本川では戦後第2位相当となる平成16年8月洪水を概ね安全に流下させ、さらに平成17年9月洪水の水位を低減することができるようになります。

表 3-4-1 小丸川本川における整備目標の基準地点流量

基準地点	目標流量	洪水調節量	河道流量
高城	4,600m³/s	500m³/s	4,100m³/s



図 3-4-1 基準地点「高城」位置図

3. 河川整備計画の目標に関する事項



図 3-4-1 基準地点「高城」位置図

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(2) 堤防の安全性向上対策

既設の堤防については、堤防詳細点検結果に基づき洪水における浸透・浸食に対する所要の安全性向上を図ります。

(3) 内水対策

内水被害が発生する区域においては、土地利用状況、内水被害状況を踏まえ、地域との連携のもと、必要な箇所において被害の軽減を図るべく内水対策に努めます。

(4) 地震・津波対策

想定される地震や津波に対し、堤防等の河川管理施設に求められる機能の確保に努めます。

(5) 高潮対策

高潮被害が発生する区域においては、土地利用状況、被害状況を踏まえ必要に応じて高潮対策を実施します。

(6) 維持管理

維持管理に関しては、洪水、高潮等による災害の防止又は被害を最小限に抑えるため、堤防・護岸・樋管等の河川管理施設や河道の堆積土砂、河床低下、河岸浸食、河道内樹木などに対し、適切に管理を行います。

(7) 危機管理

整備途上段階において施設能力以上の洪水や整備計画規模を上回る洪水が発生した場合でも、被害を最小限に抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の発令、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実等総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進します。さらに、広域的な支援体制の確立、地域ぐるみの防災教育の推進等を支援し、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図り、自助・共助・公助のバランスの取れた地域防災力の構築に努めます。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(2) 堤防の安全性向上対策

既設の堤防については、堤防詳細点検結果に基づき洪水における浸透・浸食に対する所要の安全性向上を図ります。

(3) 内水対策

内水対策については、既設排水機場の適切な運用・管理を行うとともに、本川の水位を低下させ、支川からの排水をしやすくすることで、内水氾濫の被害軽減につなげる取組などの治水対策の推進（河川における対策）を行います。また、地域住民を含めた関係機関と連携して、適切な役割分担のもと、支川の氾濫抑制や流出抑制、住まい方の工夫に関する取組など、流域全体で地域と連携した浸水被害軽減対策の推進（流域における対策）を行います。

(4) 地震・津波対策

大規模な地震や津波が生じた際においても、堤防、樋門・樋管等の各河川管理施設が最低限の機能を発揮できるよう、必要に応じ施設の整備及び機能の向上を図ります。

(5) 高潮対策

高潮被害が発生する区域においては、土地利用状況、被害状況を踏まえ必要に応じて高潮対策を実施します。

(6) 維持管理

維持管理に関しては、洪水、高潮等による災害の防止又は被害を最小限に抑えるため、堤防・護岸・樋管等の河川管理施設や河道の堆積土砂、河床低下、河岸侵食、河道内樹木などに対し、適切に管理を行います。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(7) 危機管理

水防災意識社会再構築ビジョンで位置づけられた「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考え方方に立ち、氾濫ができるだけ防ぐ・減らすため、流域内の土地利用や水田、ため池等の分布状況を踏まえ、雨水の貯留や遊水機能の状況の把握とともに関係自治体の都市計画や地域計画との連携を図り、土砂・流木対策や氾濫制御の検討を含めた多層的な流域治水の取り組みを「小丸川水系流域治水協議会」等を通じて関係機関と連携して取り組みます。

また、避難・水防対策を「小丸川水系水防災意識社会再構築協議会」を通じて推進し、リアルタイム情報の発信、円滑かつ迅速な避難の促進、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、防災教育や防災意識の普及、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進等のソフト施策を一体的・計画的に推進し、流域の関係機関と連携して施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指します。

さらに、河川区域に接続する沿川の背後地において、関係自治体と連携して行う対策として、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図るなど、本支川及び上下流バランスや沿川の土地利用、流域の保水・貯留・遊水機能の保全にも考慮した河川整備や施設の運用高度化等により河川水位をできるだけ低下させることを含めて、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクの低減を図ります。

加えて、急激な水位上昇や操作員退避時に対応できるよう、河川管理施設の遠隔監視・操作や無動力ゲートへの更新など、操作機能の向上を図ります。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の利用に関しては、取水実態の変化を踏まえ、慣行水利権の法定化等、適正な水利使用の調整を行います。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量^{*}については、動植物の生息・生育、漁業等に必要な流量として、高城地点において概ね $2\text{m}^3/\text{s}$ の維持に努めます。なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減します。

水質に関しては、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、良好な水質の保全に努めます。

表 3-5-1 河川整備計画において目標とする流量

地 点 名	期 別	流 量
高城	通 年	概ね $2.0\text{m}^3/\text{s}$

*動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害の防止、河口閉塞の防止、地下水位の維持、河川管理施設の保護及び河川水の適正な利用を総合的に考慮して、渇水時において維持していくために必要な流量のことです。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の利用に関しては、取水実態の変化を踏まえ、慣行水利権の法定化等、適正な水利使用の調整を行います。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量^{*}については、動植物の生息・生育、漁業等に必要な流量として、高城地点において概ね $2\text{m}^3/\text{s}$ の維持に努めます。なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減します。

水質に関しては、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、良好な水質の保全に努めます。

表 3-5-1 河川整備計画において目標とする流量

地 点 名	期 別	流 量
高城	通 年	概ね $2.0\text{m}^3/\text{s}$

*動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害の防止、河口閉塞の防止、地下水位の維持、河川管理施設の保護及び河川水の適正な利用を総合的に考慮して、渇水時において維持していくために必要な流量のことです。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.6 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの地域の人々と小丸川との関わりを考慮しつつ、小丸川の清らかな流れと豊かな自然が織りなす良好な河川景観の保全を図るとともに、重要種を含む多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全及び整備し、次世代に引き継ぐよう努めます。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.6 河川環境の整備と保全に関する目標

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の考え方としては、まず環境が似通っている区間を「河川環境区分」としてひとまとめにし、区分ごとに最も環境が良好な区間を「代表区間」として以下の表通り設定します。その上で、この代表区間をはじめとして、良好な状態にある動植物の生息・生育・繁殖環境を保全するとともに、そのような状態にない河川の環境をできる限り向上させ、河川環境全体の底上げを図ることを基本的な考え方とします。

また、流域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与する良好で多様な動植物等の生息・生育・繁殖環境の保全を図りつつ、損なわれるなどした河川環境の創出を図ります。さらに、これまでの地域の人々と小丸川との関わりを考慮しつつ、小丸川の清らかな流れと豊かな自然が織りなす良好な河川景観の保全を図るとともに、重要種を含む多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全及び整備し、次世代に引き継ぐよう努めます。

表3-6-1 河川環境区分毎の代表区間

河川区分	河川環境区分	位 置	代表区間	代表区間における主な環境
中流部	区分2	小丸川 3.2km～10.2km	4km～5km	・アユ、カマキリ（アユカケ）が生息する連続した瀬・淵 ・ミナミメダカが生息するワンド・たまり ・イカルチドリが生息する砂礫河原（自然裸地） ・カワラハハコが生育する砂礫河原（自然裸地）
下流部	区分1	小丸川 0.0km～3.2km	0km～1km	・トビハゼ、シオマネキ、アシハラガニ等が生息する干潟・ヨシ原 ・オオヨシキリが生息・繁殖するヨシ原 ・コアジサシが集団繁殖する河口砂州 ・ミナミメダカが生息するワンド ・アカメが生息する河口部の入り江（コアマモ塩地） ・ハマボウが生育する河口部の入り江（塩生湿地）

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出に向けた目標として、具体的には、以下のとおりとします。なお、各区間において生息する生物の種数など生態系全体を考慮して河川環境の保全・創出に努めます。

中流部（3.2km～10.2km）は、ワンド・たまりの指標種をミナミメダカとし、河川整備では本種の生息・繁殖に適した環境の保全・創出を図ることにより、ワンド・たまりの面積を約 10ha とします。さらに、砂礫河原の指標種をイカルチドリ、カワラハハコとし、河川整備ではこれらの種の生息・生育・繁殖に適した環境の保全・創出を図ることにより、砂礫河原の面積を約 15ha とします。一方、連続する瀬・淵の指標種をアユ、カマキリ（アユカケ）とし、河川整備ではこれらの種の生息・繁殖に適した環境を保全します。

下流部（0.0km～3.2km）は、干潟・ヨシ原の指標種をトビハゼ、シオマネキ、アシハラガニ、オオヨシキリとし、河川整備ではこれらの種の生息・繁殖に適した環境の保全・創出を図ることにより、潮間帯（干潟、ヨシ原等）の面積を約 70ha とします。一方、河口砂州の指標種をコアジサシ、ワンドの指標種をミナミメダカ、河口部の入り江（塩性湿地）の指標種をハマボウとし、河川整備で

3. 河川整備計画の目標に関する事項

はこれらの種の生息・生育・繁殖に適した環境を保全します。なお、指標種のアカメについては、稚魚の成育場となるコアマモ場の再生を検討します。

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川整備の実施に関する基本的な考え方

4.1.1 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減

洪水対策については、堤防の決壊等による甚大な被害を防止するため、堤防等の整備・強化、河道掘削等を実施するとともに、日常の河川維持・管理を行います。また関係機関と連携のもと、ソフト的な対策を進めることで、総合的な被害軽減を図ります。

高潮対策については、高潮による越水浸水等を防止するため、計画高潮堤防高に対して高さが不足している区間において高潮堤防の整備を行います。

地震・津波対策については、堤防等の河川管理施設の耐震性能照査等を行った上で必要な対策を実施するとともに、水門の操作体制の更なる確立等を図るほか、関係機関との連携のもとソフト的な対策を進めることで、総合的な被害軽減を図ります。

4.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

水利用の安定性を高めるため、また、流水の正常な機能を維持するために利水者・河川利用者・地域住民・関係行政機関・河川管理者等が一体となった取り組みを進めます。

水質に関しては、地域住民及び関係機関と連携し、水質改善への意識向上を図るとともに水質事故対策の充実を図ります。

4.1.3 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備

河内の植生・瀬・淵などは、豊かな自然環境や景観を形成し、多様な動植物の生息・生育の場として重要であり、それらを保全するため、整備段階において環境への影響を予測し、事業の実施を行うとともに、河川水辺の国勢調査^{*1}などの継続的なモニタリング調査による環境の変化の把握などに努めます。また、環境の再生・保全を図り、多様な生育・生息環境の確保に努めます。

河川空間の適正な利用については、豊かな自然環境や地域の風土・文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる小丸川を目指し、多様なレクリエーションや身近な環境学習の場として整備・保全に努めます。

4.1.4 河川整備の実施に関する総合的な考え方

河川整備の実施にあたっては、治水・利水・環境のそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、風土・歴史・文化や景観、動植物の多様な生息・生育環境を重視し、地域住民や関係機関との連携も図りながら、総合的な視点で順応的・段階的に整備を進めます。

さらに、計画・設計から施工・維持管理において、資材のリサイクルと総合的なコスト縮減を図り、PDCAサイクル^{*2}によるマネジメント等により事業の効率化を目指します。

*1 河川事業、河川管理等を適切に推進させるため、河川を環境という観点からとらえた定期的、継続的、統一的な河川に関する基礎情報の収集整備を図るもの。本調査の成果は、河川に関する各種計画の策定、事業の実施、河川環境の評価とモニタリング、その他河川管理の様々な局面における基本的情報として利用されるとともに、河川及び河川における動植物の生態の解明等のための各種調査

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川整備の実施に関する基本的な考え方

4.1.1 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減

河川整備計画の目標流量は、基準地点高城において $4,900\text{m}^3/\text{s}$ とします。

災害の発生の防止又は軽減のための河川整備については、社会情勢を踏まえ、流域や河道のモニタリングを実施しつつ、洪水による災害への安全性を向上させるため、河積の確保を目的とした引堤、河道掘削、河道内の樹木伐開等の流下能力向上対策を実施します。

河道の整備にあたっては、人口及び資産が集中する高鍋市街部が位置する小丸川下流部において河道掘削及び引堤を進めます。また、小丸川中流部において、段階的に河道掘削及び引堤等による流下能力の向上を進めるなど、上下流バランスや沿川の土地利用を踏まえて、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図り、水系として一貫した河川整備を行います。

小丸川の堤防は、過去の洪水の経験等に基づいて、長年にわたり堤防整備や補修が行われてきました。これらの河川堤防は工事の履歴や土質等が明確でないところもあり、全ての区間において工学的に検討されたものとなっているわけではないため、必要に応じて堤防の詳細点検を実施し、強化します。

地震・津波対策については、地震等により堤防が沈下した場合に浸水による二次被害等の防止・軽減を図り、高潮対策については、高潮の越水による浸水被害の防止・軽減を図るため、必要に応じて検討・対策を実施します。

河川整備の実施にあたっては、多自然川づくりを推進し、多様な動植物が生息・生育・繁殖する環境や良好な景観との調和を図るとともに、工事中の濁水、土砂の流出防止を図ります。また、必要に応じて学識経験者等の意見を聴き、設計・施工等に反映させるとともに、施工中や施工後のモニタリングを行い、モニタリング結果はその後の設計・維持管理等へ反映を図ります。

さらに、ICT や BIM/CIM 等を活用した DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組むことにより、環境・景観・維持管理等を考慮した設計・施工を行うとともに、生産性及び安全性の向上を図ります。

4.1.2 災害復旧及び局所的な対応

洪水による河川氾濫等により小規模な家屋浸水被害が発生する箇所については、流域の地形特性や過去の災害発生状況、上下流・本支川バランス等を踏まえ、緊急性や優先度を考慮し、被災原因に応じた手当を行うことにより、家屋浸水被害の防止又は軽減を図ります。また、災害リスクを考慮した上で、関係機関と必要な調整を行うとともに、災害危険区域の設定等の推進を図るため、土地利用を踏まえた対策を必要に応じて検討・実施します。

4.1 河川整備の実施に関する基本的な考え方

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川整備の実施に関する基本的な考え方

4.1.1 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減

洪水対策については、堤防の決壊等による甚大な被害を防止するため、堤防等の整備・強化、河道掘削等を実施するとともに、日常の河川維持・管理を行います。また関係機関との連携のもと、ソフト的な対策を進めることで、総合的な被害軽減を図ります。

高潮対策については、高潮による越水浸水等を防止するため、計画高潮堤防高に対しても高さが不足している区間ににおいて高潮堤防の整備を行います。

地震・津波対策については、堤防等の河川管理施設の耐震性能照査等を行った上で必要な対策を実施するとともに、水門の操作体制の更なる確立等を図るほか、関係機関との連携のもとソフト的な対策を進めることで、総合的な被害軽減を図ります。

4.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

水利用の安定性を高めるため、また、流水の正常な機能を維持するために利水者・河川利用者・地域住民・関係行政機関・河川管理者等が一体となった取り組みを進めます。

水質に関しては、地域住民及び関係機関と連携し、水質改善への意識向上を図るとともに水質事故対策の充実を図ります。

4.1.3 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備

河道内の植生、瀬・淵などは、豊かな自然環境や景観を形成し、多様な動植物の生息・生育の場として重要であり、それらを保全するため、整備段階において環境への影響を予測し、事業の実施を行うとともに、河川水辺の国勢調査^{*1}などの継続的なモニタリング調査による環境の変化の把握などに努めます。また、環境の再生・保全を図り、多様な生育・生息環境の確保に努めます。

河川空間の適正な利用については、豊かな自然環境や地域の風土・文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる小丸川を目指し、多様なレクリエーションや身近な環境学習の場として整備、保全に努めます。

4.1.4 河川整備の実施に関する総合的な考え方

河川整備の実施にあたっては、治水・利水・環境のそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、風土・歴史・文化や景観、動植物の多様な生息・生育環境を重視し、地域住民や関係機関との連携も図りながら、総合的な視点で順応的・段階的に整備を進めます。

さらに、計画・設計から施工・維持管理において、資材のリサイクルと総合的なコスト縮減を図り、PDCAサイクル^{*2}によるマネジメント等により事業の効率化を目指します。

*1 河川事業、河川管理等を適切に推進させるため、河川を環境という観点からとらえた定期的、継続的、統一的な河川に関する基礎情報の収集整備を図るもの。本調査の成果は、河川に関する各種計画の策定、事業の実施、河川環境の評価とモニタリング、その他河川管理の様々な局面における基本的情報として利用されるとともに、河川及び河川における動植物の生態の解明等のための各種調査

4.1 河川整備の実施に関する基本的な考え方

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

水利用の安定性を高めるため、また、流水の正常な機能を維持するために利水者・河川利用者・地域住民・関係行政機関・河川管理者等が一体となった取組を進めます。

水質に関しては、地域住民及び関係機関と連携し、水質改善への意識向上を図るとともに水質事故対策の充実を図ります。

4.1.4 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備

河道内の植生、瀬・淵などは、豊かな自然環境や景観を形成し、多様な動植物の生息・生育の場として重要であり、それらを保全するため、整備段階において環境への影響を予測し、事業の実施を行うとともに、河川水辺の国勢調査^{*1}などの継続的なモニタリング調査による環境の変化の把握などに努めます。また、環境の再生・保全を図り、多様な生育・生息環境の確保に努めます。

河川空間の適正な利用については、豊かな自然環境や地域の風土・文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる小丸川を目指し、「かわまちづくり」による賑わいの場や多様なレクリエーション及び身近な環境学習の場の整備、保全に努めます。

4.1.5 河川整備の実施に関する総合的な考え方

河川整備の実施にあたっては、治水・利水・環境のそれぞれの目標が調和しながら達成できるよう、地域の方々や関係機関等との連携・協働も図り、維持管理も踏まえた総合的な視点かつ順応的・段階的な河川整備を行います。

また、調査・計画・設計・施工・維持管理の一連の取組について、PDCAサイクルの体系を構築し、維持管理や環境モニタリングで得られた知見をフィードバックすることで、効率的かつ、環境や維持管理にも配慮した河川整備を実施するとともに、必要に応じて学識経験者等の意見も聴きながら、設計、施工等に反映させます。

さらに、掘削土等の発生材のリサイクルなどの取組も実施し、コスト縮減に努めます。

4.1 河川整備の実施に関する基本的な考え方

3. 河川整備計画の目標に関する事項

研究に資することを目的としており、経年的に整理されたデータも含め公表されています。

※2 PDCA サイクルとは、プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(PLAN)、実行し(DO)、その評価(CHECK)にもとづいて改善(ACTION)を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）のことであり、最後の改善を次の計画に結び付け、螺旋状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法を言います。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4.2.1 洪水、高潮、地震・津波対策等に関する整備

(1) 河道の流下能力向上対策

河川整備計画の目標流量を安全に流下させることができない区間においては、
流下能力を向上させる対策として河道掘削等を実施します。

表 4-2-1 河道の流下能力向上対策に係る施行の場所

N0	地区	施行場所	整備内容
1	蚊口浦①	高鍋町蚊口浦	高潮堤防整備
2	持田	高鍋町持田	河道掘削等
3	上江	高鍋町上江	堤防整備
4	高城①	木城町高城	河道掘削等、 高城橋上下流流下能力向上対策
5	高城②	木城町高城	堤防整備、河道掘削等
6	椎木	木城町椎木	河道掘削等
7	蚊口浦②	高鍋町蚊口浦	高潮堤防整備
8	南高鍋	高鍋町南高鍋	高潮堤防整備

4. 河川整備の実施に関する事項

4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4.2.1 洪水、地震・津波、**高潮**対策等に関する整備

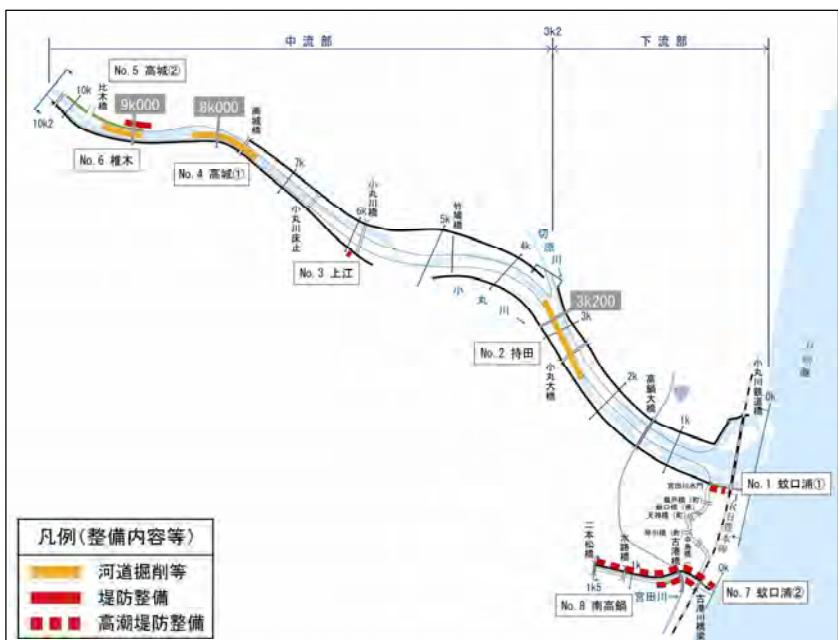
(1) 河道の流下能力向上対策

河川整備計画の目標流量を安全に流下させることができない区間においては、
河道の流下能力向上対策として**堤防整備（引堤）**・河道掘削等を実施します。

表 4-2-1 河道の流下能力向上対策に係る施行の場所

N0	地区	施行場所	整備内容
1	小丸川下流	高鍋町蚊口浦～持田	河道掘削
2	持田	高鍋町持田	堤防整備（引堤）
3	高城①	木城町高城	河道掘削
4	高城②	木城町高城	堤防整備（引堤）
5	高城橋	木城町高城	橋梁架替

4. 河川整備の実施に関する事項



※施行区間は、概ねの範囲を示したもので、河道形状や施工性・自然環境等により変更が生じる可能性があります。

図 4-2-1 整備箇所位置図

4. 河川整備の実施に関する事項



※施行区間は、概ねの範囲を示したもので、河道形状や施工性・自然環境等により変更が生じる可能性があります。

図 4-2-1 整備箇所位置図

4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4. 河川整備の実施に関する事項

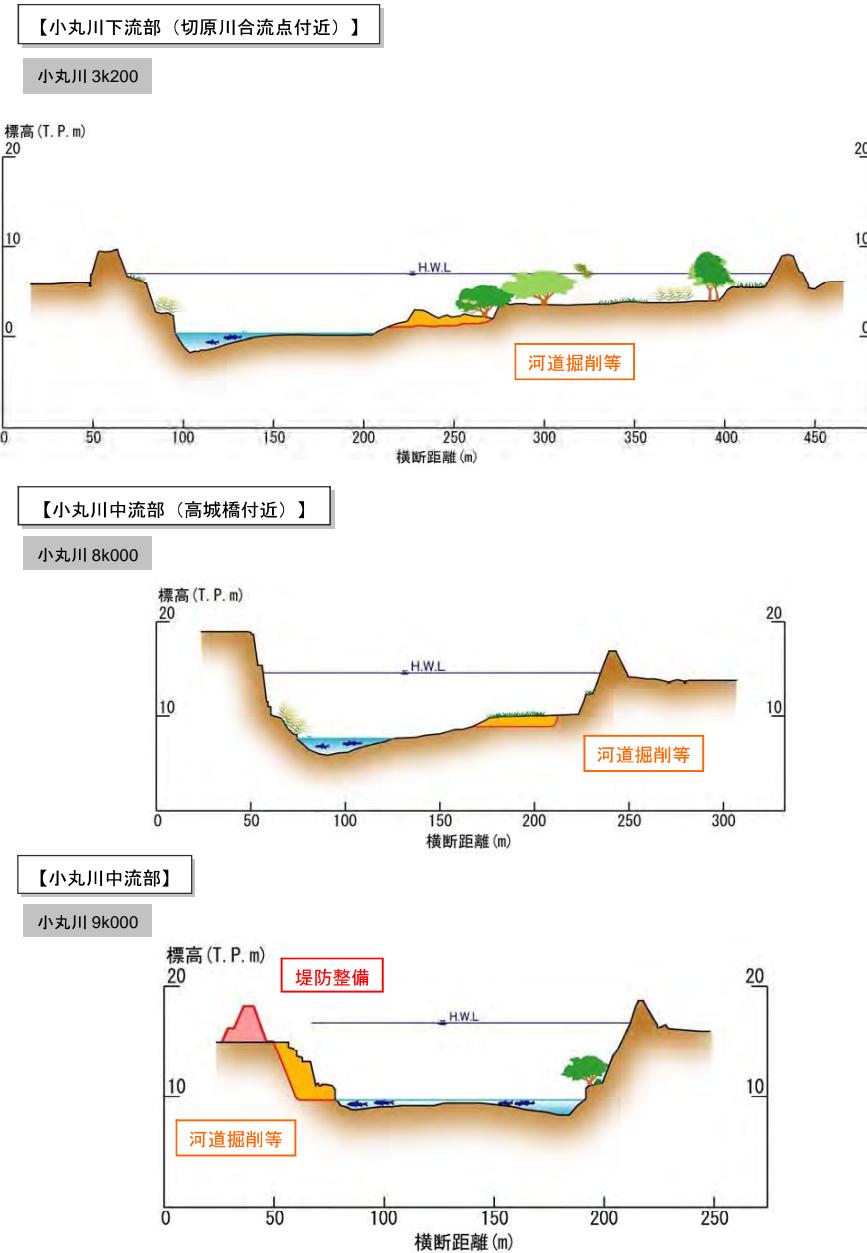


図 4-2-2 洪水対策のイメージ図

4. 河川整備の実施に関する事項

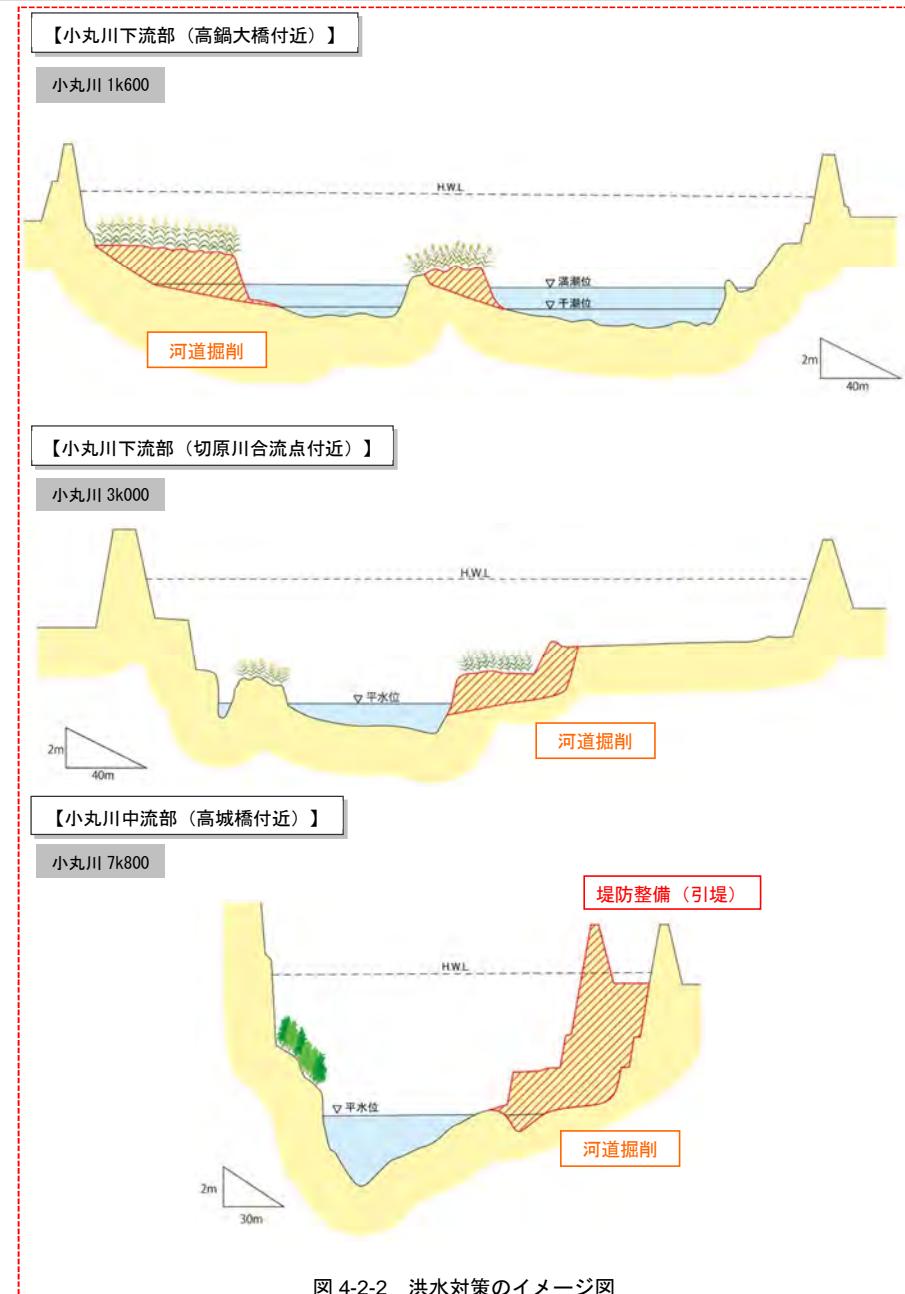


図 4-2-2 洪水対策のイメージ図

4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4. 河川整備の実施に関する事項

(2) 堤防の安全性向上対策

小丸川の堤防は過去の洪水の経験に基づいて築堤や補修が行われており、築造の履歴や材料構成が明確でない箇所も存在します。

そこで堤防の安全性を確認するために実施した、堤防の詳細点検の結果を踏まえ、堤体への浸透や基礎地盤のパイピングに対して安全性照査基準未満の区間にについては、優先度や対策工法を検討したうえで堤防強化対策を行い、信頼性の高い河川堤防の整備を進めます。

(3) 内水対策

家屋の浸水被害が頻発している地域については、地域・関係機関と連携・調整を図りつつ適切な役割分担のもと、必要に応じてハードとソフトの両面から被害の軽減に向けた対策を進めます。ただし、その実施については被害実績や浸水特性、土地利用状況等を十分勘案し、関係機関と連携・調整して必要な措置を図ります。また、応急的な排水対策として、緊急内水対策車(排水ポンプ車)を機動的に活用し、浸水被害の軽減を図ります。

(4) 地震・津波対策

地震・津波対策については、平成23年3月の東日本大震災の発生を踏まえ、かつ今後発生が危惧される東南海・南海地震、日向灘沖地震等の大規模地震による堤防等河川管理施設の安全性を照査したうえで、必要な対策を実施するとともに、津波による被害を防止するため、水門等の操作体制の更なる確立を図るなど、被害の防止・軽減を図ります。

また、関係機関との連携の強化や情報の共有化、津波ハザードマップの作成支援等、ソフト的な対策を進めることで、総合的な被害軽減を図ります。

(5) 高潮対策

高潮による越水等の危険がある区間において、堤防の嵩上げ等による高潮対策を実施し、浸水被害の防止・軽減を図ります。

(6) 局所洗掘対策

小丸川の河床部は全川的には近年安定傾向にあるものの、水衝部等において局所的な洗掘による護岸損壊等が発生していることを踏まえ、洪水時における流速や河道状況等についてモニタリングを実施しつつ、必要に応じて護岸工や床止工等の河川整備や適切な維持管理に努めます。

4. 河川整備の実施に関する事項

(2) 堤防の質的安全性向上対策

小丸川の堤防は過去の洪水の経験に基づいて堤防整備や補修が行われており、築造の履歴や材料構成が明確でない箇所も存在します。

そこで堤防の安全性を確認するために実施した、堤防の詳細点検の結果を踏まえ、堤体への浸透や基礎地盤のパイピングに対して安全性照査基準未満の区間にについては、優先度や対策工法を検討したうえで必要となる堤防強化対策を行い、信頼性の高い河川堤防の整備を進めます。

(3) 内水対策

将来の内水被害に対して、既設排水機場の適切な運用を行うとともに、家屋の浸水被害が頻発している地域については、地域・関係機関と連携・調整を図りつつ適切な役割分担のもと、必要に応じてハードとソフトの両面から被害の軽減に向けた対策を進めます。ただし、その実施については被害実績や浸水特性、土地利用状況等を十分勘案し、関係機関と連携・調整して必要な措置を図ります。

(4) 地震・津波対策

「平成23年東北地方太平洋沖地震」や「平成28年熊本地震」のような大規模な地震が発生した場合においても河川管理施設としての必要な機能を確保するために、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要に応じて対策を行います。

なお、今後30年内に高い確率(80%程度)での発生が予測される南海トラフ巨大地震(M8以上)等に対し、堤防などの河川管理施設に求められる機能の確保に努めます。

(5) 高潮対策

高潮の越水等による浸水被害が発生する可能性がある場合は、必要に応じて堤防の嵩上げ等による高潮対策を実施し、浸水被害の防止・軽減を図ります。

(6) 洪水調節機能向上の検討

将来の計画目標達成に必要となる洪水調節機能を確保するため、既設ダムの有効活用等を中心に必要な調査・検討を行います。

(7) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

①氾濫域内の水害リスクの軽減

近年頻発している施設能力を上回る洪水や気候変動の影響による洪水被害はさらに頻発化・激甚化することが考えられることを踏まえ、河道掘削等を実施しているところです。さらに今後も洪水時の河川水位を下げる対策を治水対策の大原則としつつ、氾濫リスクが高いにも関わらず、その事象が当面解消困難な区域において、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより被害をできるだけ軽減することを目的に、河川堤防を越水した場合であつ

4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4. 河川整備の実施に関する事項

ても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する河川堤防等を検討し、必要に応じて対策を実施します。

②防災拠点等施設

堤防の決壊等により氾濫が生じた場合でも、被害の軽減を図るため、応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な管理用道路の整備、河川防災ステーション等の整備、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄を引き続き検討し、必要となる対策を実施します。

③施設操作

排水機場では急激な水位上昇により操作員の到着が間に合わない場合や氾濫危険水位を上回る洪水により操作員が退避した場合等に備えて遠隔監視・操作機能の整備を検討します。また、水門及び樋門では操作員の安全確保及び確実な操作のため、樋門等について無動力ゲートの整備を実施します。

④監視体制強化

雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計による面的な雨量情報や河川監視用 CCTV カメラによる映像情報を収集・把握し、流域を含む河川の状態監視を適切に行うとともに、その情報を地域の水防活動や住民避難行動に資する情報として関係機関へリアルタイムに伝達するため、必要な区間の光ファイバー網の整備を実施します。また、観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図ります。

⑤関係機関と連携した対策

流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、関係機関との連携・調整を図ります。

氾濫をできるため防ぐ・減らすため、流域内の土地利用や水田、ため池等の分布状況を踏まえ、雨水の貯留や、遊水機能の状況の把握、また、関連自治体の都市計画や地域計画との連携を図り、土砂・流木対策、流速の大きな氾濫流に対する家屋の耐水性や氾濫制御の検討を含めた多層的な流域治水の取組を推進するとともに、それらの地先をはじめとした治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進めます。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.2.2 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備

河川環境の整備と保全については、地域住民・学識経験者の意見を聴きながら、必要に応じて対策を講じます。

また、河川空間の利用については、地域住民にとって貴重な水と緑のスペースとして親しまれることから、人々が川とふれあい、親しめる、潤いのある水辺空間の整備に努めます。

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

小丸川の重要な種を含む多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全し、次世代に継承するよう努めます。また、入り江、砂州、干潟、砂礫河原やヨシ原が形成され、汽水域特有の多様な環境が成立している河口域の保全に配慮するとともに、ガガブタやカンガレイ等の浮葉・抽水植物の重要な種を含む多様な水生植物が生育している河跡湖の保全に配慮します。

(2) 人と川のふれあいのための整備

人と川とがふれあうための空間等として多様な利用が期待される地区については、地域住民との調整を図り自治体と連携して階段、坂路及び散策路等の整備に取り組みます。なお、整備箇所及び内容については、今後、地域と連携・調整して決めていきます。

(3) 自然体験、環境学習活動を推進するための支援・整備

地域が主体となった自然体験、環境学習活動を推進するための支援・整備を行います。水辺や水面利用が期待できる地区については、住民団体や地域住民など調整のうえ、自治体と連携して安全に水辺に近づけるよう、階段、坂路等の整備に取り組みます。なお、整備箇所及び内容については、今後、地域と連携・調整して決めていきます。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.2.2 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備

(1) 動植物の生息・生育環境の保全・創出

小丸川の重要な種を含む多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全し、次世代に継承するよう努めます。また、入り江、砂州、干潟、砂礫河原やヨシ原が形成され、汽水域特有の多様な環境が成立している河口域の保全・創出を図ります。さらに、オグラコウホネ、ガガブタ、ノタヌキモ等の重要な水生植物や、オオミズスマシ、ヒメミズカマキリ等の重要な水生昆虫類を含む多様な動植物が生息・生育・繁殖している河跡湖を保全します。

中流部（3.2km～10.2km）は、ミナミメダガラが水際植生の豊富なワンド・たまり環境において生息・繁殖することを踏まえ、河川整備ではこれらの種の生息・繁殖に適したワンド・たまりを約 9ha 保全するとともに、約 0.5ha 以上の創出を図ります。また、イカルチドリ、カワラハハコが河道内に広がる砂礫河原において生息・生育することを踏まえ、河川整備ではこれらの種の生息・生育に適した砂礫河原を約 14ha 保全するとともに、約 1ha 以上の創出を図ります。

下流部（0.0km～3.2km）は、トビハゼ、シオマネキ、アシハラガニ、オオヨシキリが、汽水域の潮間帯に広がる干潟・ヨシ原において生息・繁殖することを踏まえ、河川整備ではこれらの種の生息・繁殖に適した潮間帯（干潟、ヨシ原等の離島の底質場と来客する干潟の再生を斜めに考慮して設けた）の創出を図ります。またなお、河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要する場合もあるため、工事や外来種対策などの実施後に河川環境のモニタリングを実施し、河川の作用による変化に応じて順応的な管理を行うものとします。

表 4-2-2 河川環境の整備と保全に係る施工の場所

河川名	種類	施工の場所			機能の概要
小丸川	潮間帯（干潟、ヨシ原等）の創出	左右岸	0.0k付近～3.2k付近	高鍋町	満潮位以下を緩傾斜に掘削し、潮間帯（干潟、ヨシ原等）が広がる環境を創出する。
小丸川	コアマモ場の再生	左岸	0.0k付近～0.4k付近	高鍋町	過去に生育していたコアマモ群集について、河口左岸の汽水ワンドにおける再生計画を検討する。
小丸川	河跡湖の保全	右岸	3.2k付近～4.0k付近	高鍋町	希少植物をはじめとする重要な動植物が生息・生育する河跡湖を保全する。
小丸川	砂礫河原の創出 ワンド・たまりの創出	左右岸	6.4k付近～9.0k付近	木城町	掘削形状を工夫することにより、砂礫河原やワンド・たまりを創出する。

(2) 人と川のふれあいのための整備

人と川とがふれあうための空間等として多様な利用が期待される地区については、地域住民との調整を図り自治体と連携して階段、坂路及び散策路等の整備に取り組みます。また、「かわまちづくり」による賑わいの場や多様なレクリエーション及び身近な環境学習の場の整備も進めています。なお、整備箇所及び内容については、今後、地域と連携・調整して決めていきます。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.2.2 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備

河川環境の整備と保全については、地域住民・学識経験者の意見を聴きながら、必要に応じて対策を講じます。

また、河川空間の利用については、地域住民にとって貴重な水と緑のスペースとして親しまれることから、人々が川とふれあい、親しめる、潤いのある水辺空間の整備に努めます。

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

小丸川の重要な種を含む多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全し、次世代に継承するよう努めます。また、入り江、砂洲、干潟、砂礫河原やヨシ原が形成され、汽水域特有の多様な環境が成立している河口域の保全に配慮するとともに、カガブタやカンガレイ等の浮葉・抽水植物の重要な種を含む多様な水生植物が生育している河跡湖の保全に配慮します。

(2) 人と川のふれあいのための整備

人と川とがふれあうための空間等として多様な利用が期待される地区については、地域住民との調整を図り自治体と連携して階段、坂路及び散策路等の整備に取り組みます。なお、整備箇所及び内容については、今後、地域と連携・調整して決めていきます。

(3) 自然体験、環境学習活動を推進するための支援・整備

地域が主体となった自然体験、環境学習活動を推進するための支援・整備を行います。水辺や水面利用が期待できる地区については、住民団体や地域住民等と調整のうえ、自治体と連携して安全に水辺に近づけるよう、階段、坂路等の整備に取り組みます。なお、整備箇所及び内容については、今後、地域と連携・調整して決めていきます。

4. 河川整備の実施に関する事項

(3) 自然体験、環境学習活動を推進するための支援・整備

地域が主体となった自然体験、環境学習活動を推進するための支援・整備を行います。水辺や水面利用が期待できる地区については、住民団体や地域住民等と調整のうえ、自治体と連携して安全に水辺に近づけるよう、階段、坂路等の整備に取り組みます。なお、整備箇所及び内容については、今後、地域と連携・調整して決めていきます。

4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理にあたっては、河川は常に状態が変化する自然公物であるがゆえ、河川の状態変化を把握・評価し、その結果に基づき必要な対策を実施することが重要になります。そのため、河川の特性を踏まえ、概ね5年間を計画対象期間とする河川維持管理計画を策定し、維持管理の実施内容、頻度や時期を具体的に定めて適切な維持管理に努めます。さらに、調査、巡視・点検による状態把握、維持補修、これらの実施内容の評価など一連の作業を繰り返し、得られた知見をフィードバックすること(サイクル型維持管理)で、効率的かつ効果的な維持管理を行います。

4.3.1 洪水、高潮、地震、津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河邊の維持管理

河道内に堆積した土砂は、洪水の流下断面を狭め、水位が上昇することによる堤防からの越水や堤防の決壊を招く危険があります。そのため、河川巡視、定期的な測量等により状況を把握し、流下能力を維持する必要がある箇所では堆積土砂等の除去を行います。

河道内樹木については、河川管理上支障がある区間において、動植物の生息・生育・繁殖環境並びに景観に配慮し、伐開時期や部分的な存置等についても検討を行いながら、必要に応じて伐開等を行います。また、調査や計画に關しても、定期的に樹木の河道阻害調査を実施し、伐開計画を作成するなど、適正な樹木管理に努めます。

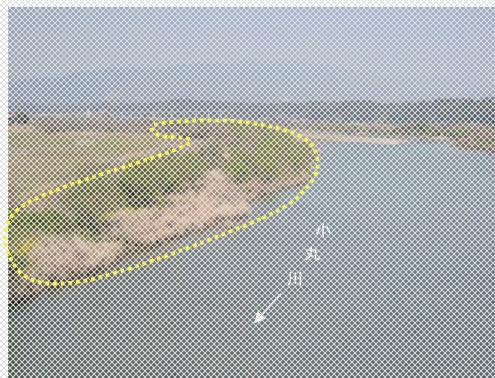


写真 4-3-1 河邊内に繁茂する樹木群

4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理にあたっては、河川は常に状態が変化する自然公物であるがゆえ、河川の状態変化を把握・評価し、その結果に基づき必要な対策を実施することが重要になります。そのため、河川の特性を踏まえ、概ね5年間の維持管理に関する目標や実施内容等を具体に定めた「小丸川水系河川維持管理計画」に基づき維持管理を行います。

実施にあたっては、調査や巡視・点検等によって明らかになった河川の状態や維持補修の結果をとりまとめ、定期的に河川の変化を把握・分析することを通じて維持管理の状態を評価し、その結果に応じて必要な措置を講じます。また一連の作業で得た知見を分析・評価し、維持管理計画あるいは実施内容に反映するサイクル型維持管理を推進します。更に、今後確実に増大する施設の老朽化に対し、長期的な視点に立った長寿命計画の推進やDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組むことでより、効率的・効果的な維持管理を目指すとともに、両計画がより具体的な維持管理の実施基準となるよう、技術的知見の充実や技術力の向上・継承並びにデータの把握手法の確立等が円滑に行える体制づくりに努め、その内容を適宜充実させます。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理にあたっては、河川は常に状態が変化する自然公物であるがゆえ、河川の状態変化を把握・評価し、その結果に基づき必要な対策を実施することが重要になります。そのため、河川の特性を踏まえ、概ね 5 年間を計画対象期間とする河川維持管理計画を策定し、維持管理の実施内容、頻度や時期を具体的に定めて適切な維持管理に努めます。さらに、調査・巡視・点検による状態把握、維持補修、これらの実施内容の評価など一連の作業を繰り返し、得られた知見をフィードバックすること(サイクル型維持管理)で、効率的かつ効果的な維持管理を行います。

4.3.1 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河道の維持管理

河道内に堆積した土砂は、洪水の流下断面を狭め、水位が上昇することによる堤防からの越水や堤防の決壊を招く危険があります。そのため、河川巡視、定期的な測量等により状況を把握し、流下能力を維持する必要がある箇所では堆積土砂等の除去を行います。

河道内樹木については、河川管理上支障がある区間において、動植物の生息・生育・繁殖環境並びに景観に配慮し、伐開時期や部分的な存置等についても検討を行いながら、必要に応じて伐開等を行います。また、調査や計画に關しても、定期的に樹木の河道阻害調査を実施し、伐開計画を作成するなど、適正な樹木管理に努めます。

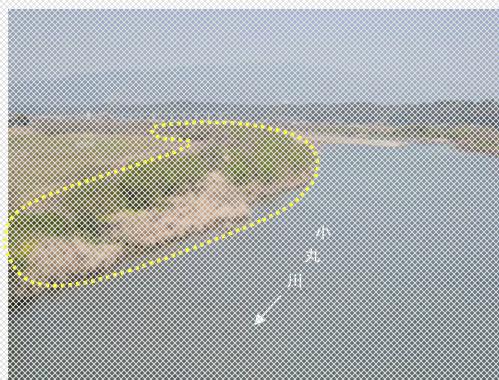


写真 4-3-1 河道内に繁茂する樹木群

4. 河川整備の実施に関する事項

4.3.1 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

災害の発生の防止、河川の利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等の観点から河川管理施設本来の機能が発揮されるよう、適切に維持管理を実施します。河川維持管理にあたっては、小丸川の河川特性を十分に踏まえ、概ね 5 年間の維持管理に関する目標や実施内容等を具体に定めた「小丸川水系河川維持管理計画」に基づき、計画的に維持管理を実施していきます。

また、管理水準を持続的に確保し、中長期的な維持管理に関わるトータルコストの縮減、平準化を図るためにには、河道及び河川管理施設が本来の機能を発揮するように、サイクル型維持管理や長寿命化計画等に基づき、計画的に維持管理を行う必要があります。

なお、河川の維持管理を行うにあたっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組むことで、維持管理の省力化・ライフサイクルコストの縮減を図ります。

災害の発生の防止又は被害軽減のために、河川管理施設等を監視・点検し、その機能を維持するとともに、施設能力を上回る洪水、高潮や津波が発生した場合を想定し、万が一災害が発生したとしても被害を最小限とするための危機管理対策を実施します。

① サイクル型維持管理の推進

河川管理では、従前より河川の変状の発生とそれへの対応、出水等による災害の発生と対策や新たな整備等の繰り返しの中で順應的に安全性を確保してきました。そのため、河川維持管理にあたっては、河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策を長期間にわたり繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくという P DCA サイクルを構築していくことが必要です。また、河川整備計画は、河川の維持を含めた河川整備の全体像を示すものであり、河川維持管理における P DCA サイクルの中で得られた知見を河川整備計画にフィードバックし、必要に応じて河川整備計画の内容を点検し変更します。

② 長寿命化計画の推進

維持管理は長期的視点に立って計画的に取り組むことが重要であり、点検・診断結果やこれらの評価結果を踏まえた施設の長寿命化計画等の策定や見直しを推進し、当該計画に基づき対策を実施し、トータルコストの縮減に取り組みます。特に、確実に経年劣化を生じる機械設備や電気通信施設を有する河川管理施設については、新たな技術を開発・導入して状態監視の信頼性を高めていくとともに、施設そのものに耐久性のある構造・部材・部品を適用していきます。

(2) 河川の状態把握

河道の経年的な変化や、大規模な洪水後の河道の変化等を把握するため、総合的な土砂管理の観点も含めて、定期的及び洪水後必要に応じて河道の縦横断測量や空中写真測量、河床材料等の調査を行うとともに、河道特性や土砂動態等を定量的に把握し、良好な河道及び河川環境の維持、適正な管理に努めます。

① 河川等における基礎的な調査

治水、利水及び環境の観点から河川を総合的に管理していくため、流域内の降水量の観測、河川の水位・流量の観測、河口域の潮位・波高の観測及び河川水質の調査等を継続して実施します。また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度の向上に向けて、観測施設の拡充及び観測手法の改善等を行います。

② 状態把握

平常時及び出水時の河川巡視により、河道及び河川管理施設等の状況の把握、河川区域内における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集及び河川の自然環境に関する情報収集等を概括的に行います。出水期前・台風期の点検や規定規模以上の出水や高潮、津波、地震等が発生した場合の点検により、河道及び河川管理施設を対象として状態の変化について確認を行います。特に、水門・樋門、排水機場等の機械設備を伴う河川管理施設については、定期点検等により状態把握を行います。なお、状態把握した結果は、データベース化し、蓄積、分析、評価を行います。

4. 河川整備の実施に関する事項

(2) 河川管理施設の機能の維持

小丸川の河川管理施設は、昭和40年以前に築造されてから設置後40年以上経過している施設が多くあります。これらの施設が、洪水、高潮、地震・津波等に対して所要の機能を発揮するよう、河川巡視・点検等により施設状況の把握に努めるとともに計画的な施設の修繕・更新等を行い、各施設の機能を良好な状態に保持します。

堤防等の点検を実施し、状態を把握するため、堤防の除草を継続して行います。なお、堤防・河川敷における除草・清掃活動については、地域住民等や関係機関と連携を図りながら実施していきます。

河道内に堆積した流木及び塵芥等の除去、河川管理施設周辺の土砂撤去等、適正な維持管理に努めます。
じんかい

水門、樋門・樋管等については、河川巡視や目視点検によるコンクリート構造物のクラックや継目の開き等の確認、ゲート等の機械機器や電気設備の点検及び管理運転により機械機器や電気設備の機能を確認し、状況に応じた補修や修理並びに部品の交換等を計画的に実施します。

また、許可工作物についても、河川管理上の支障とならないように、定められた許可条件に基づき適正に管理されるよう施設管理者に対して適切な指導を行います。

さらに、雨量、水位等の情報を迅速・正確に把握するため、定期的に保守点検を行い機能保全に努めるとともに、洪水時等に施設の機能が損なわれないよう、必要に応じて設置位置や機種の見直しを図ります。



写真 4-3-2 河川巡視



写真 4-3-3 堤防除草作業



写真 4-3-4 樋門の保守点検



写真 4-3-5 電気設備の点検状況

4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 河川整備の実施に関する事項

(3) 河川管理施設の機能の維持

小丸川の河川管理施設は、昭和49年(1974年)以前に築造された施設を含む設置後50年以上経過している施設が多くあります。これらの施設が、洪水、高潮、地震・津波等に対して所要の機能を発揮するよう、河川巡視・点検等により施設状況の把握に努めるとともに計画的な施設の修繕・更新等を行い、各施設の機能を良好な状態に保持します。

堤防等の点検を実施し、状態を把握するため、堤防の除草を継続して行います。なお、堤防・河川敷における除草・清掃活動については、地域住民等や関係機関と連携を図りながら実施していきます。

河道内に堆積した流木及び塵芥等の除去、河川管理施設周辺の土砂撤去等、適正な維持管理に努めます。

水門、樋門・樋管等については、河川巡視や目視点検によるコンクリート構造物のクラックや継目の開き等の確認、ゲート等の機械機器や電気設備の点検及び管理運転により機械機器や電気設備の機能を確認し、状況に応じた補修や修理並びに部品の交換等を計画的に実施します。

また、許可工作物についても、河川管理上の支障とならないように、定められた許可条件に基づき適正に管理されるよう施設管理者に対して適切な指導を行います。

さらに、雨量、水位等の情報を迅速・正確に把握するため、定期的に保守点検を行い機能保全に努めるとともに、洪水時等に施設の機能が損なわれないよう、必要に応じて設置位置や機種の見直しを図ります。地球温暖化を背景とする気候変動の影響により、洪水等の外力が増大することが予測されていることを踏まえ、流域の降水量、降雨の時間分布・地域分布、流量、河口潮位等のモニタリングを実施し、定期的に分析・評価を行います。

(4) 河道の維持管理

河道内の土砂堆積や洗掘等は、洪水の流下阻害や堤防、護岸等河川管理施設の機能を損ない、決壊等に発展するおそれがあるため、定期的な河川巡視・点検や縦横断測量等により河床変動状況を把握し、必要に応じて対策を行うなど、適切な維持管理に努めます。

なお、河道維持の方法については解決すべき技術課題も多いため、今後も継続して調査・研究を実施するとともに、水辺環境等にも配慮した工夫等も含め河道の維持管理にも努めます。

河道内の樹木については、河道断面の維持及び、良好な河川環境・景観の維持の観点から定期的な調査を行い、安全な洪水流下や景観等を考慮して必要に応じて樹木伐採を行い、適切な河道の維持管理に努めます。

また、必要に応じて学識経験者等の意見等も踏まえた維持管理にも努めます。

4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 河川整備の実施に関する事項

4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理にあたっては、河川は常に状態が変化する自然公物であるがゆえ、河川の状態変化を把握・評価し、その結果に基づき必要な対策を実施することが重要になります。そのため、河川の特性を踏まえ、概ね5年間を計画対象期間とする河川維持管理計画を策定し、維持管理の実施内容、頻度や時期を具体的に定めて適切な維持管理に努めます。さらに、調査、巡視・点検による状態把握、維持補修、これらの実施内容の評価など一連の作業を繰り返し、得られた知見をフィードバックすること(サイクル型維持管理)で、効率的かつ効果的な維持管理を行います。

4.3.1 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河道の維持管理

河道内に堆積した土砂は、洪水の流下断面を狭め、水位が上昇することによる堤防からの越水や堤防の決壊を招く危険があります。そのため、河川巡視、定期的な測量等により状況を把握し、流下能力を維持する必要がある箇所では堆積土砂等の除去を行います。

河道内樹木については、河川管理上支障がある区間において、動植物の生息・生育・繁殖環境並びに景観に配慮し、伐開時期や部分的な存置等についても検討を行いながら、必要に応じて伐開等を行います。また、調査や計画に關しても、定期的に樹木の河道阻害調査を実施し、伐開計画を作成するなど、適正な樹木管理に努めます。



写真 4-3-1 河道内に繁茂する樹木群

4. 河川整備の実施に関する事項

(3) 河川管理施設の機能の維持

小丸川の河川管理施設は、昭和49年(1974年)以前に築造された施設を含む設置後50年以上経過している施設が多くあります。これらの施設が、洪水、高潮、地震・津波等に対して所要の機能を發揮するよう、河川巡視・点検等により施設状況の把握に努めるとともに計画的な施設の修繕・更新等を行い、各施設の機能を良好な状態に保持します。

堤防等の点検を実施し、状態を把握するため、堤防の除草を継続して行います。

なお、堤防・河川敷における除草・清掃活動についてでは、地域住民等や関係機関と連携を図りながら実施していきます。

河道内に堆積した流木及び塵芥等の除去、河川管理施設周辺の土砂撤去等、適正な維持管理に努めます。

水門、樋門・樋管等については、河川巡視や目視点検によるコンクリート構造物のクラックや継ぎ目の開き等の確認、ゲート等の機械機器や電気設備の点検及び管理運転により機械機器や電気設備の機能を確認し、状況に応じた補修や修理並びに部品の交換等を計画的に実施します。

また、許可工作物についても、河川管理上の支障とならないように、定められた許可条件に基づき適正に管理されるよう施設管理者に対して適切な指導を行います。

さらに、雨量、水位等の情報を迅速・正確に把握するため、定期的に保守点検を行い機能保全に努めるとともに、洪水時等に施設の機能が損なわれないよう、必要に応じて設置位置や機種の見直しを図ります。地球温暖化を背景とする気候変動の影響により、洪水等の外力が増大することが予測されていることを踏まえ、流域の降水量、降雨の時間分布・地域分布、流量、河口潮位等のモニタリングを実施し、定期的に分析・評価を行います。

(4) 河道の維持管理

河道内の土砂堆積や洗掘等は、洪水の流下阻害や堤防、護岸等河川管理施設の機能を損ない、決壊等に発展するおそれがあるため、定期的な河川巡視・点検や縦横断測量等により河床変動状況を把握し、必要に応じて対策を行うなど、適切な維持管理に努めます。

なお、河道維持の方法については解決すべき技術課題も多いため、今後も継続して調査・研究を実施するとともに、水辺環境等にも配慮した工夫等も含め河道の維持管理にも努めます。

河道内の樹木については、河道断面の維持及び、良好な河川環境・景観の維持の観点から定期的な調査を行い、安全な洪水流下や景観等を考慮して必要に応じて樹木伐採を行い、適切な河道の維持管理に努めます。

また、必要に応じて学識経験者等の意見等も踏まえた維持管理にも努めます。



写真 4-3-1 河道内に繁茂する樹木群



写真 4-3-2 河川巡視



写真 4-3-3 堤防除草作業



写真 4-3-4 橋門の保守点検



写真 4-3-5 電気設備の点検状況

4. 河川整備の実施に関する事項

(3) 河川管理施設の操作管理

洪水時において操作が必要な水門等の河川管理施設については、操作規則等※に従った適正な操作を行うため、これらの施設に関する知識の習熟を目的とした、操作人の教育・操作訓練を継続的に行います。

また、IT化の進歩に伴い遠隔監視・遠隔操作の機能が整った河川管理施設については、その施設を効率的かつ迅速に管理体制するための体制の確立を図るとともに、操作規則等に基づくより確実な操作の実施に向け、施設の更なる高度化・効率化、操作員への情報提供や水門のゲート開閉状況の把握のための遠隔監視施設等の整備等に取り組みます。

さらに、大規模な内水はん濫においては、九州地方整備局管内に配備されている排水ポンプ車を機動的に活用し、迅速かつ円滑に内水被害を軽減するよう努めます。

※操作規則等とは、水門、樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設について、その操作方法等を定めたものです。

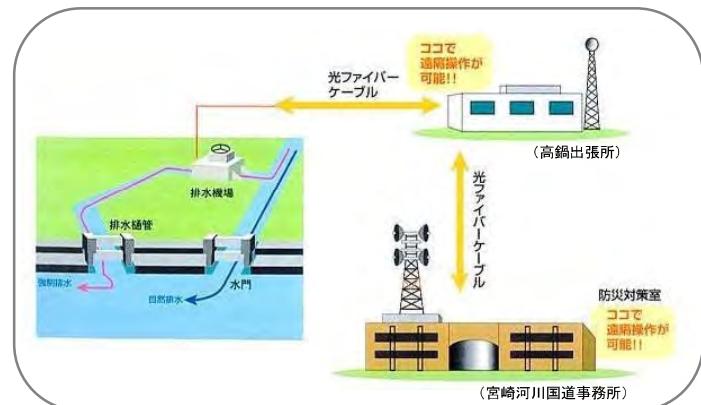


図 4-3-1 遠隔監視の整備イメージ



写真 4-3-6 樋門操作講習会の様子



写真 4-3-7 排水ポンプ車による排水活動

4. 河川整備の実施に関する事項

(5) 堤防の維持管理

堤防の機能を適切に維持していくために、堤防の変状や異状・損傷を早期に発見することを目的として、適切な時期に堤防の除草、点検、巡視等を継続して行います。

堤防等に変状や損傷が見られた場合は、必要に応じて原因調査を行い、機能低下のおそれがあると判断された場合は、その対策を速やかに実施し、施設の適切な維持管理に努めます。

また、必要に応じて学識経験者等の意見等も踏まえた維持管理にも努めます。

(6) 河川管理施設の操作管理

逆流防止機能や排水機能、洪水を安全に流下させる機能等の施設機能が適切に発揮されるよう、巡視や保守点検等により施設の状態把握に努めます。施設に損傷や異状が見られた場合は、状態に応じて原因調査を行い、機能低下のおそれがあると判断された場合は、その対策を速やかに実施し、施設機能の維持と長寿命化に努めます。

また、集中豪雨等による急激な水位上昇や施設規模を上回る洪水等に備え、樋門・樋管の無動力化、排水機場の耐水化、施設の統廃合、遠隔化等を検討し、確実な操作が出来るよう努めます。

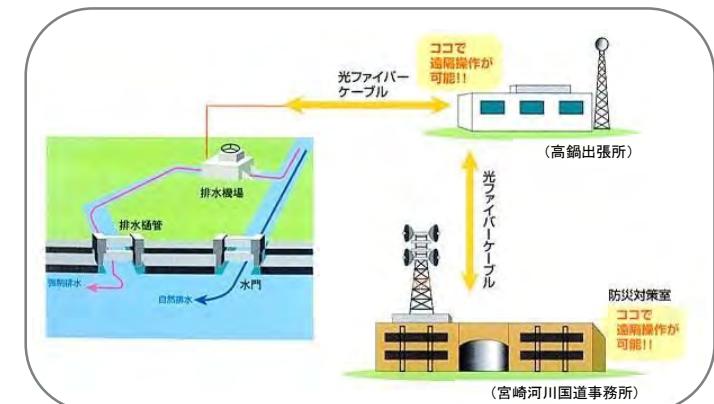


図 4-3-1 遠隔監視の整備イメージ



写真 4-3-6 横門操作講習会の様子



写真 4-3-7 排水ポンプ車による排水活動

4. 河川整備の実施に関する事項

(7) 許可工作物設置者等への指導・監督

許可工作物については、設置者が点検し、必要な対策を行い、適切な維持管理が行われるよう許可申請時に審査するとともに、設置後の指導・監督等を適切に行います。

(8) 河川環境の維持

河川維持管理においても多自然川づくりを基本とし、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全、良好な景観の維持・形成、人と河川との豊かなふれあい活動の場の維持・形成、良好な水質の保全等を地域と一緒に実施します。

河川敷地の不法占用や不法投棄等については、洪水の安全な流下や他の河川利用、河川環境に支障を及ぼす行為であり、発見した場合には、行為者に原状回復や撤去の指示を行う等により厳正に対処します。

また、流水の正常な機能が維持されるよう、河川の状態把握等を行います。

(9) 地域連携

人々の生活や地域と河川との歴史に学びつつ、その地域の自然風土、生活環境、産業経済、社会文化等の特性を踏まえ、自治体、河川協力団体、NPO、市民団体等との連携等を積極的に図り、地域社会と一緒にした河川の維持管理を推進します。

(10) 総合的な土砂管理

山腹崩壊、ダム貯水池への堆砂の進行、濁水の長期化、河川の河床低下、海岸汀線の後退など土砂移動と密接に係わる課題に対処するため、「小丸川水系総合土砂管理計画」で定めた目指す姿の達成に向け、上流から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取り組みを関係機関と連携し継続的に実施します。

河道掘削の土砂を海岸へ養浜、ダムの浚渫土の置き土、土砂災害防止に向けて透過型砂防堰堤の整備等、各機関が連携して推進します。

また、順応的かつ継続的な土砂管理を行うために、治水や環境など様々な視点からのモニタリングを実施するとともに、土砂動態に関する調査・研究を継続し、必要なデータを蓄積し、必要に応じて対策を実施していきます。

(11) 気候変動による影響のモニタリング

気候変動の影響により洪水や渇水等の外力が増大することが予測されていることを踏まえ、流域の降水量、降雨の時間分布・地域分布、流量、河口潮位、流出土砂量、ダム堆砂量、河床形状、河床材料、河口・海岸地形等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行います。

4. 河川整備の実施に関する事項

(4) 危機管理対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し、はん濫した場合においても、被害を最小限に止めるためには、過去の被災経験や現状を十分に踏まえ、地域住民と関係機関とが相互に連携、協力し、危機管理体制を確立することが重要です。

そのためには、「自助・共助・公助」が連携して機能することが必要不可欠であり、洪水はん濫などにより流域の人々の生命・財産に被害が生じるおそれのある場合には、市町村長の避難勧告又は指示、及び地域住民の避難活動等が適切かつ迅速にできるように関係機関や地域住民への災害情報の提供体制の構築・強化や、個人・地域の防災力の向上を進めていきます。

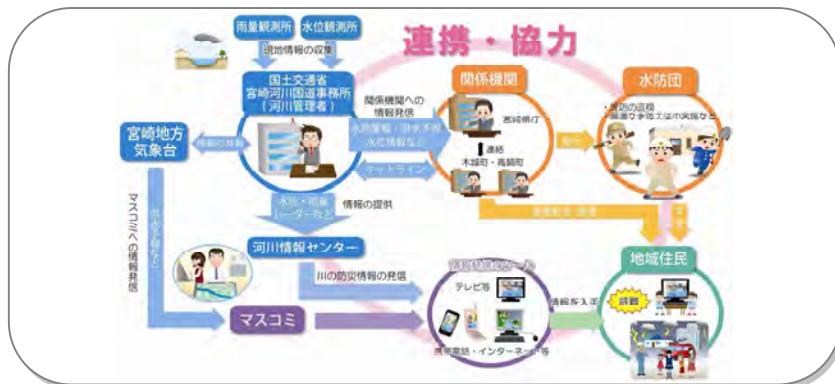


図 4-3-2 洪水時における情報の流れ

1) 洪水予報及び水防警報等の発表

洪水予報対象観測所の水位がはん濫注意水位を超えてさらに上昇するおそれがある場合には、水位予測を行い、洪水予報^{※1}等を気象台と共同で発表します。

そのため、平常時から洪水予報に関する情報の共有や連絡体制の確立が図られるよう、宮崎地方気象台、宮崎県等の関係機関と「小丸川水防関係連絡会」を構成しており、今後も引き続き会議を定期的に開催するほか、情報伝達訓練や気象庁と共に洪水予報の発表の訓練を行うなど、連携の強化に努めます。

また、水防警報区間を管轄する市町や消防団等の関係機関が行う水防活動が的確に実施され、災害の未然防止が図れるよう、水防警報^{※2}の迅速な発令により、水防活動を行う必要がある旨を、県・市町村を通じ水防団等へ通知します。

※1 「洪水予報」とは、水防法に基づき、重大な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、国土交通省と気象庁が同じく、当該河川の状況を県に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め一般に周知させなければならないもので、水位の予測に応じて、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報の4種類の予報を発表します。

※2 「水防警報」とは、水防法に基づき、水防団や消防団等の水防機関の待機や出動等の契機とするためのもので、水位に応じて、待機、準備、出動、警戒、解除の5種類の情報があります。

4. 河川整備の実施に関する事項

(12) 水防災意識社会再構築

小丸川流域では、国、宮崎県、関係市町村等が連携・協力し、減災のための目的を共有し、ハード対策とソフト対策の一体的、計画的な推進により、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識」を再構築することを目的として、「小丸川水防災意識社会再構築協議会」を設立しました。この協議会で小丸川の大規模水害に備える「減災に係る取組方針」を平成28年(2016年)8月に策定しており、今後も推進していきます。

また、避難対策の構築などの災害に強い地域づくりの推進や想定規模以上の降雨への対応など、河川事業と地域が連携した対策を推進していきます。

(13) 危機管理対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し、氾濫した場合においても、被害を最小限に止めるためには、過去の被災経験や現状を十分に踏まえ、地域住民と関係機関とが相互に連携、協力し、危機管理体制を確立することが重要です。

そのためには、「自助・共助・公助」が連携して機能することが必要不可欠であり、洪水氾濫などにより流域の人々の生命・財産に被害が生じるおそれのある場合には、市町村長の避難指示、及び地域住民の避難活動等が適切かつ迅速にできるように関係機関や地域住民への災害情報の提供体制の構築・強化や、個人・地域の防災力の向上を進めていきます。



図 4-3-2 洪水時における情報の流れ

4. 河川整備の実施に関する事項

(14) 防災情報の共有

1) 水防警報の発令

水防警報河川^{※1}においては、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防警報^{※2}を発表し、その警報事項を国(大臣)は県(知事)に通知するとともに、県は関係機関に通知します。また、平常時から、水防に関する情報の共有及び連絡体制の確立が図られるよう、国、県及び市町村と「水防連絡会」を構成しており、関係機関との連携をさらに強化します。

※1. 水防警報河川とは、洪水、津波又は高潮により重大な災害が生じるおそれがあると認めて指定した河川です。

※2. 水防警報とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を、警告して行う発表をいいます。水防警報の通知を受けた熊本県は、関係水防管理者である市等に通知します。

2) 洪水予報等の発令

洪水予報河川^{※1}において、洪水のおそれがあると認められるときは、水位等の情報を示して、宮崎地方気象台と共同で洪水予報として「氾濫注意情報」「氾濫警戒情報」「氾濫危険情報」を、氾濫後においては、氾濫により浸水する区域等の情報を含む「氾濫発生情報」を発表し、関係機関に通知すると共に、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知します。

水位周知河川^{※2}において、洪水特別警戒水位^{※3}に達したときは、その旨を当該河川の水位等の情報を示して関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知します。

また、平常時から、洪水予報に関する情報の共有、連絡体制の確立が図れるよう、宮崎地方気象台、宮崎県と関係市町村と「水防連絡会」を構成しており、関係機関との連携をさらに強化します。

※1. 洪水予報河川とは、二以上の県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川です。

※2. 水位周知河川とは、洪水予報河川以外で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川です。

※3. 洪水特別警戒水位とは、警戒水位(氾濫注意水位)を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位です。

3) 洪水浸水想定区域の指定、公表

洪水予報河川及び水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として平成 29 年（2017 年）3 月に公表し、関係自治体に通知しています。あわせて、堤防の決壊により家屋が倒壊・流出するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)等についても公表しています。

また、公表した洪水浸水想定区域に基づき、関係自治体が洪水ハザードマップ*等を更新する場合には、支援を行うなど関係機関との連携をさらに強化していきます。

* 洪水ハザードマップとは、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために市町村により作成される緊急避難地図です。

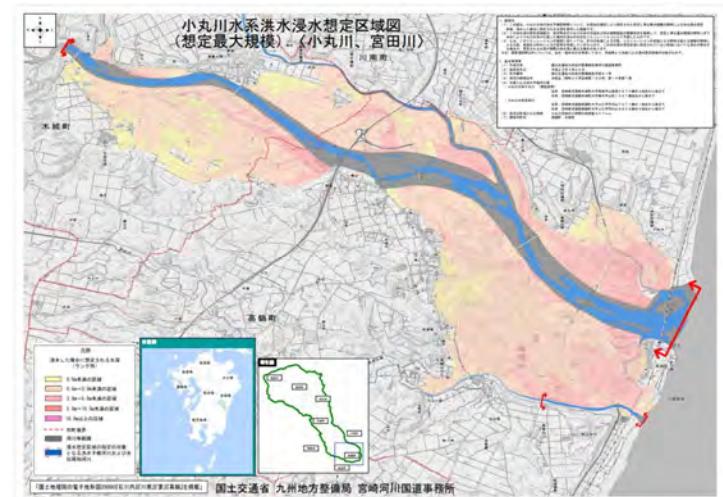


図 4-3-3 小丸川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

4. 河川整備の実施に関する事項

4) 防災情報の多様化

洪水、津波、高潮等による被害を最小限にとどめるには、地域住民及び自治体等の受け手の判断・行動に役立つ危険箇所等の情報の整備とともに、それを確実に伝えるための体制づくりが必要です。

このため、従来から用いられてきた防災無線・サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係自治体と連携して有効に活用します。水位標識なども分かりやすくします。

また、光ファイバー等の情報インフラ、インターネット及び携帯端末等を用いて、関係機関が共有する防災情報を一元的に集約した情報ツールの検討・整備を行います。また、河川の状況を分かりやすく伝えるために、水害リスクラインなどより高度な情報を提供できるよう努めます。



写真 4-3-4 水位危険度レベル表示



図 4-3-5 リアルタイム情報の発信

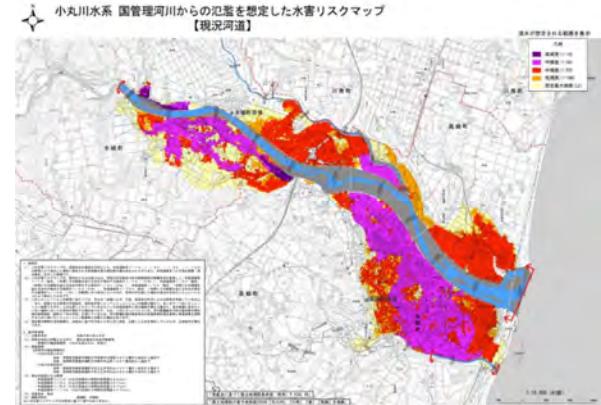


図 4-3-6 水害リスクマップ【現況河道】

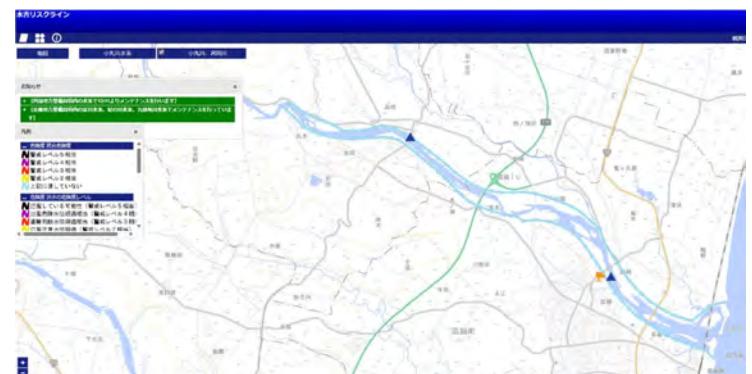


図 4-3-7 水害リスクライン（防災情報高度化の事例）

4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 河川整備の実施に関する事項

2) 水防活動への協力

洪水や津波、高潮などにより災害が発生するおそれがある場合には、河川の危険箇所などの巡視や万一堤防などが危険な状態になった場合の対応の実施などの水防活動が行われるように、自治体を通じて水防団体（消防団）の出動を要請します。

また、関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、「小丸川水防連絡会」を組織して、事前の重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立等を今後も継続して行うとともに、水防活動が円滑に行われるよう、協力体制や水防資機材などの確保・充実を図ります。

さらに、洪水や津波、高潮などによる著しく甚大な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い進入した水の排除の他、高度の機械力又は高度の専門的知識や技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行います。



写真 4-3-8 小丸川水防関係連絡会

小丸川における水防体制の強化に向け、水防に関する情報交換を積極的に行い、洪水時等における迅速、的確な水防を遂行することを目的に、流域内の県、市町、警察、消防及び国土交通省によって構成。



写真 4-3-9 水防訓練の状況



4. 河川整備の実施に関する事項

(15) 地域における防災力の向上

洪水、津波、高潮等による災害を防止又は軽減するためには、堤防整備等の治水事業と併せ、地域における水防活動が重要です。このため、関係自治体の水防計画に基づき、水防管理者や消防機関の長等が実施する河川の巡視や排水活動等の水防活動に協力するとともに、重要水防箇所の周知及び洪水に対しリスクが高い区間について、消防団や自治会等との合同巡視・点検を通じて危険箇所等に関する情報共有を図ります。また、関係機関と合同で水防訓練を実施する等水防体制を維持・強化します。また、避難指示等の発令範囲の決定に資するため、堤防の決壊地点ごとに氾濫が拡大する状況がわかるシミュレーションを関係自治体に提供します。

実際の水防体制時には、宮崎県、関係自治体を対象として運用を行っている「流域タイムライン」により、関係者で危機感の共有を図ることにより事前防災体制の充実・強化を図ります。また、流域タイムラインは「減災対策協議会」の仕組みを活用し、継続的に課題の整理を行い必要な改善を図るとともに、市町村が作成する避難に関する計画等に着目したタイムライン（防災行動計画）の改善に対しては必要な技術的支援を行います。また、関係自治体への水防警報や洪水予報等による水位情報の提供に加え、事務所長から町長等に対し、ホットラインにより、避難判断に資する防災情報等の提供を行います。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織等を設置する際に、技術的支援を行い、地域防災力の向上を図ります。



写真 4-3-9 小丸川水防関係連絡会

小丸川における水防体制の強化に向け、水防に関する情報交換を積極的に行い、洪水時等における迅速、的確な水防を遂行することを目的に、流域内の県、市町、警察、消防及び国土交通省によって構成。



写真 4-3-10 水防訓練の状況



4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 河川整備の実施に関する事項

3) 洪水時の巡視等

洪水及び高潮時においては堤防等の河川管理施設や許可工作物の異常を早期に発見し、迅速な水防活動又は緊急復旧工事が実施できるよう、河川巡視を行います。

4) 地震時の対応

地震時の情報連絡体制、河川管理施設等の点検体制及び点検方法などを確立し、これに則って迅速な対応を行い二次災害の防止を図ります。

また、警戒宣言が発令された時は、情報収集、資機材確保などを行い、地震被害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策のための準備を図ります。

さらに津波が発生し、水門、樋門等からの浸水被害が予測される場合に備え、操作員の安全を図るために、ゲート操作の遠隔化等の施設整備を行い、関係機関と連携して閉門操作を行うなど、逆流防止に努めます。

5) 河川管理施設の災害復旧

洪水や地震等により堤防の安全性が損なわれるなど、河川管理施設が損壊した場合には、速やかに対策を講じます。また、許可工作物が損壊した場合には、速やかに対策を講じるよう施設管理者に対して適切な指導を行います。

6) 防災意識の向上

整備途上における地域住民の安全を確保するためには、河川管理者及び関係機関の防災体制の整備による被害の防止、軽減を図る必要があります。

このため、平常時から水防活動に万全を期すために、出水期前の合同巡視、情報伝達訓練、防災訓練等を行います。

また、迅速かつ的確な水防活動が実施できるよう、堤防の整備状況等を記載した水防情報図を公表するとともに、地域住民の避難活動に活用されるよう作成・公表している浸水想定区域図及びハザードマップ等によって地域防災や減災に対する知識・意識の向上に繋がるよう今後も引き続き支援に努めます。



写真 4-3-10 河川巡視



写真 4-3-11 出水期前の合同巡視



写真 4-3-12 防災訓練の開催状況

4. 河川整備の実施に関する事項



写真 4-3-11 河川巡視



写真 4-3-12 出水期前の合同巡視



写真 4-3-13 防災訓練の開催状況



(16) 地域及び関係機関とのリスクコミュニケーション

「迅速かつ的確な避難と被害最小化」を実現するため、河川整備の整備段階及び洪水規模ごとなど多段階的にリスク情報を提示し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進するため、自治体等と連携したリスクコミュニケーションを推進します。また、地域とのリスクコミュニケーションを通じ、住民の流域治水への主体的な参画を促進します。

洪水に対して重要水防箇所等のリスクが高い区間について、当該箇所における氾濫シミュレーションを明示する等、各箇所の危険性を明示しながら、関係市町村、水防団、自治会等との合同点検を実施し、各箇所の危険性の共有を図ります。

また、氾濫シミュレーション等を通じて水害リスクを広く地域住民等と共有し、災害リスクを踏まえ、リスクの低いエリアへの誘導や住まい方の工夫(強靭化)等の支援を実施します。

また、浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水区域内の住民の避難の可否等を検討したうえで、避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保等、関係する地方公共団体において的確な避難体制が構築されるための支援等を実施します。

4. 河川整備の実施に関する事項

7) 水防に役立つ情報の提供

①水位・雨量等の河川情報の提供

河川の水位や雨量等の河川情報は洪水等による被害を軽減するために重要です。このため、光ファイバーネットワークの構築、IT 関連施設の整備等を行い、防災対策に必要な水位や雨量等の情報、監視カメラの画像情報などを迅速かつ正確に提供できるよう整備に努めます。

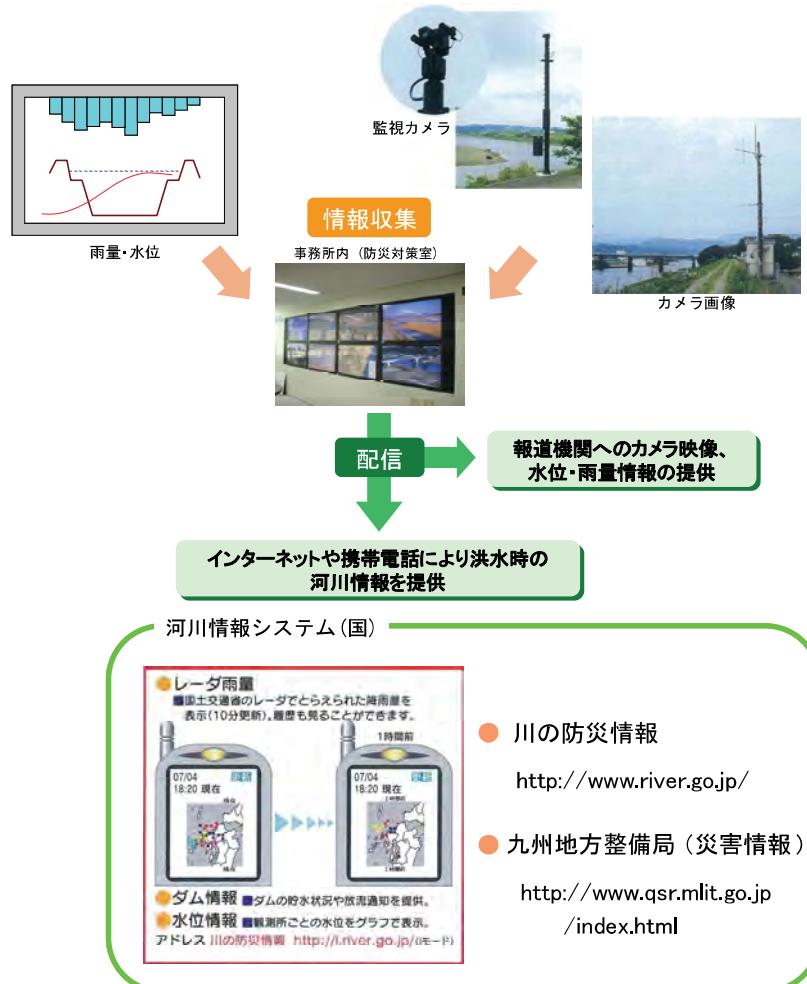


図 4-3-3 河川情報提供のイメージ

4. 河川整備の実施に関する事項

②水防に関する基礎情報の普及

洪水時などにおいて地域住民が円滑にかつ確実な避難行動を行うため、水防に関する様々な基礎的な情報を日頃から事務所ホームページなどを通じて提供しています。また、現地でも一目で川の水位状況がわかるような危険度レベル表示等も行っており、今後も更なる周知に向けて、よりわかりやすい情報の提供に努めています。



図 4-3-4 水防に関する基礎情報の提供画面イメージ
(宮崎河川国道事務所ホームページより)

写真 4-3-13 危険度レベルの表示状況
(大淀川岳下地点での例)

4. 河川整備の実施に関する事項

8) 地方自治体等への災害支援

地方自治体が管理する河川において大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、「大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局として被害の拡大及び二次災害の防止に必要な資機材及び職員の派遣を行います。また、災害対策用機器による迅速な状況把握や災害情報の提供等緊密な情報連絡に努めるとともに、災害対応を円滑に行うための応急復旧用資機材等による支援を行い被害の防止又は軽減に努めます。



写真 4-3-14 夜間作業用の照明車

4. 河川整備の実施に関する事項

(17) 災害発生時の地方自治体への支援

小丸川流域等において大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、「大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局として被害の拡大及び二次災害の防止に必要な資機材及び職員の派遣を行います。

また、内水被害発生時の応急的な排水対策として、自治体からの要請に基づき、排水ポンプ車を機動的に活用する等、災害対応を円滑に行うための応急復旧用資機材等による支援を行い被害の防止又は軽減に努めます。

また、山腹崩壊等により河川に大規模な河道閉塞等が発生した場合、広範囲に多大な被害が及ぶおそれがあるため、土砂災害防止法に基づき緊急調査等を実施します。

また、既存の水位計等を活用することで、水位の変化等から、河道閉塞の発生状況をいち早く確認し、関係市町村や一般住民への迅速な情報提供を実施する体制の構築について検討します。

(18) 災害対策用機械の運用

近年は、各地で甚大な自然災害が発生しています。これらの自然災害の発生時において情報収集や復旧支援を行うために、遠隔地の動画情報等を伝達し現地の状況を的確に把握することを目的とした衛星小型画像伝送装置や大規模な河川氾濫による浸水被害の軽減を目的として、排水ポンプ車や照明車等を配備しています。これまで、災害発生時の情報収集の強化や洪水時の浸水被害の軽減に効果を発揮しているところです。

また、これらの機械は自治体からの要請を受け支援が可能な場合には派遣しており、地域防災の一翼も担っています。これらの機械を災害時に迅速かつ的確に操作するためには、今後も定期的な点検及び操作訓練等を着実に実施していく必要があります。



写真 4-3-14 夜間作業用の照明車

4. 河川整備の実施に関する事項

4.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 河川水の利用

河川環境の保全や既得用水の取水の安定化等、流水の正常な機能を維持するため、関係機関と連携を図りながら水量・水質の監視を行うとともに、利水者との情報連絡体制を整備して河川流量やダム貯留量等の情報収集及び提供に努めます。

(2) 河川の水質保全

河川の水質については、BODなどの生活環境項目、健康項目等について今後も引き続き水質の状況を把握するとともに、調査結果を公表します。

特に濁水の長期化現象に関しては、総合的な土砂管理を目指して平成19年10月に設置した「宮崎県中部流砂系検討委員会」等の中で、流域内の関係機関と協議・連携し、出水後長期化する濁水の調査や崩壊地調査等によるモニタリングを行い、必要な対策の検討等を役割分担して実施します。

水質改善については、小丸川水系水質汚濁防止連絡協議会等を通じて、関係機関と調整し地域住民へ各家庭での調理くずの処理や使用後の食用油の処理、洗剤の適正な使用などの水質保全に関する啓発活動を行います。また、小学生をはじめ子どもたちを対象とした水生生物の観察を通じての学習活動などを支援し、流域住民とともに生きた自然の教材である小丸川の水質保全・環境意識の向上に取り組みます。

さらに、河川美化啓発活動を通じたゴミ拾いなどの河川の清掃・美化活動を引き続き支援していきます。



写真 4-3-15 小丸川水系水質汚濁防止連絡協議会 写真 4-3-16 河川清掃・美化活動の様子



写真 4-3-17 宮崎県中部流砂系検討委員会

4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 河川整備の実施に関する事項

4.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 河川水の利用

河川環境の保全や既得用水の取水の安定化等、流水の正常な機能を維持するため、関係機関と連携を図りながら水量・水質の監視を行うとともに、利水者との情報連絡体制を整備して河川流量やダム貯留量等の情報収集及び提供に努めます。

(2) 河川の水質保全

河川の水質については、BODなどの生活環境項目、健康項目等について今後も引き続き水質の状況を把握するとともに、調査結果を公表します。

特に濁水の長期化現象に関しては、総合的な土砂管理を目指して平成19年(2007年)10月に設置した「宮崎県中部流砂系検討委員会」等の中で、流域内の関係機関と協議・連携し、出水後長期化する濁水の調査や崩壊地調査等によるモニタリングを行い、必要な対策の検討等を役割分担して実施します。

水質改善については、小丸川水系水質汚濁防止連絡協議会等を通じて、関係機関と調整し地域住民へ各家庭での調理くずの処理や使用後の食用油の処理、洗剤の適正な使用などの水質保全に関する啓発活動を行います。また、小学生をはじめ子どもたちを対象とした水生生物の観察を通じての学習活動などを支援し、流域住民とともに生きた自然の教材である小丸川の水質保全・環境意識の向上に取り組みます。

さらに、河川美化啓発活動を通じたゴミ拾いなどの河川の清掃・美化活動を引き続き支援していきます。



写真 4-3-15 小丸川水系水質汚濁防止連絡協議会 写真 4-3-16 河川清掃・美化活動の様子



写真 4-3-17 宮崎県中部流砂系検討委員会

4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 河川整備の実施に関する事項

(3) 渇水時の管理

小丸川水系において、異常な渇水等により河川流量が減少し、渇水対策が必要となった場合は、関係機関と連携して被害の軽減に努めます。

また、渇水等の被害を最小限に抑えるため、日頃から河川管理者と利水者相互の情報交換を行い理解を深めることで、渇水発生時の情報共有体制を確立し渇水時の水利調整の円滑化を図ります。

さらに、広域的かつ合理的な視野に立った水利使用者相互間の水融通の円滑化に向けた取組みを関係機関及び水利使用者と連携して推進します。

(4) 水質事故時の対応

水質事故発生時には、「小丸川水系水質汚濁防止連絡協議会」を構成する関係機関に情報を伝達するとともに、事故や被害の状況を把握し、必要に応じて水質試験等原因物質特定のための調査を行い、適切な箇所でのオイルフェンス、吸着マットなどの設置により、被害の拡大防止を図ります。

また、水質事故に対して円滑な対応を図るべく、協議会と連携しながら水質事故管理体制の強化や水質事故訓練等を実施します。



写真 4-3-18 オイルフェンス、吸着マットの設置状況
(水質事故訓練にて)

4. 河川整備の実施に関する事項

(3) 渇水時の管理

小丸川水系において、異常な渇水等により河川流量が減少し、渇水対策が必要となった場合は、関係機関と連携して被害の軽減に努めます。

また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、関係機関及び水利使用者等の理解の下に、水利使用者間相互の水融通の円滑化などの推進・連携を図ります。加えて気候変動による降水量や流況の変化等の把握に努め関係者との共有を図ります。

さらに、広域的かつ合理的な視野に立った水利使用者相互間の水融通の円滑化に向けた取組みを関係機関及び水利使用者と連携して推進します。

(4) 水質事故時の対応

水質事故発生時には、「小丸川水系水質汚濁防止連絡協議会」を構成する関係機関に情報を伝達するとともに、事故や被害の状況を把握し、必要に応じて水質試験等原因物質特定のための調査を行い、適切な箇所でのオイルフェンス、吸着マットなどの設置により、被害の拡大防止を図ります。

また、水質事故に対して円滑な対応を図るべく、協議会と連携しながら水質事故管理体制の強化や水質事故訓練等を実施します。



写真 4-3-18 オイルフェンス、吸着マットの設置状況
(水質事故訓練にて)

4. 河川整備の実施に関する事項

4.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川空間の適正な利用と保全

河川空間が適正に利用・保全されるよう、また地域に望まれる河川空間を把握するため定期的・継続的に河川空間利用実態調査を行い、河川区域内の利活用に関しては、地域の河川利用に配慮し、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で適切に対処します。その際には施設管理者及び占用者に対して美しい自然風景や都市景観にも配慮するよう必要に応じて指導を行います。

(2) 多様な動植物の生息・生育場の保全

小丸川が有する良好な自然環境を保全するため、河川水辺の国勢調査等により、動植物の生息・生育環境の把握に努め、在来の生態系への影響が懸念される外来種については、特定外来生物の駆除や啓発活動等、必要に応じて外来種対策を行います。

また、身近な自然空間である河川への関心を高め、現在の小丸川の河川環境を実感できるように、水生生物調査等の体験学習を継続的に実施します。



写真 4-3-19 地域住民による水生生物調査の実施状況

4. 河川整備の実施に関する事項

4.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川空間の適正な利用と保全

河川空間が適正に利用・保全されるよう、また地域に望まれる河川空間を把握するため定期的・継続的に河川空間利用実態調査を行い、河川区域内の利活用に関しては、地域の河川利用に配慮し、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で適切に対処します。その際には施設管理者及び占用者に対して美しい自然風景や都市景観にも配慮するよう必要に応じて指導を行います。

(2) 多様な動植物の生息・生育場の保全・創出

小丸川が有する良好な自然環境を保全・創出するため、河川水辺の国勢調査や定期的な縦横断測量等を含め、工事や外来種対策などの実施後に河川環境のモニタリングを実施し、整備や対策による効果の確認を行います。河川環境が目標とする水準を下回っている場合には、河道の特性等を再度検証した上で、必要な対応を実施します。なお、河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要する場合もあるとともに、河川の作用によって常に変化するものであることから、短期的な変化だけではなく、中長期的、広域的な変化も含めて取組を評価するものとし、必要な対策を実施する場合は、河川の作用による変化に応じて順應的な管理を行うものとします。

一方、在来の生態系への影響が懸念される外来種については、特定外来生物の駆除や啓発活動等、必要に応じて外来種対策を行います。

また、身近な自然空間である河川への関心を高め、現在の小丸川の河川環境を実感できるように、水生生物調査等の体験学習を継続的に実施します。



写真 4-3-19 地域住民による水生生物調査の実施状況

4. 河川整備の実施に関する事項

(3) 総合的な土砂管理

山腹崩壊、ダム貯水池への堆砂の進行、濁水の長期化、海岸汀線の後退など土砂移動と密接に係わる課題に対処するため、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努めるとともに、関係機関と連携しつつ土砂移動に関する調査・研究や必要な対策を検討するため、小丸川を含めた宮崎県中部の流砂系を対象に、学識経験者・行政機関等からなる「宮崎県中部流砂系検討委員会」を平成19年10月に設置しており、その中で具体的対策やその後のモニタリング等の検討を行っていきます。

(4) ゴミ、流草木、不法投棄対策

洪水時に流出したゴミや流草木などについては、地域住民や関係機関などと連携し、できるだけ早く処理できるよう努めます。

また、河川環境の観点から河川敷等への無用な車の乗り入れや河川区域内への不法投棄、河川敷地の不法占用等は、河川環境を損ない、河川利用を妨げるほか、流水の阻害となる可能性もあるなど種々の障害を引き起こす原因になります。このため、河川巡視により監視を行い、不法占用等の未然防止に努め、不法投棄については関係自治体や警察と連携し対応します。

さらに、市民団体を中心に、行政・企業も一体となった河川の清掃・美化活動を通じて、ゴミの持ち帰りやマナー向上への啓発的な活動を実施・支援します。



写真 4-3-20 不法投棄状況

4. 河川整備の実施に関する事項

(3) ゴミ、流草木、不法投棄対策

洪水時に流出したゴミや流草木などについては、地域住民や関係機関などと連携し、できるだけ早く処理できるよう努めます。

また、河川環境の観点から河川敷等への無用な車の乗り入れや河川区域内への不法投棄、河川敷地の不法占用等は、河川環境を損ない、河川利用を妨げるほか、流水の阻害となる可能性もあるなど種々の障害を引き起こす原因になります。このため、河川巡視により監視を行い、不法占用等の未然防止に努め、不法投棄については関係自治体や警察と連携し対応します。

さらに、市民団体を中心に、行政・企業も一体となった河川の清掃・美化活動を通じて、ゴミの持ち帰りやマナー向上への啓発的な活動を実施・支援します。



写真 4-3-20 不法投棄状況

5. 小丸川における総合的な取組

5. 小丸川における総合的な取組

洪水、津波、高潮等に対する減災、河川やダム湖の水質改善、濁水問題、さらには河川へ流入する流木やゴミの問題等、いずれをとっても河川そのものにおける対症療法的な対策では、その効果に限界があるばかりか、多くの時間と費用を要することになります。今後とも小丸川における安全、安心の確保、環境の保全及び空間利用の促進等を一層図っていくためには、それぞれの課題の発生源である流域全体での取組が不可欠です。

流域における取組を進めるにあたっては、従来の河川行政の枠組みを超えて、それぞの対策を所管する関係行政機関、総合行政を担当する宮崎県、流域内各市町村はもとより、広く流域住民、住民団体、河川協力団体等の多様な主体との連携・協働を促進することにより、可能なところから段階的に実施に移していくことが重要です。

河川整備が一定の進捗をみた現在、小丸川流域においては、水、歴史、文化、環境及び教育等、主として普段の川に係わる様々な分野において、住民の関心が高まってきており、ゴミ拾い、環境保全、総合学習等について、河川愛護の啓発活動を実施してきました。これらの動きは、従来の行政のみに依存した河川の管理には、そのサービスに限界があることの現れであり、よりきめの細かいあるいは高度な管理・利用を、住民が自ら行動することにより獲得しようとするものです。これらの活動の多くは、通常、非営利で行われ、より良い河川の管理・利用の促進に寄与することから、社会貢献に相当するものと評価できるものもあります。

地域の防災力の向上、河川の水質改善、ゴミ対策、環境保全、利用促進等、いずれをとっても流域住民の関心、目配り及び行動なくして、流域をあげた効果的な対策、整備を実施できません。したがって、河川管理においてよりきめ細かく高度な行政サービスを実現するためには、調査、計画、設計、施工及び維持・管理に至る各分野において、住民との対話を継続することはもとより、必要に応じてこれらの多様で主体的な活動と適切に連携、さらには協働を積極的に進めることが不可欠です。

これらにより、地域住民が小丸川に関わる機会を設け、日常の維持管理においては、従来の河川管理者が行ってきた河川管理から、「小丸川は地域のみんなのもの」との認識に立った住民との協働による河川管理への転換を図ります。

5. 小丸川の川づくりの進め方

5. 小丸川の川づくりの進め方

5.1 関係機関、地域住民との連携

流域内において様々な活動を行っている各団体の活動支援を行うとともに、小丸川の河川清掃やイベント等の地域住民の自主的な活動に対しても、安全で多数の地域住民が参加できるよう、活動に必要となる河川情報を積極的に提供する等の支援を行います。

これらにより、地域住民が小丸川に関わる機会を設け、日常の維持管理においても、「川の365日※」を意識しつつ、従来の河川管理者だけが行ってきた河川管理から、「小丸川は地域のみんなのもの」であるとの認識に立った住民との協力・分担による河川管理への転換を推進していきます。

※「川の365日」とは、河川は、洪水・渇水が発生する場であるだけではなく、平常時においても生物の生息・生育の場であること、散策、スポーツ等の利用の場であること、四季折々に変化する美しい自然環境の一つとして地域の風土・文化を形成する重要な要素であることを同時に認識するという意味合いでいます。（河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」より抜粋）

5.2 河川情報の発信と共有

小丸川を常に安全で適切に利用・管理する気運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで積極的に形成することを目的に、河川管理者として収集した情報や河川利用に関する情報等を掲載したパンフレット等を作成するとともにインターネット等により幅広くPR活動を行い、情報の共有化を行います。

また、小丸川の特性と地域風土・文化を踏まえ、「小丸川らしさ」を生かした河川整備を進めるため、ホームページやラジオなどの地元メディアや広報誌を利用して広く情報提供し、住民との合意形成に向けた情報の共有化、意見交換の場づくりを図るなど関係機関や地域住民等との双向コミュニケーションを推進していきます。



図 5-2-1 小丸川の特徴をわかりやすく紹介したパンフレット

5. 小丸川における総合的な取組

5.1 関係機関、地域住民との連携

流域内において様々な活動を行っている各団体の活動支援を行うとともに、小丸川の河川清掃やイベント等の地域住民の自主的な活動に対しても、安全で多数の地域住民が参加できるよう、活動に必要となる河川情報を積極的に提供する等の支援を行います。

これらにより、地域住民が小丸川に関わる機会を設け、日常の維持管理においても、「川の365日※」を意識しつつ、従来の河川管理者だけが行ってきた河川管理から、「小丸川は地域のみんなのもの」であるとの認識に立った住民との協力・分担による河川管理への転換を推進していきます。

※「川の365日」とは、河川は、洪水・渇水が発生する場であるだけではなく、平常時においても生物の生息・生育の場であること、散策、スポーツ等の利用の場であること、四季折々に変化する美しい自然環境の一つとして地域の風土・文化を形成する重要な要素であることを同時に認識するという意味合いでいます。（河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」より抜粋）

5. 小丸川の川づくりの進め方

5. 小丸川の川づくりの進め方

5.1 関係機関、地域住民との連携

流域内において様々な活動を行っている各団体の活動支援を行うとともに、小丸川の河川清掃やイベント等の地域住民の自主的な活動に対しても、安全で多数の地域住民が参加できるよう、活動に必要となる河川情報を積極的に提供する等の支援を行います。

これらにより、地域住民が小丸川に関わる機会を設け、日常の維持管理においても、「川の365日[※]」を意識しつつ、従来の河川管理者だけが行ってきた河川管理から、「小丸川は地域のみんなのもの」であるとの認識に立った住民との協力・分担による河川管理への転換を推進していきます。

※「川の365日」とは、河川は、洪水・渇水が発生する場であるだけではなく、平常時においても生物の生息・生育の場であること、散策、スポーツ等の利用の場であること、四季折々に変化する美しい自然環境の一つとして地域の風土・文化を形成する重要な要素であることを同時に認識するという意味合いでいます。（河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」より抜粋）

5.2 河川情報の発信と共有

小丸川を常に安全で適切に利用・管理する気運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで積極的に形成することを目的に、河川管理者として収集した情報や河川利用に関する情報等を掲載したパンフレット等を作成するとともにインターネット等により幅広くPR活動を行い、情報の共有化を行います。

また、小丸川の特性と地域風土・文化を踏まえ、「小丸川らしさ」を生かした河川整備を進めるため、ホームページやラジオなどの地元メディアや広報誌を利用して広く情報提供し、住民との合意形成に向けた情報の共有化、意見交換の場づくりを図るなど関係機関や地域住民等との双方向コミュニケーションを推進していきます。



図 5-2-1 小丸川の特徴をわかりやすく紹介したパンフレット

5. 小丸川における総合的な取組

5.2 河川情報の発信と共有

小丸川を常に安全で適切に利用・管理する気運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで積極的に形成することを目的に、河川管理者として収集した情報や河川利用に関する情報等を掲載したパンフレット等を作成するとともにインターネット等により幅広くPR活動を行い、情報の共有化を行います。

また、小丸川の特性と地域風土・文化を踏まえ、「小丸川らしさ」を生かした河川整備を進めるため、ホームページやラジオなどの地元メディアや広報誌を利用して広く情報提供し、住民との合意形成に向けた情報の共有化、意見交換の場づくりを図るなど関係機関や地域住民等との双方向コミュニケーションを推進していきます。



図 5-2-1 小丸川の特徴をわかりやすく紹介したパンフレット

5. 小丸川の川づくりの進め方

5.3 地域の将来を担う人材の育成等

川は貴重な自然体験の場であり、子どもたちの感性を磨き、想像力を養う最適の場であるといえます。今後、川づくりを進める上でも学校等と連携して、水生生物調査等の自然体験活動を通じて「身近な自然である小丸川に親しみを感じてもらう」とともに、「水害に対する防災意識の向上が図られる」よう、出前講座等により将来を担う子どもたちへの環境学習や防災教育を積極的に支援していきます。

また、これらの自然体験活動の指導者育成・発掘に取り組むとともに、これまでに水害等を経験した地域住民がもっている知識や知恵等を伝承していくための取り組みも行っています。



写真 5-3-1 流域の小学生を対象にした水生生物調査

5. 小丸川における総合的な取組

5.3 地域の将来を担う人材の育成等

川は貴重な自然体験の場であり、子どもたちの感性を磨き、想像力を養う最適の場であるといえます。今後、川づくりを進める上でも学校等と連携して、水生生物調査等の自然体験活動を通じて「身近な自然である小丸川に親しみを感じてもらう」とともに、「水害に対する防災意識の向上が図られる」よう、出前講座等により将来を担う子どもたちへの環境学習や防災教育を積極的に支援していきます。

また、これらの自然体験活動の指導者育成・発掘に取り組むとともに、これまでに水害等を経験した地域住民がもっている知識や知恵等を伝承していくための取組も行っています。



写真 5-3-1 流域の小学生を対象にした水生生物調査

5.4 小丸川の価値・魅力の再認識

将来の子供達に、小丸川を良好な状態で受け継いで行くためには、地域に暮らす人々が川の恩恵や価値に気づき、川を大切にする思いや、川に誇りを持つことが重要です。

このため、住民団体等と連携して川の魅力を再発見する取組として、河川風景等を用いて小丸川の魅力を伝える等広報活動に取り組みます。

5.5 洪水調節施設を有効活用する取組を一層推進

全国では、近年の社会情勢、洪水・渇水被害の頻発や気候変動の影響の顕在化、既設ダムの有効活用のこれまでの事例の積み重ねによる知見の蓄積、これを支える各種技術の進展等を踏まえれば、ソフト・ハード対策の両面から既設ダムを有効活用することの重要性はますます高まっています。このため、既設ダムを有効活用する「ダム再生」をより一層推進させるための方策を示す「ダム再生ビジョン」が平成29年(2017年)6月に策定されました。

近年、小丸川水系では洪水被害が発生しており、こうした被害の軽減を図るために、関係機関と連携し、治水・利水の両面から、貯水容量の最大限の活用、弾力的な貯水池の運用管理、事前放流等、効果的な取組を一層推進します。

5. 小丸川における総合的な取組

5.6 防災力向上及び河川環境の保全等に資するコミュニティ形成への支援活動

近年の異常な集中豪雨が頻発する気象状況のもとでは、今後も、想定を上回る洪水が発生する可能性があり、災害時の安全かつ迅速な避難が必要です。一方、今後の高齢化社会においては、災害時に支援を必要とする方々が増加することは必至であり、これらの方々を支援するためには、近隣に居住する方々がお互い協力して、助け合う地域社会を再構築し、地域の防災力を高めていく必要があります。

このため、地域における防災力向上の取組や河川環境の保全の支援等、小丸川を活用し住民と連携した地域活動を行うことで、地域防災リーダーの育成や自主防災組織強化・拡充の支援を図る等、地域の身近なコミュニティの形成、さらには流域全体でのコミュニティの連携を促進します。

5.7 DX(デジタルトランスフォーメーション)等の新たな取組の推進

三次元点群データを活用した三次元管内図等により、調査・計画、設計、施工、維持・管理や災害時の被災調査等の一連業務の高度化・効率化、地域の方々への事業説明や流域も含めた様々なデータの提供の取組や、行政サービス向上を図る占用許可等のオンライン化、降雨の予測技術への活用、水害リスクに応じた適切な避難行動等が図れるよう、リスク情報の3D化等、国土交通省が推進する地域の方々への行政サービス向上と持続可能なインフラ整備・管理等につながるDX等の新たな取組を推進します。

5.8 流域全体を視野に入れた取組（流域治水対策の推進）

整備の途上段階や本河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって想定を上回る洪水や、施設能力を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川、氾濫域を含めて源流から河口までの流域全体の状態を把握しながら、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水（River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All）」を推進します。



図 5-8-1 流域治水の施策イメージ図

小丸川流域では、国、宮崎県、市町村、気象庁、林野庁等の関係機関からなる「小丸川水系流域治水協議会」を設立し、令和3年（2021年）3月には、あらゆる関係者（国・宮崎県・市町村・企業・住民等）で取り組む「小丸川水系流域治水プロジェクト」を公表しました。

本プロジェクトでは、河川管理者が取り組む河川区域における対策の進捗を図ることは元より、流域のあらゆる関係者が取り組む雨水貯留・雨水浸透施設整備、農業・林業等の一次産業従事者とも連携した水田の貯留機能向上や森林の整備・保全、砂防関係施設・治山施設の整備等の集水域における流出抑制対策、利水ダム等の事前放流の実施・体制の構築を含む「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、まちづくりと連携した高台への居住誘導等水害リスクを踏まえた土地利用の促進等の「被害対象を減少させるための対策」及び排水樋門の整備や排水機場等の耐水化、防災ソフト対策を含む「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」をハード・ソフト一体で進めることとしています。

具体的には、水害リスクマップを参考に土地利用や住まい方の工夫の検討やまちづくりの方針を図る等、水災害を考慮した計画策定となるよう引き続き支援及

5. 小丸川における総合的な取組

び連携を図ります。また、内水被害対策として、公共下水道事業(雨水)との連携・支援や、実証実験が始まっている「田んぼダム」等、雨水の保水・貯留機能の向上といった流域対策を流域治水に実装するために、治水効果の定量的・定性的な評価のための技術的支援等も図っていくこととしています。さらに、被害の軽減、早期復旧・復興を目的に、企業の水害版 BCP 策定や、VR(バーチャルリアリティ:仮想現実)・AR(オーグメンテッドリアリティ:拡張現実)等を活用した防災教育等の取組の支援を図ります。

令和 6 年(2024 年)3 月には、気候変動の影響による降雨量の増大に対しで早期に防災・減災を実現するため、流域のあらゆる関係者による様々な手法を活用した対策の一層の充実化を図った「流域治水プロジェクト 2.0」を公表しました。流域治水プロジェクト 2.0 では、気候変動による降雨量増加に伴う水害リスクの増大を明示するとともに、これに対応するために必要な河川整備、まちづくり、内水対策等の流域対策を充実させ、流域治水の取り組みを更に加速化・深化させていくこととしています。

流域治水の推進にあたっては、本協議会を通して、小丸川流域や他流域等の先進的な取組状況や取組効果等の共有も図り、流域治水プロジェクトの推進を行うとともに、継続した自治体等への支援や、流域のあらゆる関係者に小丸川流域のリスク情報等を提供することにより、流域住民に「流域治水」の取組に対する理解を深めていただき、参加を促進することで流域のあらゆる関係者が一体となった防災・減災対策を推進します。また、法的枠組により「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するため、流域治水の計画・体制の強化等について規定する「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和 3 年[2021 年]法律第 31 号。通称「流域治水関連法」)が整備されました。令和 3 年(2021 年)11 月 1 日に全面施行されたことを踏まえ、小丸川水系でも、必要に応じて、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組も関係機関等の理解のもと活用を図り、河川整備と土地利用規制等が一体となったまちづくりを支援していくとともに、自治体等による取り組みを促進するため、雨水貯留や浸透等の自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの推進も図ります。進めるにあたっては、関係者と国内外の先進事例等を共有するとともに、技術的支援等を行います。

あわせて、洪水調節に既存ダムの有効貯水容量を最大限活用できるよう、洪水調節機能の強化や事前放流による洪水調節を的確に実施するために必要なダム流入量の予測精度向上等の取組を推進すると共に関係機関と調整を図りながら新たな洪水調節施設の調査・検討に取り組みます。

なお、流域治水の取組は、進捗状況や社会状況の変化等を把握しながら、必要に応じて取組の見直しも実施します。

5.9 生態系ネットワークの形成

流域治水の推進に関連して、集水域や氾濫域における浸透・貯留空間、遊水空間（河道内の氾濫原、霞堤周辺域、堤内地のため池、谷戸、旧河道等）を生物多様性の向上に資する空間と捉え、生物の生息・生育・繁殖場所として機能するよう整備・保全することが重要です。

そのため、河川が有する生物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」に加え、広域の枠組みとして「河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」を進めています。

河川においては、溪流域から氾濫原・河口域までそれに特有の生物相が存在するのみならず、多くの生物がその生活史を通じて、海と河川の間、河川本流と支流の間、河川流路と氾濫原の間等を移動しています。したがって、集水域・氾濫原で整備した生物の生息場をより効果的に保全するために、それぞれの空間を生態系ネットワークとして機能させることが必要です。特に、横断工作物、樋門・樋管等で分断されている箇所は、魚道の設置や段差の解消等により連続性を確保し、水系全体をネットワークとして連結するような整備を進め、集水域・氾濫原の生息環境を向上させることで、良好な生態系ネットワークの形成を図ります。

一方、生態系ネットワークの形成は、流域の住民、農業関係者、NPO、学校、企業、自治体、河川管理者等、様々な主体の連携が欠かせません。それぞれの取り組みを推進しながら連携強化を図ることで、豊かな自然環境や人と自然との触れ合い活動の場を提供しつつ、治水、地域への愛着の醸成、経済の活性化等、社会・経済上の効果にも繋げていきます。



図 5-9-1 生態系ネットワークの分類

(出典) 川からはじまる川から広がる魅力ある地域づくり－河川を基軸とした生態系ネットワークの形成－

5.9 生態系ネットワークの形成

5. 小丸川における総合的な取組

5.10 小丸川流域の持続可能な社会の形成

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

その中でも、目標13【気候変動】は、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策であり、河川整備計画は、まさに気候変動に対する対策を取り入れたものと言えます。

また、関連する目標としては、目標4【教育】、目標6【水・衛生】、目標9【インフラ、産業化、イノベーション】、目標11【持続可能な都市】、目標14【海洋資源】、目標15【陸上資源】、目標17【実施手段】が挙げられ、持続可能な社会の形成に寄与するため河川整備計画を推進します。

表 5-10-1 河川整備計画とSDGsの関係

関連するSDGsのゴール	河川整備計画の実施内容
 目標4【教育】 すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none">地域リーダや水辺での安全活動指導者の育成小中学校等における河川及び防災教育の支援
 目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と接続可能な管理を確保する	<ul style="list-style-type: none">生物の水質の維持・保全水に関連する生態系の保全・再生水に関わる地域コミュニティの参加の支援
 目標9【インフラ・産業化・イノベーション】 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進 及びイノベーションの促進を図る	<ul style="list-style-type: none">経済発展や地域基盤となる持続可能かつ強靭なインフラ環境に配慮した技術の導入拡大を通じたインフラ
 目標11【持続可能な都市】 包括的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<ul style="list-style-type: none">洪水等の災害に強い地域・まちづくり輪中堤や宅地かさ上げ、堤防整備等による居住環境の形成
 目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<ul style="list-style-type: none">自然災害に対する強靭性及び適応能力の強化
 目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海岸・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	<ul style="list-style-type: none">生物の水質の維持・保全総合的な土砂管理に向けた取り組みゴミ流出を軽減するための清掃活動等の取組の推進
 目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、沙漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	<ul style="list-style-type: none">小丸川の生息・生育・繁殖環境の保全・創出生態系ネットワークの形成外来種対策
 目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	<ul style="list-style-type: none">流域治水等における流域連携の枠組みづくり洪水対策やかわまちづくり等における地域住民や企業、関係市町村等との連携市民団体等とのパートナーシップの形成

5.10 小丸川流域の持続可能な社会の形成

5.11 流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント

小丸川を良好な状態で維持して行くためには、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び日向灘を視野に入れた総合的な流域のマネジメントが必要です。このため、河川における水量、水質、土砂及び動植物等の調査はもとより、広く流域の状態の把握に努めます。

また、河川の情報を流域の関係者に発信し、情報の共有、相互の連携を深めることで、洪水流出量の増加の抑制、浸水危険箇所での市街化の抑制、水質汚濁負荷の削減、ゴミ発生量の削減、健全な水の循環、土砂の移動及び水源地域の保全等につなげます。さらに関係機関と調整を図りながら、洪水調節と健全な水循環に資する施設の調査・検討を実施します。

近年出水等の災害の特徴を踏まえ、またそれらの経験・知見を活かし、気候変動等に伴う降雨の激甚化、高頻度化、集中化並びに局地化の下で、生命や財産・社会的機能を災害から守るため、社会資本を着実かつ効率的に整備していきます。同時に、施設能力を上回る洪水による災害についても、その発生を前提とした迅速で正確な防災情報の共有等による避難体制の構築、災害に強い地域づくりの促進等、関係機関や地域住民と協力しながら、可能な対策を検討・実施し、生命や財産・社会的機能の被害をできうる限り少なくするように努めます。